

令和2年(2020年)

佐賀県男女共同参画の現状と施策



令和3年(2021年)3月



目次

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| I | 総論 | |
| 1 | 世界の動き | 1 |
| 2 | 日本の動き | 3 |
| 3 | 佐賀県の動き | 6 |
| II | 佐賀県の男女共同参画の状況 | |
| 1 | 人口と世帯 | 9 |
| 2 | データで見る「佐賀県の男女共同参画」 | |
| | 基本方向 1 「男女共同参画推進の基盤づくり」 | 16 |
| | 基本方向 2 「安心・安全に暮らすことができる社会づくり」 | 21 |
| | 基本方向 3 「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」 | 43 |
| III | 佐賀県の男女共同参画関連施策の概要 | |
| | 基本方向 1 「男女共同参画推進の基盤づくり」 | 71 |
| | 基本方向 2 「安心・安全に暮らすことができる社会づくり」 | 74 |
| | 基本方向 3 「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」 | 83 |
| IV | 市町における男女共同参画施策の取組状況 | |
| 1 | 市町男女共同参画担当窓口 | 97 |
| 2 | 男女共同参画計画等の策定状況 | 98 |
| 3 | 市町の総合計画等における位置付けについて | 99 |
| 4 | 市町における女性職員の管理職への登用状況 | 100 |
| 5 | 審議会・委員会等における女性の参画状況 | 101 |
| 6 | 市町議会における女性議員の状況 | 102 |
| V | 参考資料 | |
| | 男女共同参画社会基本法 | 103 |
| | 佐賀県男女共同参画推進条例 | 108 |
| | 佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿 | 112 |
| | 佐賀県男女共同参画基本計画体系表 | 113 |
| | 男女共同参画の推進のあゆみ（年表） | 115 |

I 総論

1 世界の動き

| | |
|------------------|---|
| 昭和50年 (1975年) | メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」が採択され、各國の行動が開始されました。国際連合は、この年を「国際婦人年」と定めました。 |
| 昭和51年 (1976年) | 昭和60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、「平和、平等、開発」を目標とし、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことを決定しました。 |
| 昭和54年 (1979年) | 国際連合は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択しました。 |
| 昭和60年 (1985年) | 「国連婦人の十年」最終年に当たるこの年、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦2000年に向けて各國等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「将来戦略」という。)を採択して、引き続き西暦2000年に向けて「国連婦人の十年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。 |
| 平成7年 (1995年) | 北京で第4回世界女性会議が開催され、「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目標に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。 |
| 平成12年 (2000年) | 6月、ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と、具体策の「成果文書」が採択されました。の中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。 |
| 平成17年 (2005年) | 第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。 12月、インドネシア(ジャカルタ)において、インドネシア政府とESCAP(国連アジア太平洋地域経済社会委員会)共催により、域内の「ジェンダー主流化」強化を目的とするワークショップが開催され、我が国を含め14か国が参加しました。この会合では、「ジェンダー主流化」強化のための提言が採択されました。 |
| 平成20年 (2008年) | 4月、我が国は、女子差別撤廃条約の実施のためにとった国内措置等に関する第6回報告を国連へ提出しました。 |
| 平成21年 (2009年) | 8月、2008年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。 |
| 平成22年 (2010年) | 3月、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。 7月、国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関を統合し、2011年1月に、新たな機関が、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」として発足することが決定されました。 9月、日本で初めてAPEC(アジア太平洋経済協力)女性リーダーズネットワーク(WLN)会合が開催されました。 |
| 平成23年 (2011年) | 9月、アメリカ(サンフランシスコ)において、APECエコノミーにおける女性の経済的エンパワーメントを促進するために、民間セクターと政府セクターが対話をを行う初の会合である、「APEC女性と経済サミット」が開催されました。 |
| 平成24年 (2012年) | 6月、ロシア(サンクトペテルブルク)において、「APEC女性と経済フォーラム」が開催されました。このフォーラムは、APECにおける女性と経済に関する取組として、前年サンフランシスコで開催された「女性と経済サミット」に引き続き、女性の経済的エンパワーメントを促進するために、閣僚級で構成するハイレベル政策対話を含む民間と政府が対話をを行う会合として開催されました。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 平成25年 (2013年) | 6月、インドネシア(バリ)において、APEC女性と経済フォーラムが開催され、「経済の推進役としての女性」をテーマに、「構造改革」「女性とICT」及び「インフラと人的資源」をサブテーマとして、APEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われました。フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられ、10月のAPEC首脳会合で報告されました。 |
| 平成26年 (2014年) | 5月、APEC地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、APEC域内の閣僚、企業の役員級、起業家及び学識経験者など約300名が一堂に会し、「女性と経済フォーラム2014」が、中華人民共和国・北京において、開催されました。 12月、家族に優しく、男女平等な社会の創造に一層効果的に貢献するため、2016年11月にタイで開催する次回フォーラムより、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と「東アジア家族に関する大臣フォーラム」とを統合することが合意されました。 |
| 平成27年 (2015年) | 3月、第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力するという「宣言」が採択されました。 第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され「仙台防災枠組2015－2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方を取り入れられました。 |
| 平成28年 (2016年) | 3月、第60回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から80以上の政府閣僚、NGO等約4,100人の非政府代表が参加されました。委員会期間中は、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」、「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに協議等が行われました。 6月、APECの地域の経済発展のためには、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、グローバル市場における女性の経済的統合への障壁の突破を主なテーマに、「女性と経済フォーラム2016」がペルー(リマ)において開催されました。 5月、G7伊勢志摩サミットの首脳会合及び全ての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)しました。 |
| 平成29年 (2017年) | 9月、「変わりゆく世界における女性の包摶及び経済的エンパワーメントの強化」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2017」がベトナム・フエにて開催されました。 11月、G7サミットに合わせて開催される関係閣僚会合の一つとして、G7男女共同参画担当大臣会合2017がイタリア共和国・タオルミーナで初めて開催され、国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍に関する様々な課題について意見交換が行われました。 |
| 平成30年 (2018年) | 3月、第62回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から政府閣僚やNGO等の非政府代表が参加されました。委員会期間中は、「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」を優先テーマに協議等がおこなわれました。 9月、「デジタル時代に女性と少女が前進する機会をつかむために」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2018」がパプアニューギニア・ポートモレスビーにて開催されました。 |
| 平成31年/ 令和元年 (2019年) | 3月、第5回国際女性会議WAW！/W20が東京で開催され、8か国の外務大臣を始め、世界各国から約3000名が参加。今回の会議では、「WAW！ for Diversity」をテーマに議論がおこなわれ、総理からは、女性活躍推進のための安倍政権の取組と成果が報告されました。また、G20大阪サミットにおいては、女子教育を含む女性のエンパワーメントに関し、取り組む決意が表明されました。 3月、第63回国連婦人の地位委員会が国連本部(ニューヨーク)で開催され、世界中から政府官僚やNGO等の非政府代表が参加。委員会期間中は、「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」を優先テーマに協議等が行われました。 9月、「経済への女性の包摶の推進」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2019」がチリ・ラ・セレナにて開催されました。 |
| 令和2年 (2020年) | 4月、国連グテーレス事務総長は、COVID-19の拡がりに関連して、家庭内暴力が増えていることを指摘し、各 government に対し対応を図るよう訴えました。 9月、「経済回復と女性の参画」をテーマに、「APEC女性と経済フォーラム2020」がマレーシアの主催となり、オンラインにて開催されました。 |

2 日本の動き

| | |
|------------------|--|
| 昭和50年 (1975年) | 内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)、以後10年間の我が国の女性問題の課題と施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。 |
| 昭和55年 (1980年) | 女子差別撤廃条約に署名しました。 |
| 昭和60年 (1985年) | 6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定及び労働基準法の改正等が実現しました。 |
| 昭和62年 (1987年) | 5月、婦人問題企画推進本部は、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を採択しました。 |
| 平成6年 (1994年) | 男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。 |
| 平成8年 (1996年) | 男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づいて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。 |
| 平成11年 (1999年) | 6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。 |
| 平成12年 (2000年) | 12月、男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。 |
| 平成13年 (2001年) | 1月、中央省庁等改革に伴い、内閣府に男女共同参画会議が設置されました。 4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。 |
| 平成14年 (2002年) | 2月、「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の第1回会合が開催されました。 10月には、苦情処理・監視専門調査会は「男女共同に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者救済に関するシステムの充実・強化について」を取りまとめ、男女共同参画会議へ報告しました。 |
| 平成15年 (2003年) | 4月、男女共同参画会議では、平成32年(2020年)までに指導的地位に占める女性の割合を30%以上にすることや、チャレンジしたい女性が必要とする情報を、いつでも、ほしいときに容易に入手できる「チャレンジ・ネットワーク」の実現を目指すことなどを柱とした『女性のチャレンジ支援策』を決定しました。 |

| | |
|------------------|--|
| 平成16年 (2004年) | 12月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことに伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定されました。 |
| 平成17年 (2005年) | 12月、男女共同参画会議が答申した「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方－男女がともに輝く社会へ－」を踏まえ、男女共同参画基本計画(第2次)が改定されました。 |
| 平成18年 (2006年) | 3月、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うマザーズハローワークが全国12の都市でオープンしました。 |
| 平成19年 (2007年) | 4月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)が改正されました。 |
| 平成20年 (2008年) | 1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。 4月には、男女共同参画推進本部において、あらゆる分野における女性の参画を進めため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。 |
| 平成21年 (2009年) | 6月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正されました。 |
| 平成22年 (2010年) | 6月、改正育児・介護休業法が原則施行されました。 7月、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。 |
| 平成23年 (2011年) | 2月、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」が開設されました。(平成23年2月8日～3月27日) |
| 平成24年 (2012年) | 5月、女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定するため、第1回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催されました。 6月、第2回「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が開催され、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画(働く「なでしこ」大作戦)が決定されました。 |
| 平成25年 (2013年) | 2月、経済産業省と東京証券取引所は共同で「女性の活躍推進」に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定・公表しました。 6月、政府は「日本再興戦略」で女性の力を最大限に活かすことを成長戦略として打ち出しました。 7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年7月3日に公布されました。今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 平成26年 (2014年) | 1月、内閣府男女共同参画局は、上場企業における役員・管理職への女性の登用、仕事と生活の両立推進等に関する情報を公表する“女性の活躍「見える化」サイト”を開設しました。 10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につなげるため、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。 |
| 平成27年 (2015年) | 7月、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が公表され、この答申を受け、12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。 9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる女性活躍推進法)が公布・施行されました。 |
| 平成28年 (2016年) | 2月、厚生労働省は「日本再興戦略2014」に基づき、女性の登用状況等に関する企業情報を一元化し、企業の女性活躍に向けた取組を推進することを目的とした「女性の活躍推進企業データベース」を開設しました。 3月、すべての女性が輝く社会づくり本部において、国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。 6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2016」を策定しました。 |
| 平成29年 (2017年) | 1月、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が施行されました。 3月、政府は「働き方改革実行計画」を取りまとめました。 6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2017」を策定しました。また同月、政府は待機児童解消を目指す「子育て安心プラン」を公表しました。 7月、刑法の一部改正法が施行され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等が行われました。 9月、国家公務員の旧姓使用が拡大されました。 10月、改正育児・介護休業法が施行されました。 |
| 平成30年 (2018年) | 5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。また、男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」がとりまとめられました。 6月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2018」を策定しました。 |
| 平成31年/ 令和元年 (2019年) | 4月、「働き方改革関連法」が施行されました。 5月、政府は「女性活躍推進法」において、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする法律を成立し、公布しました。 |
| 令和2年 (2020年) | 6月、政府は、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から4年度までの3年間を集中強化期間に設定しました。 |

3 佐賀県の動き

| | |
|------------------|--|
| 昭和60年 (1985年) | 3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題の推進方策」を制定しました。 |
| 昭和63年 (1988年) | 11月、新たな社会経済情勢に対応するために策定された「佐賀県長期計画」において、「男女共同参画の社会づくり」が県政推進の主要施策として位置づけされました。 |
| 平成2年 (1990年) | 平成元年に実施した県民意識実態調査を踏まえ、この年の2月、佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン21」を策定しました。 |
| 平成5年 (1993年) | 7月、知事を会長とし全庁的な女性施策の推進を図る「佐賀県女性行政推進会議」を設置し、「女性の施策・方針決定への参画促進要綱」を定めるとともに、「各種審議会・委員会への女性の登用促進対策」を決定しました。 12月には、県勢の発展をより確実なものとするため、「佐賀県新総合計画」が策定され、「男女共同参画型社会の形成」を女性施策の基本方向としました。 |
| 平成7年 (1995年) | 3月、「さが女性プラン21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センターが開館しました。 |
| 平成9年 (1997年) | 8月、県内に居住する男女2000人を対象に、「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施しました。その結果、男女とも性別による固定的な役割分担意識が根強い傾向がみられました。 |
| 平成12年 (2000年) | 2月、男女共同参画社会づくりをめざす拠点施設として設置した女性センターは、女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会等を提供するなど大きな役割を果たし、入館者が200万人に達しました。 これまでの同センターを中心として様々な活動や研修会、講習会の開催等を通じて、県民の男女平等意識や性別による固定的な役割分担意識にも徐々に変化が見られるようになり、女性の地位は高くなっていると多くの人が認識するようになりました。 |
| 平成13年 (2001年) | 3月、「さが女性プラン21」に掲げた各種審議会等の女性委員の登用目標である「20%以上」を達成しました。 また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成2年(2010年)度までの10年間に、男女共同参画に関する施策を総合的に推進することにしました。 10月には、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことにしました。 |

| | |
|------------------|---|
| 平成14年 (2002年) | <p>4月、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受付などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を市に各2名、町村に各1名設置しました。</p> <p>また同月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、佐賀県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招いて、男女共同参画に関する共通の課題の議論や交流を通して女性の能力向上、県民意識の高揚及び人・団体相互の連携を図り、男女共同参画社会の実現に資することを目的として、「佐賀アジア女性フォーラム」を開催しました。</p> |
| 平成15年 (2003年) | <p>6月、各種審議会・委員会等への女性委員の登用促進を図るため、「佐賀県男女共同参画推進会議」において、「政策・方針決定過程への男女の同等な参画推進要綱」及び「各種審議会・委員会等への女性の登用促進対策」を改正し、女性委員の割合を18年度までに30%以上にするという目標を決定しました。</p> |
| 平成16年 (2004年) | <p>4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、女性に対する暴力の被害者を支援する機関・団体が連携を強化するとともに、中・長期的課題について検討し、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を県立女性センター「アバンセ」内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関・団体の連携強化を図っています。</p> <p>10月には、アジア7か国(中国、マレーシア、モンゴル、タイ、韓国、シンガポール、ベトナム)の女性リーダーを招き、佐賀県と参加国の男女共同参画社会形成を実現させることと同等に地域レベルの交流を通して、人ととのつながりを深めることを目的に「佐賀アジア女性フォーラム2004」を開催し、男女共同参画をさらに進めいく必要性を確認した宣言文を採択しました。</p> <p>11月から12月にかけて、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。調査の結果、「夫は仕事、妻は家庭」という伝統的な性別役割分担意識について、県民のおよそ3人に2人が「反対」と回答するなど、大幅な改善がみられましたが、家庭での日常的な役割分担については、依然として家事の大半を女性が担っている実態が明らかになりました。</p> |
| 平成17年 (2005年) | <p>10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設しました。</p> |
| 平成18年 (2006年) | <p>3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定しました。4つの基本方向の下に、17の重点目標と79の推進項目で構成、3つの数値目標を掲げ、平成22年(2010年)度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。</p> <p>また同月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定しました。4つの基本方向の下に、19の重点目標、58の具体的な施策の方向で構成しています。また、この支援計画にあわせて、被害者の安全を守るために具体的な対応を整理し、関係機関団体における統一した対応を図る「DV被害者の安全確保の指針(ガイドライン)」を策定しました。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 平成19年 (2007年) | 3月、佐賀県男女共同参画基本計画改定を機に、県民をはじめ、県内外の各界、各層の個人、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、男女共同参画社会づくりに向けて、広く気運の醸成を図り、各地域での取組を促進することを目的に「2007男女共同参画フォーラムinさが」を開催しました。 また同月、県が一事業者として、県内市町・事業所にさきがけて職場における男女共同参画を推進するために、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」を策定しました。 |
| 平成21年 (2009年) | 3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。被害者やその子どもへの精神的・心理的支援のための施策及び若年層に対する啓発教育施策、また、市町の役割を明確に定め、その取組を促すこと等を新たに加えました。 11月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。 |
| 平成22年 (2010年) | 7月、新たな計画策定に先立ち、前年に実施した「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表しました。 |
| 平成23年 (2011年) | 3月、「佐賀県男女共同参画基本計画(2011－2015)」を策定しました。4つの基本方向の下に、8つの重点目標を定め、4つの数値目標を掲げ、平成27(2015)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。 |
| 平成24年 (2012年) | 7月、性暴力の被害にあわれた方の、こころと体の早期回復、社会復帰を目指して、きめ細やかな支援を行う、「性暴力被害者支援モデル事業」を開始しました。 |
| 平成25年 (2013年) | 8月、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画(2013－2016)」を策定しました。職員の育児・介護への参画促進の取組やセクハラ防止に係る取組の充実・強化を図るとともに、「男女共同参画の日」の意識づけとして一斉定時退庁を取り組むことにしました。 |
| 平成26年 (2014年) | 1月、女性の活躍により、企業の発展及び地域活性化を図るとともに、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として「女性の大活躍推進佐賀県会議」が設置されました。 3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」(第3次計画)を策定しました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。 9月、内閣府と連携して、もっと女性が活躍できる社会を目指す「輝く女性応援会議in佐賀」を開催しました。 10月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施しました。 |
| 平成28年 (2016年) | 3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。3つの基本計画の下に、8つの重点目標を定め、12つの数値目標を掲げ、平成32(2020)年度までの5年間に、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進することにしました。 6月、企業、NPO法人での活動、地域活動等様々な分野で、個性や能力を活かして活躍している女性、又は団体を表彰する佐賀さいこう表彰(女性活躍推進部門)を創設し、1個人、1企業に贈りました。 |
| 平成29年 (2017年) | 11月、「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として全国的に実施される「パープル・ライトアップ」に初めて参加し、佐賀県庁旧館及び県立男女共同参画センター・県立生涯学習センター(アバンセ)のライトアップを実施しました。 |
| 平成31年/ 令和元年 (2019年) | 3月、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、配偶者からの暴力防止及び被害者等の保護に関する法律(平成26年1月3日付改正施行)に基づき、第4次「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。 |
| 令和2年 (2020年) | 2月、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査報告書」を公表しました。 10月、佐賀県知事との「PAPAシンポジウム」をオンラインにて開催しました。 |

II 佐賀県の男女共同参画の状況

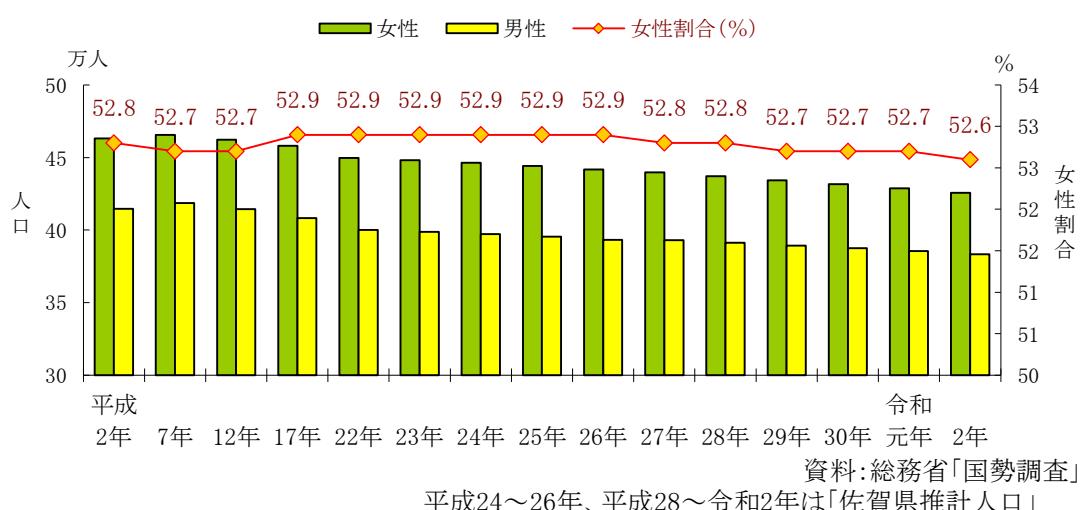
1 人口と世帯

(1) 佐賀県の人口

① 人口の推移と性比

佐賀県の令和2年10月1日現在の人口は808,821人で、平成22年からの10年間に4.82%減しました。男女別にみると女性が425,593人、男性が383,228人であり、女性は男性に比べて42,365人多く、総人口の52.6%を占めています。

図表1-1 佐賀県男女別人口の推移(佐賀県)



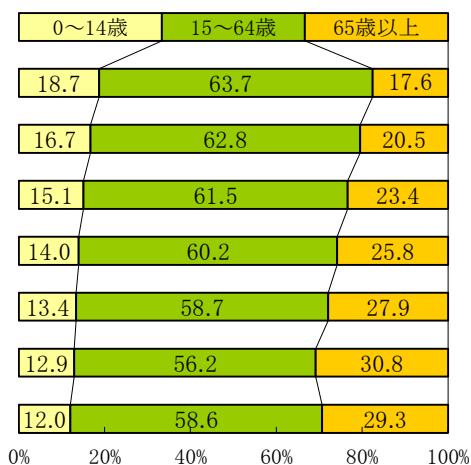
② 年齢別人口

佐賀県の平成27年10月1日現在の人口を年齢3区別にみると、女性の0～14歳の年少人口の割合は12.9%、15～64歳の生産年齢人口割合は56.2%、65歳以上の老人人口割合は30.8%となっています。

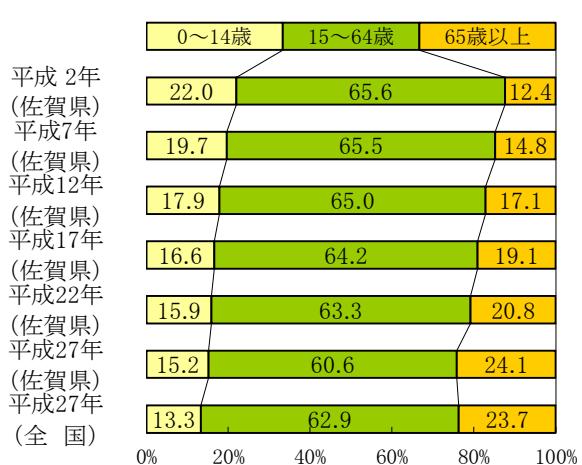
また、佐賀県の将来推計人口では、2045年には老人人口割合が37.0%になると推計されています。

図表1-2 年齢別3区分別人口の推移(佐賀県・全国)

【女性】

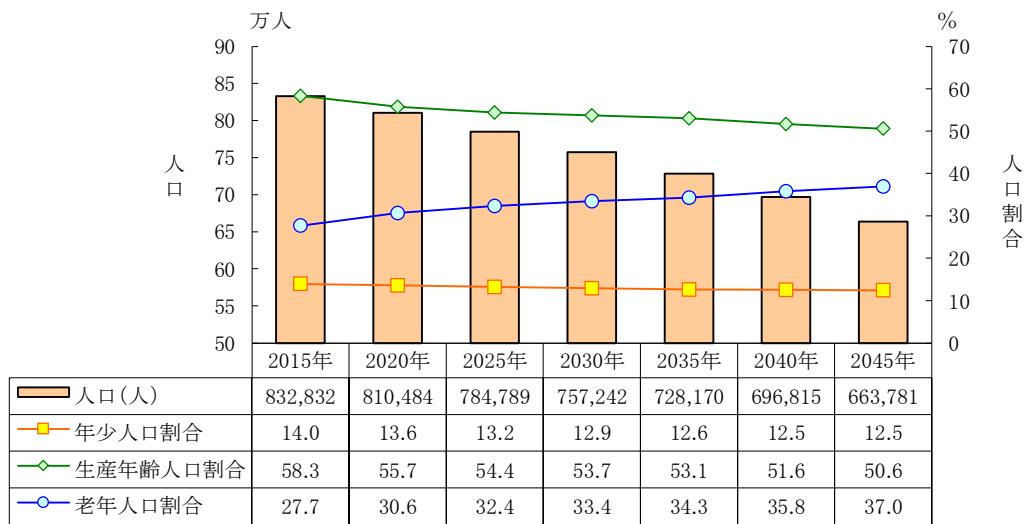


【男性】



資料:総務省「国勢調査」

図表1－3 将来推計人口(佐賀県)



資料: 国立社会保障・人口問題研究所
「都道府県別将来推計人口」(平成30年(2018年)推計)

③高齢化率

佐賀県の高齢化は年々進んでおり、平成27年の国勢調査では、4人に1人が高齢者となっています。

また、佐賀県の高齢単身者率については、年々増加しているものの、全国と比較すると低い割合で推移しています。

図表1－4 高齢化率(佐賀県)

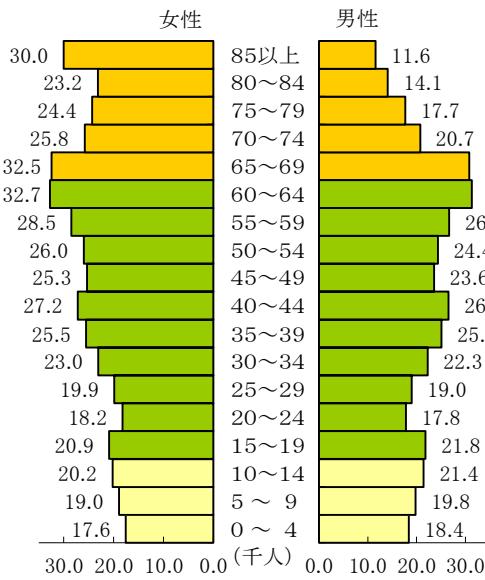
| | 県 | | | | 全国 | | | |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | H12 | H17 | H22 | H27 | H12 | H17 | H22 | H27 |
| 高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合) | 20.4 | 22.6 | 24.6 | 27.7 | 17.3 | 20.1 | 23.0 | 26.6 |
| 高齢者に占める女性の割合 | 60.4 | 60.3 | 60.2 | 58.9 | 58.1 | 57.6 | 57.3 | 56.7 |
| 高齢者に占める単身者の割合 | 10.8 | 11.9 | 12.5 | 13.7 | 13.8 | 15.1 | 16.4 | 17.7 |
| 高齢単身者に占める女性の割合 | 81.3 | 78.7 | 77.5 | 71.8 | 75.5 | 72.8 | 74.6 | 67.5 |
| 85歳以上に占める女性の割合 | 73.8 | 74.6 | 73.7 | 72.1 | 70.7 | 72.3 | 72.4 | 70.1 |

資料: 総務省「国勢調査」

図表1-5 5歳階級別男女別人口(佐賀県)

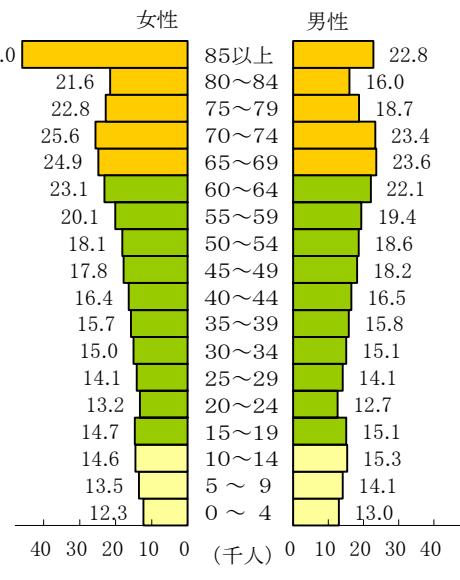
図表1-5-1 2015年

女性人口 440千人 年齢 男性人口 393千人



図表1-5-2 2045年推計

女性人口 349千人 年齢 男性人口 314千人



| | |
|----------------|--------|
| 老人人口(65歳以上) | 231 千人 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 486 千人 |
| 年少人口(0～14歳) | 116 千人 |
| 合計 | 833 千人 |

| | |
|----------------|--------|
| 老人人口(65歳以上) | 245 千人 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 336 千人 |
| 年少人口(0～14歳) | 83 千人 |
| 合計 | 664 千人 |

(なお、四捨五入をしているため、合計の数字と異なります)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成30年(2018年)3月推計)

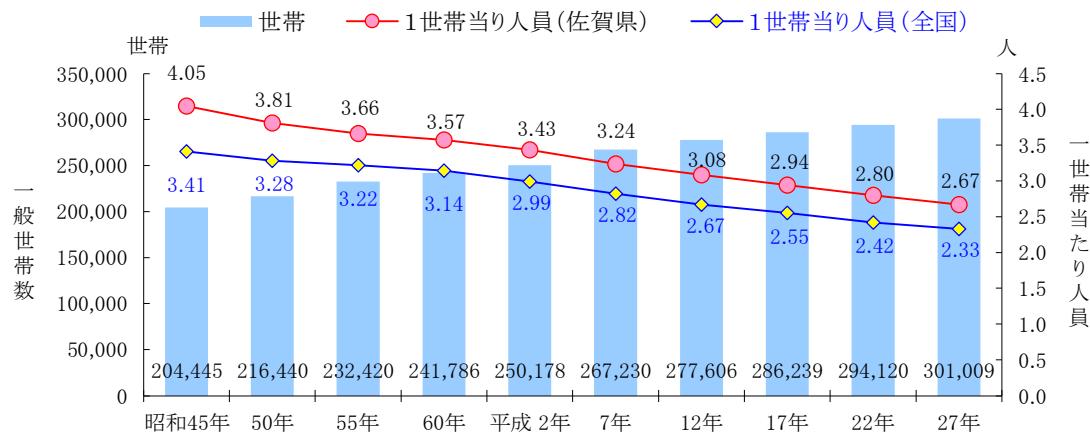
(2)世帯の状況

①一般世帯数

佐賀県の平成27年10月1日現在の一般世帯数は301,009世帯で、平成22年からの5年間に6,889世帯(2.3%)増加しました。

1世帯当たりの人員は2.67人で、年々減少しているものの、全国(2.33人)と比較すると0.34人多くなっています。

図表1-6 世帯数(一般世帯数)、1世帯当たり人員の推移(佐賀県・全国)

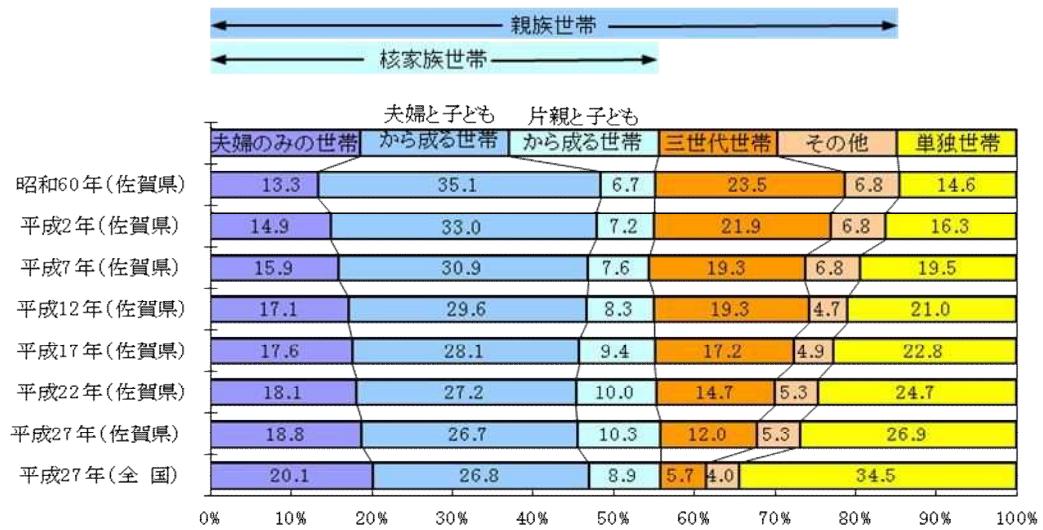


資料: 総務省「国勢調査」

②世帯の家族類型

世帯の家族類型をみると、平成22年からの5年間で三世代世帯の割合は2.7ポイント減少し、単独世帯は2.2ポイント増加しています。全国と比較すると、三世代世帯は6.3ポイント高く単独世帯は7.6ポイント少なくなっています。

図表1-7一般世帯の家族類型別割合(佐賀県・全国)



注)昭和60年、平成2年及び7年の「三世代世帯」は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもと片親から成る世帯」および「夫婦、子どもと親と他の親族から成る世帯」の合計とした。

資料:総務省「国勢調査」

(3) 人口動態

①出生の動向

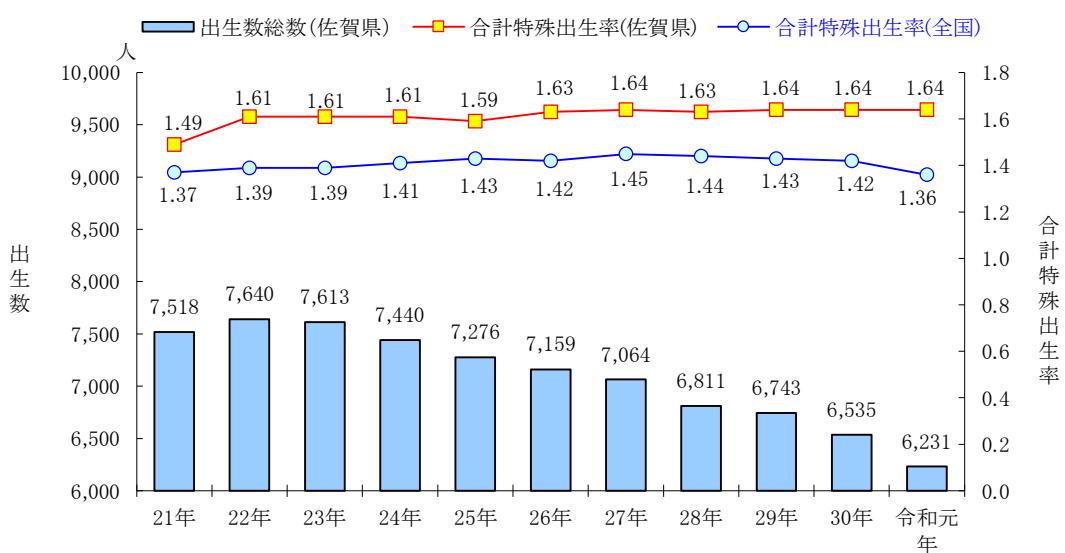
令和元年の佐賀県の出生数は6,231人(女性2,997人、男性3,234人)で、出生率は7.7(人口千人対)となっています。合計特殊出生率は1.64で、全国の1.36を上回っています。

図表1-8 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移(佐賀県・全国)

| 年次 | 出生数 | | | 出生率 | | 合計特殊出生率 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|---------|------|
| | 総数 (人) | 女性 (人) | 男性 (人) | 県 (人口千対) | 全国 (人口千対) | 県 | 全国 |
| | | | | | | | |
| 昭和60年 | 11,705 | 5,673 | 6,032 | 13.1 | 11.9 | 1.95 | 1.76 |
| 平成2年 | 9,555 | 4,585 | 4,970 | 10.9 | 10.0 | 1.75 | 1.54 |
| 7年 | 8,729 | 4,256 | 4,473 | 9.9 | 9.6 | 1.64 | 1.42 |
| 12年 | 8,745 | 4,167 | 4,578 | 10.0 | 9.5 | 1.67 | 1.36 |
| 13年 | 8,561 | 4,232 | 4,329 | 9.8 | 9.3 | 1.62 | 1.33 |
| 14年 | 8,202 | 3,962 | 4,240 | 9.4 | 9.2 | 1.56 | 1.32 |
| 15年 | 7,898 | 3,926 | 3,972 | 9.1 | 8.9 | 1.51 | 1.29 |
| 16年 | 7,845 | 3,781 | 4,064 | 9.1 | 8.8 | 1.49 | 1.29 |
| 17年 | 7,508 | 3,725 | 3,783 | 8.7 | 8.4 | 1.48 | 1.26 |
| 18年 | 7,647 | 3,624 | 4,023 | 8.9 | 8.7 | 1.5 | 1.32 |
| 19年 | 7,703 | 3,759 | 3,944 | 9.0 | 8.6 | 1.51 | 1.34 |
| 20年 | 7,859 | 3,884 | 3,975 | 9.2 | 8.7 | 1.55 | 1.37 |
| 21年 | 7,518 | 3,700 | 3,818 | 8.9 | 8.5 | 1.49 | 1.37 |
| 22年 | 7,640 | 3,697 | 3,943 | 9.0 | 8.5 | 1.61 | 1.39 |
| 23年 | 7,613 | 3,723 | 3,890 | 9.0 | 8.3 | 1.61 | 1.39 |
| 24年 | 7,440 | 3,623 | 3,817 | 8.9 | 8.2 | 1.61 | 1.41 |
| 25年 | 7,276 | 3,586 | 3,690 | 8.7 | 8.2 | 1.59 | 1.43 |
| 26年 | 7,159 | 3,492 | 3,667 | 8.6 | 8.0 | 1.63 | 1.42 |
| 27年 | 7,064 | 3,402 | 3,662 | 8.5 | 8.0 | 1.64 | 1.45 |
| 28年 | 6,811 | 3,316 | 3,495 | 8.3 | 7.8 | 1.63 | 1.44 |
| 29年 | 6,743 | 3,230 | 3,513 | 8.2 | 7.6 | 1.64 | 1.43 |
| 30年 | 6,535 | 3,199 | 3,336 | 8.0 | 7.4 | 1.64 | 1.42 |
| 令和元年 | 6,231 | 2,997 | 3,234 | 7.7 | 7.0 | 1.64 | 1.36 |

資料:厚生労働省「人口動態調査」

図表1-9 出生数・合計特殊出生率の推移(佐賀県・全国)

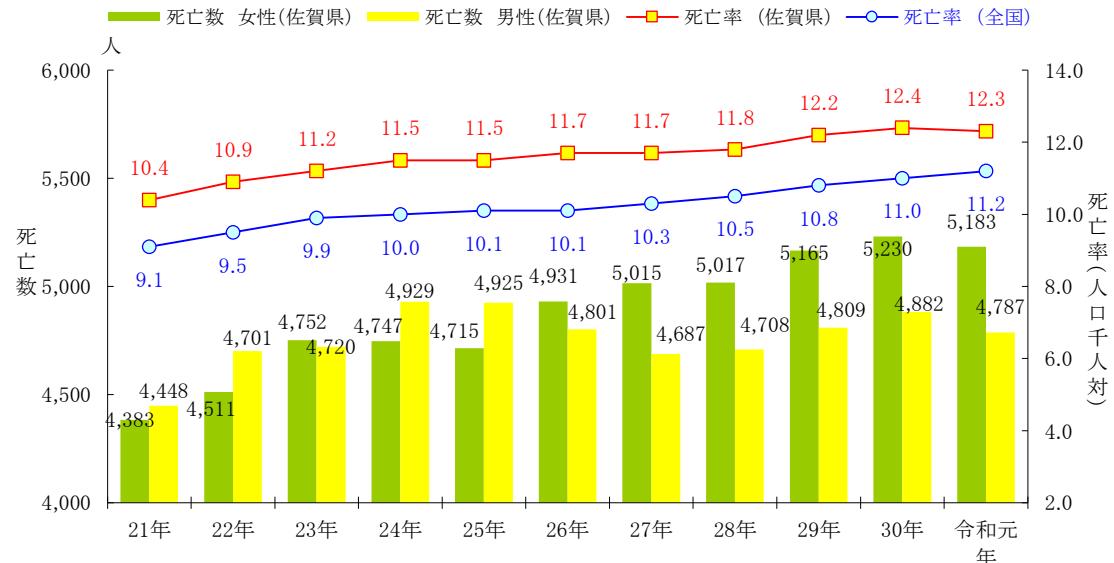


資料:厚生労働省「人口動態調査」

②死亡の動向

令和元年の佐賀県の死亡数は9,967人(女5,183人、男4,784人)、死亡率は12.3(人口千人対)で、全国の死亡率11.2を上回っています。男女別にみると、女性の死亡数は、男性より399人多くなっています。

図表1-10 死亡数・死亡率の推移(佐賀県・全国)

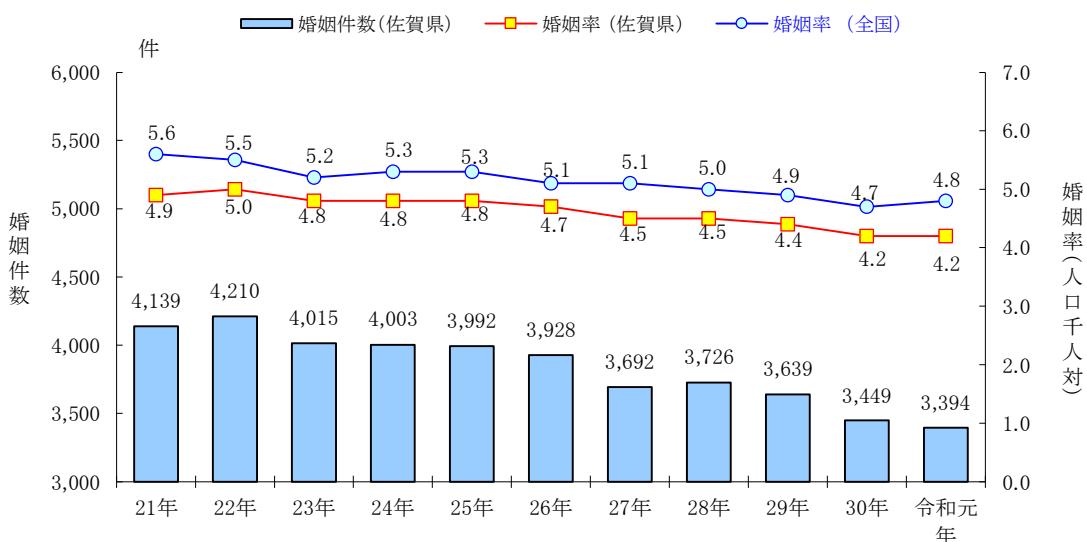


資料:厚生労働省「人口動態調査」

③婚姻の状況

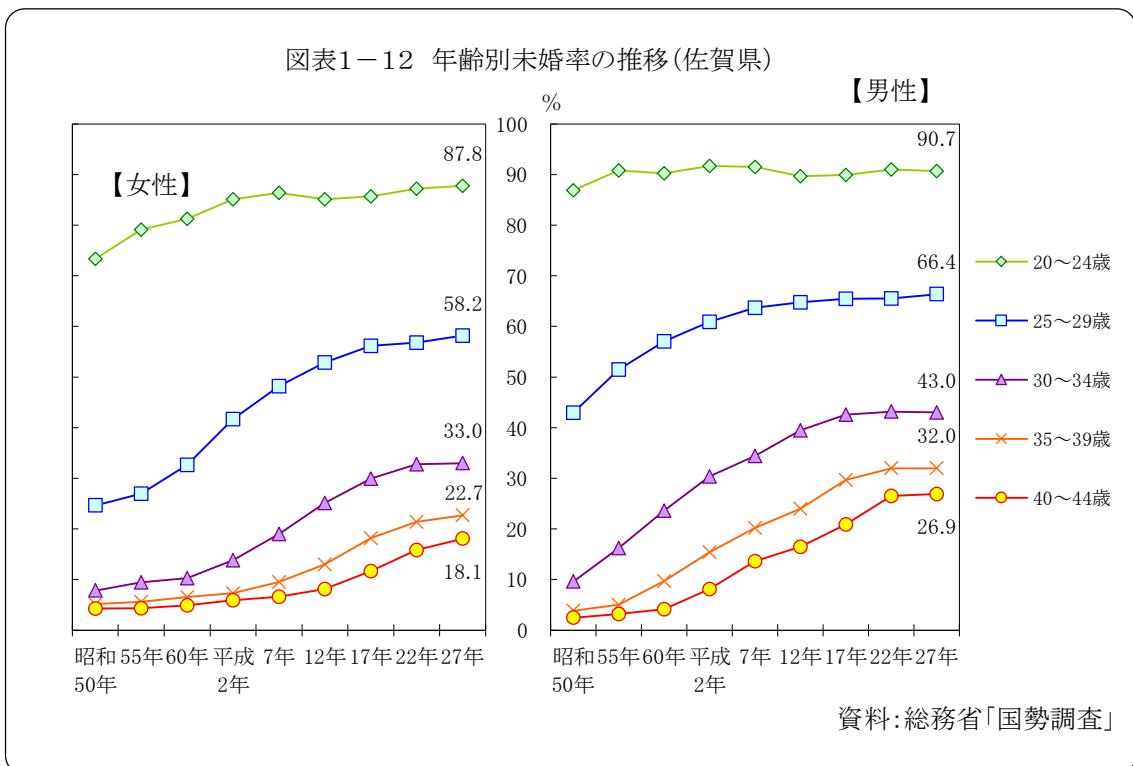
令和元年の佐賀県の婚姻件数は、3,394組で、前年より55組減少しました。婚姻率(人口千人対)は4.2となり、全国平均の4.8を下回っています。

図表1-11 婚姻件数・婚姻率の推移(佐賀県・全国)



資料:厚生労働省「人口動態調査」

年齢階級別の未婚率をみると、平成27年調査においてはいずれの年代も高い未婚率を示しており、晩婚化が伺えます。



④離婚の状況

令和元年の佐賀県の離婚件数は1,329組で、前年より49組増加しました。離婚率(人口千人対)は1.64となり、全国平均1.69を下回っています。



2 データで見る「佐賀県の男女共同参画」

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1)男女共同参画の意識の形成

①県民意識調査の結果より

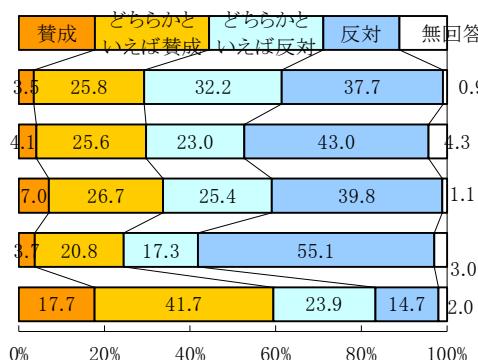
佐賀県では、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担に賛成する人（賛成、どちらかといえば賛成）は、平成9年度調査では男性女性ともに6～7割に達していましたが、平成16年度調査で初めて反対派（反対、どちらかといえば反対）が賛成派を上回りました。平成26年度調査、令和元年度調査でも、反対派が半数以上を占めています。

平成9年度調査と比較すると、反対派は、女性で38.6%から69.9%へと31.3ポイント増加、男性では28.6%から58.5%へと29.9ポイントも増加しており、意識の変化が著しい状況です。

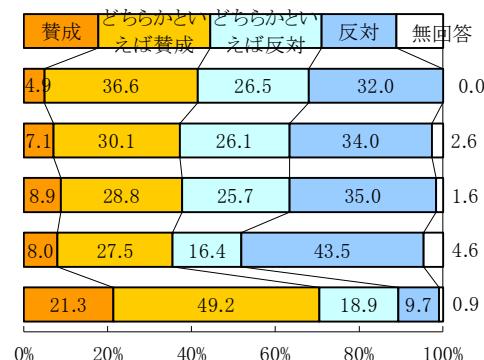
内閣府による全国調査でも、平成16年調査で初めて反対派が賛成派を上回るなど、佐賀県の状況と同様、反対派が年を追うごとに増加してきていましたが、平成24年調査で初めて減少に転じ、賛成派が反対派を再度逆転しました。しかし、平成26年調査以降、再び反対派が増加に転じています。

図表1-1 「夫は仕事、妻は家庭」(佐賀県・全国)

【佐賀県・女性】

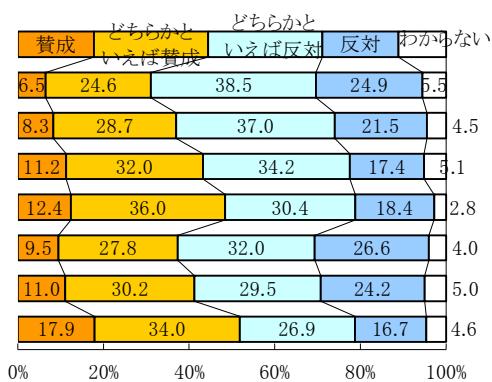


【佐賀県・男性】

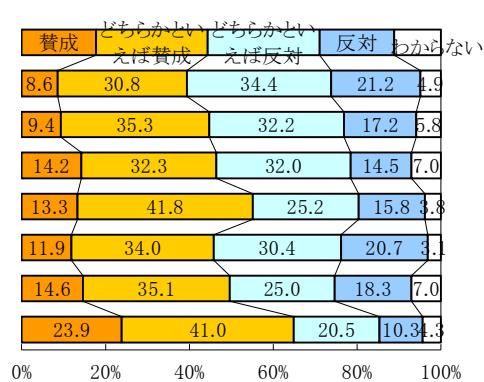


資料:佐賀県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」

【全国・女性】



【全国・男性】

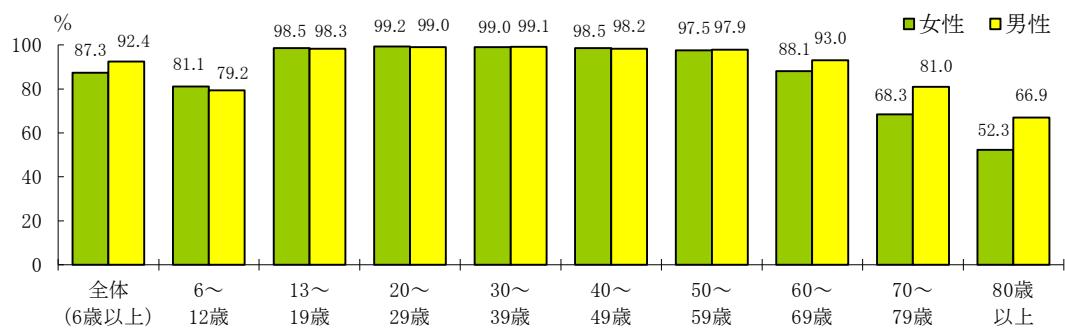


資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成9～28年、令和元年)

②インターネットの普及

全体（6歳以上）では、女性のインターネット利用率は87.3%となっており、男性の利用率（92.4%）と比べると5.1ポイント低くなっていますが、6歳～59歳は、女性と男性の利用率にほとんど差はありません。しかし、60歳以上では女性の方が男性より低い利用率となっています。

図表1－2 男女別年齢階級別インターネット利用率(全国)



資料:総務省「通信利用動向調査」(令和元年度)

重点目標(2)幼少期からの男女共同参画の意識形成

①女性教員の状況

佐賀県の教員数に占める女性の割合は、全国平均と比較してもあまり大きな差はありません。昨年度の割合と比較すると、義務教育学校、高等学校、特別支援学校で女性割合が上昇しております、短期大学で少し減少しています。

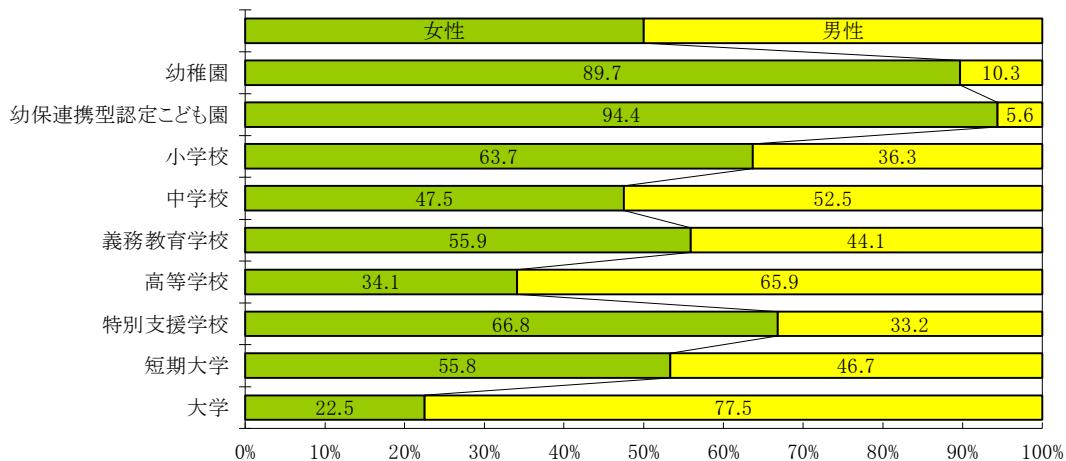
図表1－3 女性教員(本務者)の割合(佐賀県・全国)

| | 佐賀県 | | | | 全国(割合) | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 総数 (人) | 女性 | | 男性 | 女性 | 男性 |
| | 実数 (人) | 実数 (人) | 割合 (%) | 実数 (人) | 割合 (%) | 割合 (%) |
| 幼稚園 | 435 | 390 | 89.7 | 45 | 10.3 | 93.4 |
| 幼保連携認定こども園 | 1,368 | 1,291 | 94.4 | 77 | 5.6 | 94.7 |
| 小学校 | 3,376 | 2,152 | 63.7 | 1,224 | 36.3 | 62.2 |
| 中学校 | 2,133 | 1,014 | 47.5 | 1,119 | 52.5 | 43.5 |
| 義務教育学校 | 245 | 137 | 55.9 | 108 | 44.1 | 53.1 |
| 高等学校 | 2,068 | 705 | 34.1 | 1,363 | 65.9 | 32.3 |
| 特別支援学校 | 844 | 564 | 66.8 | 280 | 33.2 | 61.6 |
| 短期大学 | 75 | 40 | 53.3 | 35 | 46.7 | 52.6 |
| 大学 | 785 | 177 | 22.5 | 608 | 77.5 | 25.3 |
| | | | | | | 74.7 |

注)高等学校は全日制と定時制の計

資料:文部科学省「令和元年度学校基本調査報告書」(5月1日現在)

図表1-4 女性教員の割合(佐賀県)



注)高等学校は全日制と定時制の計

資料:文部科学省「令和元年度学校基本調査報告書」(5月1日現在)

②大学・短期大学への進学率の状況

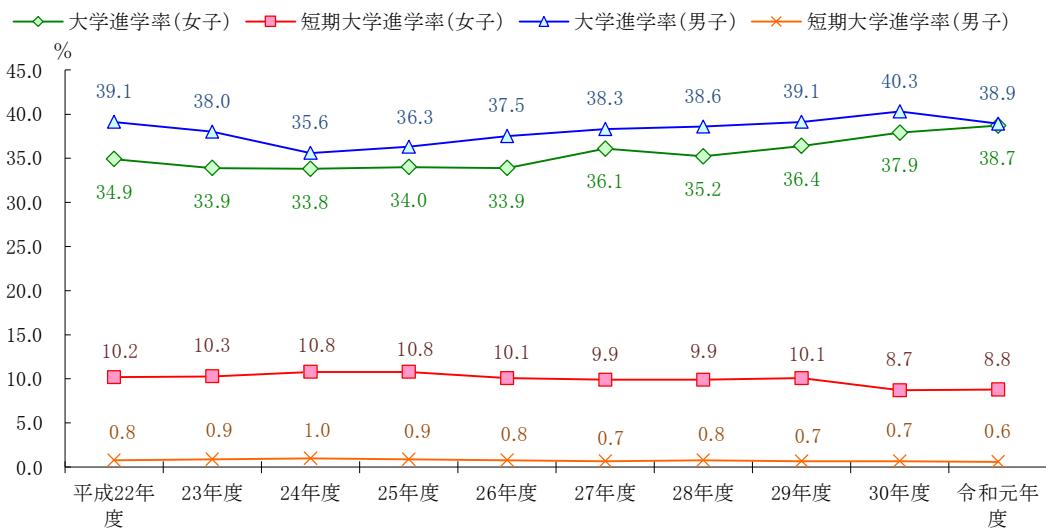
令和元年度の佐賀県の女子の大学等進学率は49.5%で、男子の39.5%を上回っていますが、内訳をみると、大学（学部）38.7%、短期大学（本科）8.8%となっており、大学（学部）への進学率はあまり変わりありません。

図表1-5 大学・短期大学への進学率の推移(佐賀県)

| 区分 | 大学等 進学率 計 (%) | 女子 | | | | | 男子 | | | | |
|-------|------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|--|--|---------------------|--------------------|-------------------|--|--|
| | | 高等学校 卒業者数 (人) | 大学等 進学者数 (人) | 大学等 進学率 (%) | 大学等進学率 | | 高等学校 卒業者数 (人) | 大学等 進学者数 (人) | 大学等 進学率 (%) | 大学等進学率 | |
| | | | | | うち大 学(学 部)へ の進 学 率 (%) | うち短 期大学 (本科) への進 学 率 (%) | | | | うち大 学(学 部)へ の進 学 率 (%) | うち短 期大学 (本科) への進 学 率 (%) |
| 22年度 | 43.5 | 4,214 | 1,994 | 47.3 | 34.9 | 10.2 | 4,565 | 1,824 | 40.0 | 39.1 | 0.8 |
| 23年度 | 42.3 | 4,151 | 1,915 | 46.1 | 33.9 | 10.3 | 4,581 | 1,782 | 38.9 | 38.0 | 0.9 |
| 24年度 | 41.4 | 4,049 | 1,887 | 46.6 | 33.8 | 10.8 | 4,374 | 1,601 | 36.6 | 35.6 | 1.0 |
| 25年度 | 41.8 | 4,157 | 1,937 | 46.6 | 34.0 | 10.8 | 4,362 | 1,621 | 37.2 | 36.3 | 0.9 |
| 26年度 | 42.0 | 4,034 | 1,848 | 45.8 | 33.9 | 10.1 | 4,247 | 1,628 | 38.3 | 37.5 | 0.8 |
| 27年度 | 43.5 | 4,073 | 1,957 | 48.0 | 36.1 | 9.9 | 4,166 | 1,624 | 39.0 | 38.3 | 0.7 |
| 28年度 | 43.0 | 3,999 | 1,872 | 46.8 | 35.2 | 9.9 | 4,255 | 1,680 | 39.5 | 38.6 | 0.8 |
| 29年度 | 44.0 | 3,953 | 1,911 | 48.3 | 36.4 | 10.1 | 4,153 | 1,652 | 39.8 | 39.1 | 0.7 |
| 30年度 | 44.7 | 3,870 | 1,884 | 48.7 | 37.9 | 8.7 | 4,181 | 1,714 | 41.0 | 40.3 | 0.7 |
| 令和元年度 | 44.2 | 3,808 | 1,886 | 49.5 | 38.7 | 8.8 | 4,271 | 1,687 | 39.5 | 38.9 | 0.6 |

資料:文部科学省「学校基本調査報告書」(各年度5月1日現在)

図表1-6 大学・短期大学への進学率の推移(佐賀県)



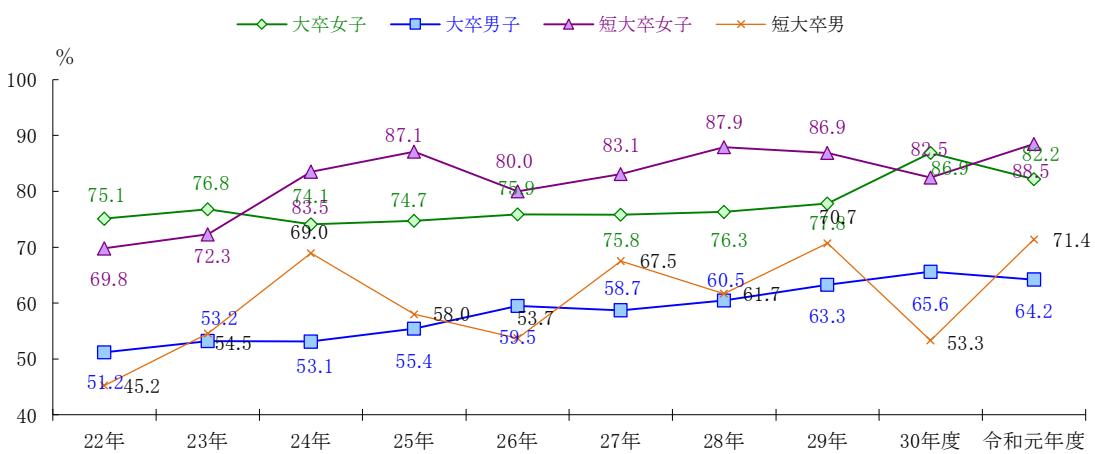
資料:文部科学省「学校基本調査報告書」(各年度5月1日現在)

③新規学卒者の就職状況

令和元年度の佐賀県の新規学卒者の就職率は、大学卒業女子82.2%、短大卒業女子88.5%、大学卒業男子64.2%、短大卒業男子71.4%となっています。

大学卒業の男女の就職率は、平成9年度以降、一貫して女子の方が高くなっています。

図表1-7 新規学卒者の就職率の推移(佐賀県)



資料:文部科学省「学校基本調査報告書」(各年5月現在)

④高等学校学科別生徒数

図表1-8 高等学校学科別生徒数(佐賀県)

| 区分 | 県 | | | | | 全国割合(%) | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| | 総数 | 女 | | 男 | | 女 | 男 |
| | | 生徒数(人) | 生徒数(人) | 割合(%) | 生徒数(人) | 割合(%) | |
| 普通科 | 12,586 | 6,305 | 50.1 | 6,281 | 49.9 | 50.5 | 49.5 |
| 農業に関する学科 | 1,243 | 595 | 47.9 | 648 | 52.1 | 48.9 | 51.1 |
| 工業に関する学科 | 3,706 | 316 | 8.5 | 3,390 | 91.5 | 11.2 | 88.8 |
| 商業に関する学科 | 3,224 | 2,114 | 65.6 | 1,110 | 34.4 | 62.8 | 37.2 |
| 水産に関する学科 | 0 | 0 | - | 0 | - | 22.7 | 77.3 |
| 家庭に関する学科 | 856 | 779 | 91.0 | 77 | 9.0 | 86.1 | 13.9 |
| 看護に関する学科 | 235 | 235 | 100.0 | 0 | - | 94.2 | 5.8 |
| 情報に関する学科 | 0 | 0 | - | 0 | - | 34.5 | 65.5 |
| 福祉に関する学科 | 60 | 46 | 76.7 | 14 | 23.3 | 78.0 | 22.0 |
| その他の学科 | 463 | 221 | 47.7 | 242 | 52.3 | 55.2 | 44.8 |
| 総合学科 | 1,305 | 754 | 57.8 | 551 | 42.2 | 57.2 | 42.8 |
| 計 | 23,678 | 11,365 | 48.0 | 12,313 | 52.0 | 49.3 | 50.7 |

資料:文部科学省「令和元年学校基本調査報告書」(5月1日現在)

(基本方向2) 安心・安全に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3)男女間のあらゆる暴力の根絶

①配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

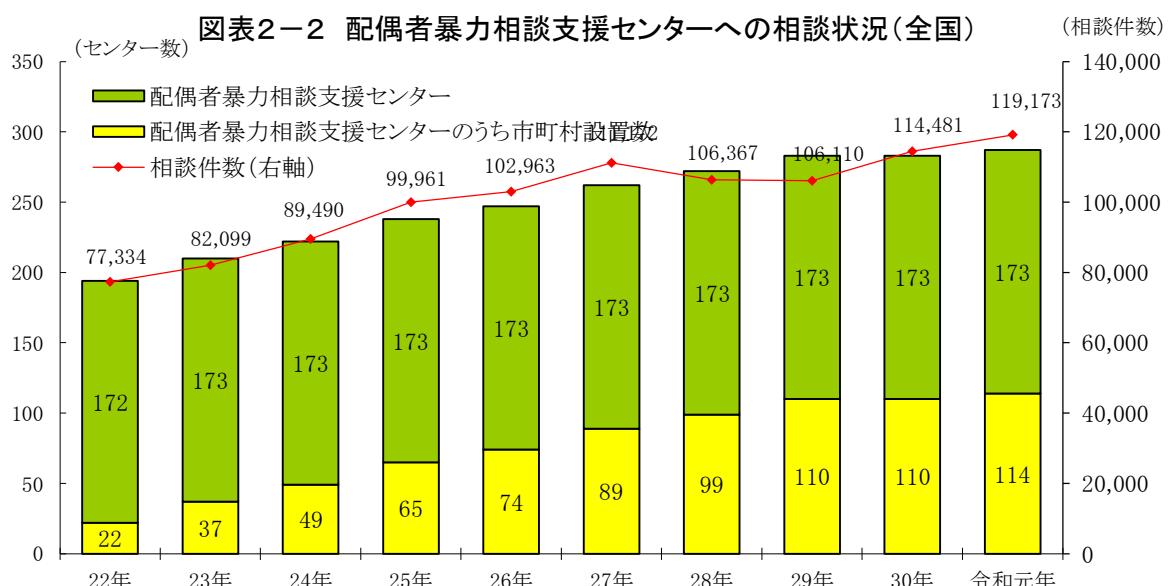
令和元年度の県内2か所の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,535件となっています。被害者を年齢別にみると、40歳代が552件と最も多く、次いで30歳代が466件となっています。

図表2-1 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(佐賀県)

| 年 | 件数 | 被害者の年齢 | | | | | | | 加害者との関係 | | | | |
|-------|-------|--------|------|------|------|------|-------|-----|---------|------|--------|-----|-------|
| | | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳以上 | 不明 | 配偶者 | | | 離婚済 | 交際相手 |
| | | | | | | | | | 届出あり | 届出なし | 届出有無不明 | | |
| 22年度 | 1,818 | 11 | 266 | 693 | 454 | 170 | 58 | 166 | 1,486 | 173 | 1 | 158 | / |
| 23年度 | 1,799 | 2 | 306 | 523 | 471 | 221 | 70 | 206 | 1,491 | 57 | 16 | 156 | 79 |
| 24年度 | 1,519 | 13 | 163 | 457 | 448 | 175 | 89 | 174 | 1,248 | 50 | 1 | 163 | 57 |
| 25年度 | 1,557 | 18 | 205 | 367 | 484 | 202 | 100 | 181 | 1,222 | 38 | 18 | 201 | 78 |
| 26年度 | 1,204 | 4 | 124 | 387 | 276 | 136 | 150 | 127 | 961 | 55 | 0 | 129 | 59 |
| 27年度 | 1,506 | 13 | 214 | 442 | 396 | 165 | 135 | 141 | 1,208 | 17 | 144 | 26 | 111 |
| 28年度 | 1,260 | 7 | 156 | 374 | 380 | 166 | 88 | 89 | 1,056 | 69 | 0 | 121 | 14 |
| 29年度 | 1,714 | 2 | 127 | 381 | 471 | 528 | 114 | 91 | 1,459 | 94 | 0 | 157 | 4 |
| 30年度 | 1,755 | 11 | 188 | 354 | 506 | 465 | 117 | 114 | 1,510 | 20 | 0 | 170 | 55 |
| 令和元年度 | 1,535 | 4 | 114 | 466 | 552 | 235 | 103 | 61 | 1,365 | 5 | 1 | 111 | 34 19 |

資料:男女参画・女性の活躍推進課調べ

図表2-2 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(全国)

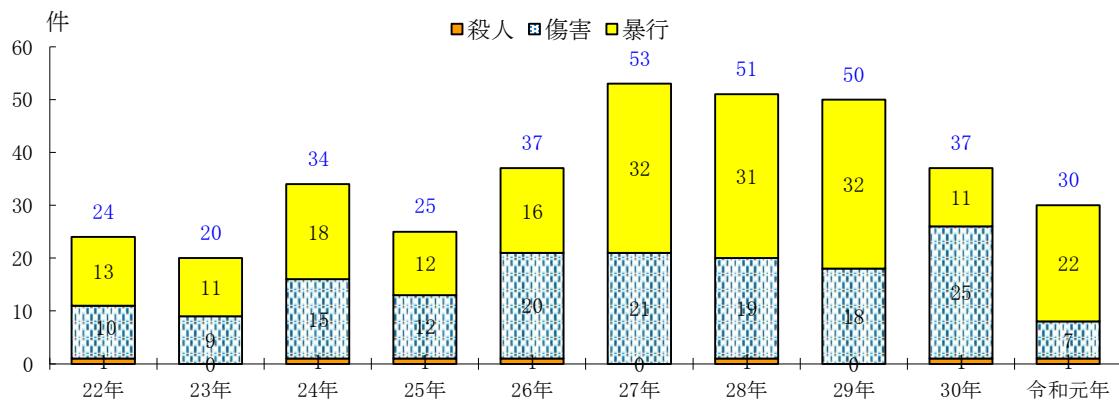


資料:内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成

②配偶者間における状況

令和元年における、夫から妻への犯罪の検挙件数は30件であり、その内訳は、殺人が1件、傷害が7件、暴行が22件となっています。

図表2-3 夫から妻への犯罪(殺人、傷害、暴行)の検挙件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県警察本部調べ

③婦人相談所の相談主訴別状況

令和元年度に佐賀県婦人相談所で受理した相談件数は350件で、そのうちDVに関する相談は、夫等の暴力が93件で全体の26.6%、交際相手からの暴力が8件で全体の2.3%を占めています。

図表2-4 婦人相談の相談者主訴別調(佐賀県)

| 主訴 年度 | 人間関係 | | | | | | | | | | | | | | | 居住先なし | 経済問題 | | | 医療関係 | | | 不純異性行為 | 売春強要 | ヒモ・暴力団関係 | 5条違反 | その他 | 計 | | | |
|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|----------------|
| | 夫等 | | | 子ども | | | 親族 | | | 交際相手 | | | 家庭 | | | | 男女問題 | | | その他 | | | | | | | | | | | |
| | 夫等の暴力 | 酒乱・薬物中毒 | 離婚問題 | その他の暴力 | 子どもの養育不能 | その他の暴力 | 親の暴力 | その他の親族の暴力 | その他の親族の暴力 | 交際相手の暴力 | 同性の交際相手の暴力 | その他の暴力 | ストーカー | 家庭不和 | その他の者の暴力 | 男女問題 | その他 | 生活困窮 | 借金・サラ金 | 求職 | 病気 | 精神的問題 | 妊娠・出産 | その他 | | | | | | | |
| 平成22 | 233 32.7 | 0 12.5 | 89 9.7 | 69 0.7 | 5 3.5 | 0 0.7 | 25 2.4 | 5 1.3 | 17 2.5 | 9 0.1 | 18 0.1 | 0 1.4 | 1 0.1 | 1 2.2 | 39 5.5 | 37 5.2 | 48 6.7 | 4 0.6 | 2 0.3 | 11 1.5 | 13 1.8 | 2 0.3 | 46 6.5 | 6 0.8 | 7 1.0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 713 (100.0) | | |
| 23 | 208 38.1 | 0 18.3 | 100 7.3 | 40 2.0 | 11 3.1 | 0 1.3 | 17 1.3 | 7 1.3 | 7 1.3 | 6 1.1 | 0 0.7 | 4 0.2 | 0 0.2 | 1 0.4 | 19 3.5 | 10 1.8 | 36 6.6 | 8 1.5 | 6 1.1 | 8 1.5 | 10 1.8 | 2 0.4 | 29 5.3 | 4 0.7 | 1 0.2 | 0 0.5 | 546 (100.0) | | | | |
| 24 | 122 30.2 | 2 0.5 | 68 16.8 | 32 7.9 | 1 0.2 | 1 0.2 | 23 5.7 | 9 2.2 | 9 1.0 | 11 2.7 | 9 2.2 | 0 0.7 | 3 2.5 | 0 0.5 | 3 4.2 | 17 4.2 | 23 5.7 | 6 1.5 | 1 0.2 | 9 0.5 | 0 0.2 | 25 0.5 | 2 0.2 | 0 0.2 | 0 0.2 | 404 (100.0) | | | | | |
| 25 | 177 34.0 | 4 0.8 | 79 15.2 | 30 5.8 | 9 1.7 | 0 4.2 | 22 3.5 | 18 1.5 | 8 2.5 | 13 3.6 | 19 0.6 | 0 1.3 | 3 0.2 | 0 0.4 | 3 3.1 | 17 5.2 | 17 3.5 | 6 1.0 | 1 0.7 | 5 0.8 | 0 6.1 | 2 3.1 | 0 0.4 | 0 0 | 0 0 | 521 (100.0) | | | | | |
| 26 | 157 22.2 | 2 0.3 | 105 14.8 | 34 4.8 | 9 1.3 | 0 1.7 | 12 1.7 | 12 1.6 | 11 1.6 | 11 1.6 | 27 3.8 | 0 0.7 | 5 0.4 | 3 1.1 | 3 0.1 | 17 0.3 | 26 0.2 | 27 0.5 | 18 0.2 | 5 0.1 | 4 0.7 | 0 0.5 | 20 0.2 | 9 1.3 | 11 1.6 | 0 0 | 0 0 | 535 (100.0) | | | |
| 27 | 233 32.9 | 0 17.5 | 124 4.1 | 29 1.6 | 11 4.1 | 0 3.0 | 21 1.4 | 10 1.3 | 9 5.2 | 9 0.7 | 37 0.1 | 0 2.0 | 5 0.6 | 1 0.4 | 4 4.9 | 35 5.8 | 41 4.4 | 31 0.4 | 3 0.4 | 3 0.4 | 1 0.1 | 16 1.6 | 5 0.7 | 32 4.5 | 13 1.8 | 3 0.4 | 0 0 | 708 (100.0) | | | |
| 28 | 127 23.8 | 0 13.9 | 74 4.3 | 23 1.3 | 7 1.1 | 6 6.4 | 34 3.9 | 21 2.2 | 12 1.5 | 8 1.7 | 9 0.7 | 0 0.7 | 4 0.4 | 2 3.4 | 18 1.1 | 6 0.9 | 5 2.6 | 14 9.2 | 49 3.9 | 21 3.2 | 17 0.7 | 4 1.5 | 8 1.3 | 7 0.4 | 2 0.2 | 33 6.2 | 12 2.2 | 10 1.9 | 1 0.2 | 0 0 | 534 (100.0) |
| 29 | 110 31.0 | 0 12.4 | 44 5.4 | 19 1.4 | 5 0.3 | 1 5.9 | 21 2.3 | 8 1.1 | 4 2.0 | 4 0.6 | 7 0.8 | 2 0.8 | 2 2.5 | 0 1.1 | 4 1.1 | 4 8.7 | 31 6.5 | 3 2.8 | 3 2.3 | 3 0.8 | 5 1.4 | 5 1.4 | 0 5.4 | 2 0.6 | 8 2.3 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 355 (100.0) | | |
| 30 | 91 34.0 | 0 10.4 | 28 6.7 | 18 1.1 | 3 5.2 | 0 4.5 | 14 1.1 | 12 1.5 | 3 1.9 | 4 1.1 | 5 0.7 | 0 0.7 | 5 1.1 | 2 1.1 | 3 0.8 | 14 5.2 | 10 3.7 | 16 6.0 | 6 2.2 | 0 0 | 0 1.9 | 1 0.4 | 5 2.6 | 1 1.1 | 7 0 | 0 0 | 0 0 | 268 (100.0) | | | |
| 令和元 | 93 26.6 | 0 8.6 | 30 6.9 | 24 0.9 | 3 0 | 15 4.3 | 33 9.4 | 21 1.1 | 4 2.6 | 9 2.3 | 8 0 | 0 0 | 2 0.6 | 9 2.6 | 11 3.1 | 2 0.6 | 31 8.9 | 14 4.0 | 4 1.1 | 14 4.0 | 2 0.6 | 3 0.9 | 3 1.1 | 28 0.9 | 1 0.3 | 2 0.6 | 0 0.3 | 350 (100.0) | | | |

資料:佐賀県婦人相談所調べ

④一時保護の状況

令和元年度に佐賀県婦人相談所で受け付けた一時保護入所者は30人となっています。

図表2-5 一時保護入所者処理件数の推移(佐賀県)

(単位:件)

| 受付件数 | 処理済人員 | 処理事項 | | | | | | | | | | | | 未処理 | |
|--------|-------|----------|----|----|----|----|----------|------|-----------|-----------|--------|-----|----|-----|---|
| | | 婦人保護施設入所 | 自立 | 帰宅 | 帰郷 | 病院 | 他の婦人相談所へ | 民間団体 | 母子生活支援施設へ | 他の社会福祉施設へ | 入国管理局へ | その他 | 計 | | |
| 平成22年度 | 79 | 74 | 15 | 3 | 20 | 14 | 2 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 | 13 | 74 | 5 |
| 23年度 | 73 | 71 | 12 | 5 | 14 | 19 | 2 | 0 | 0 | 8 | 2 | 0 | 9 | 71 | 2 |
| 24年度 | 62 | 60 | 11 | 5 | 18 | 14 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 7 | 60 | 2 |
| 25年度 | 59 | 59 | 8 | 2 | 11 | 16 | 5 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 12 | 59 | 1 |
| 26年度 | 46 | 46 | 7 | 2 | 15 | 9 | 1 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 5 | 46 | 0 |
| 27年度 | 46 | 42 | 6 | 1 | 5 | 10 | 1 | 0 | 0 | 5 | 3 | 0 | 11 | 42 | 4 |
| 28年度 | 44 | 42 | 9 | 0 | 11 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 4 | 42 | 2 |
| 29年度 | 30 | 27 | 4 | 1 | 7 | 6 | 1 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 3 | 27 | 3 |
| 30年度 | 31 | 31 | 5 | 0 | 9 | 7 | 1 | 0 | 0 | 5 | 3 | 0 | 1 | 31 | 0 |
| 令和元年度 | 30 | 28 | 2 | 1 | 12 | 4 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 | 28 | 2 |

資料:佐賀県婦人相談所調べ

また、一時保護入所の理由について見ると、「夫等の暴力」が最も多く10件、次いで「家庭不和」6件などとなっています。

図表2-6 一時保護入所理由(佐賀県)

(単位:件)

| 主訴 | 人間関係 | | | | | | | | | | | 住居問題 | 帰住先なし | 経済問題 | | | 医療関係 | | | 不純異性交遊 | 売春強要 | ヒモ・暴力団関係 | 5条違反 | その他 | 計 | |
|--------|-------|---------|------|--------|----------|--------|------|-----------|---------|------------|------|----------|-------|----------|------|-------|------|-------|----|--------|-------|----------|-------|-----|----|----|
| | 夫等 | | | 子ども | | 親族 | | 交際相手 | | ストーカー | 家庭不和 | | | その他の者の暴力 | 男女問題 | その他 | 生活困窮 | 借金サラ金 | 求職 | その他 | 病気 | 精神的問題 | 妊娠・出産 | | | |
| | 夫等の暴力 | 酒乱・薬物中毒 | 離婚問題 | その他の暴力 | 子どもの養育困難 | その他の暴力 | 親の暴力 | その他の親族の暴力 | 交際相手の暴力 | 同性の交際相手の暴力 | その他 | その他の者の暴力 | 男女問題 | その他 | 生活困窮 | 借金サラ金 | 求職 | その他 | 病気 | 精神的問題 | 妊娠・出産 | | | | | |
| 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | 46 | | | 1 | 1 | | 2 | 3 | 5 | | 4 | | 1 | | 17 | | | | | | | | | | 79 | |
| 23年度 | 46 | | | 2 | | 1 | 3 | 3 | | 1 | 1 | | 1 | | 14 | | | | | | | | | 2 | 73 | |
| 24年度 | 31 | | | | 1 | 3 | 1 | 3 | | | 4 | 1 | | | 13 | 1 | | | | | | | 1 | 3 | 62 | |
| 25年度 | 35 | | | | | 3 | 1 | 5 | | | 5 | | | | 11 | | | | | | | | | | 60 | |
| 26年度 | 26 | | | | | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 2 | | | 12 | | | | | | | 1 | | | 46 | |
| 27年度 | 26 | | | 3 | | 3 | 1 | 4 | | 1 | | 6 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 46 | |
| 28年度 | 17 | | | 3 | | 3 | 4 | 1 | | 4 | 2 | | 10 | | | | | | | | | | | | 44 | |
| 29年度 | 21 | | | | | 1 | | 1 | | | 1 | | 6 | | | | | | | | | | | | | 30 |
| 30年度 | 18 | | | | | 2 | 2 | 2 | | | 3 | | 4 | | | | | | | | | | | | | 31 |
| 令和元年度 | 10 | | 1 | | 5 | 2 | | | | 6 | 2 | | 4 | | | | | | | | | | | | | 30 |

注)前年度未処理人員を含む。

交際相手は平成22年度から、ストーカーは平成24年度から計上。

資料:佐賀県婦人相談所調べ

令和元年度に一時保護された女性を年齢別に見ると、「30～39歳」が12人と最も多く、次いで「40～49歳」が7人となっています。

図表2-7 年齢別一時保護人数(佐賀県)

(単位:件)

| | 平成 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|--------|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|
| 18歳未満 | 2 | 1 | 5 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 18～19歳 | 3 | 4 | 1 | 1 | 4 | 3 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 20～29歳 | 18 | 18 | 18 | 18 | 11 | 13 | 15 | 9 | 1 | 4 |
| 30～39歳 | 16 | 17 | 14 | 19 | 12 | 5 | 9 | 6 | 6 | 12 |
| 40～49歳 | 18 | 11 | 8 | 11 | 11 | 10 | 9 | 8 | 12 | 7 |
| 50～59歳 | 18 | 12 | 9 | 6 | 0 | 9 | 4 | 2 | 4 | 1 |
| 60歳以上 | 4 | 10 | 6 | 3 | 6 | 6 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| 不明 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 79 | 73 | 62 | 60 | 46 | 46 | 44 | 30 | 31 | 30 |

資料:佐賀県婦人相談所調べ

⑤警察本部における「レディーステレホン」の受理状況

令和元年に佐賀県警察本部「レディーステレホン」で受理した相談件数は25件で、そのうち「性犯罪に関する相談」は1件となっており、全体の4%を占めています。

図表2-8 レディーステレホンの相談受理件数の推移(佐賀県)

(単位:件)

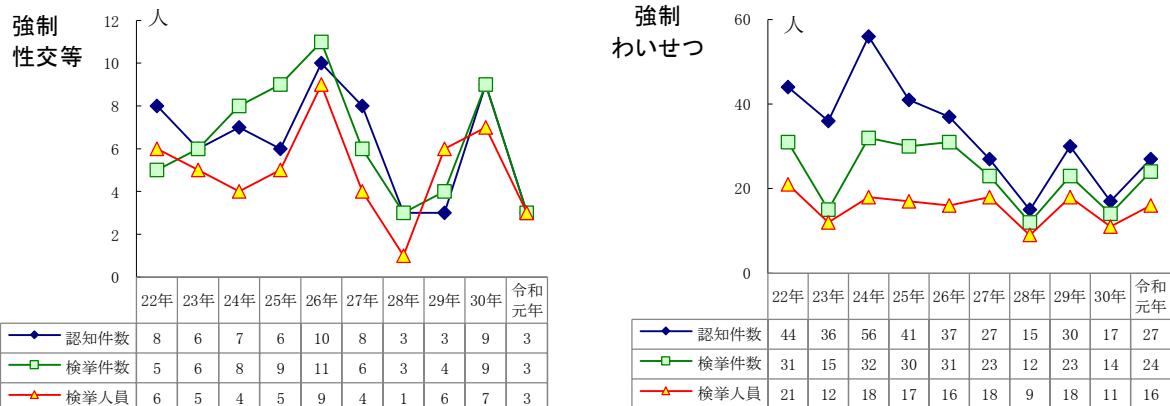
| 年度 | H22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | R元年 |
|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 性犯罪に関する相談 | 6 | 6 | 5 | 2 | 4 | 1 | 6 | 5 | 3 | 1 (4%) |
| 他の犯罪に関する相談、一般相談等 | 70 | 59 | 51 | 48 | 32 | 51 | 53 | 45 | 35 | 24 (96%) |
| 計 | 76 | 65 | 56 | 50 | 36 | 52 | 59 | 50 | 38 | 25 (100%) |

資料:佐賀県警察本部調べ(「レディーステレホン月報」)

⑥性犯罪の状況

令和元年の佐賀県における性犯罪についての警察の認知件数は「強制性交等」が3件、「強制わいせつ」が27件となっております。

図表2-9 強制性交等及び強制わいせつの認知件数、検挙件数、検挙人員の推移(佐賀県)



注)刑法改正に伴い、「強姦」の罪名が平成29年7月13日から「強制性交等」

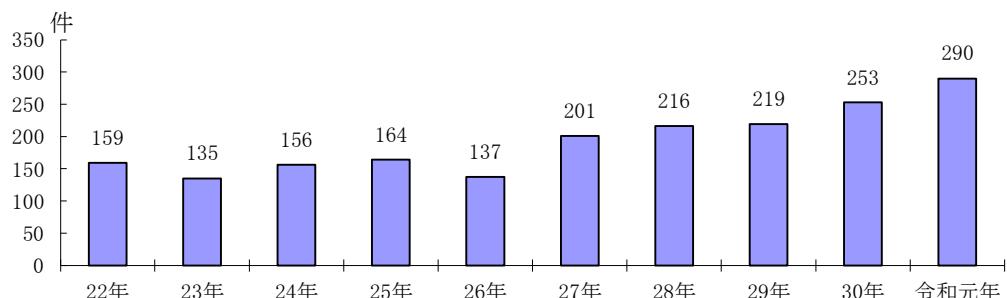
に変更され、変更後の強制性交等の認知件数は1件、検挙件数は1件、
検挙人員は1人であった。

資料:佐賀県警察本部調べ

⑦ストーカー行為の状況

令和元年の佐賀県におけるストーカー事案認知件数は290件となっており、前年に比べ37件増加しています。

図表2-10 ストーカー事案認知件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県警察本部調べ

また、ストーカー行為被害者と行為者との関係をみると、「交際相手」が最も多く、44%となっています。

図表2-11 ストーカー行為被害者と行為者との関係の推移(佐賀県)

| | (単位:件) | | | | | | | | | | |
|------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--------|
| | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | |
| 交際相手 | 80 | 70 | 92 | 93 | 73 | 102 | 109 | 107 | 118 | 129 | (44%) |
| 夫婦(元、内縁含む) | 27 | 21 | 15 | 19 | 10 | 34 | 31 | 29 | 31 | 30 | (10%) |
| その他知人 | 7 | 10 | 17 | 5 | 13 | 22 | 12 | 19 | 30 | 54 | (19%) |
| 職場関係者 | 13 | 15 | 5 | 12 | 31 | 31 | 33 | 33 | 34 | 35 | (12%) |
| 面識なし | 9 | 4 | 3 | 1 | 1 | 3 | 8 | 14 | 9 | 11 | (4%) |
| 家族・同居者 | 0 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | (0%) |
| その他 | 23 | 15 | 23 | 28 | 9 | 9 | 22 | 17 | 31 | 31 | (11%) |
| 計 | 159 | 135 | 156 | 164 | 137 | 201 | 216 | 219 | 253 | 290 | (100%) |

資料:佐賀県警察本部調べ

重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援

①男女別死因別死亡数

令和元年の佐賀県女性の死亡原因をみると、「悪性新生物＜腫瘍＞」が22.4%と最も多く、次いで「心疾患(高血圧性除く)」16.5%、「老衰」11.9%の順となっています。

図表2-12 男女別にみた死因別死亡数(佐賀県)(令和元年)

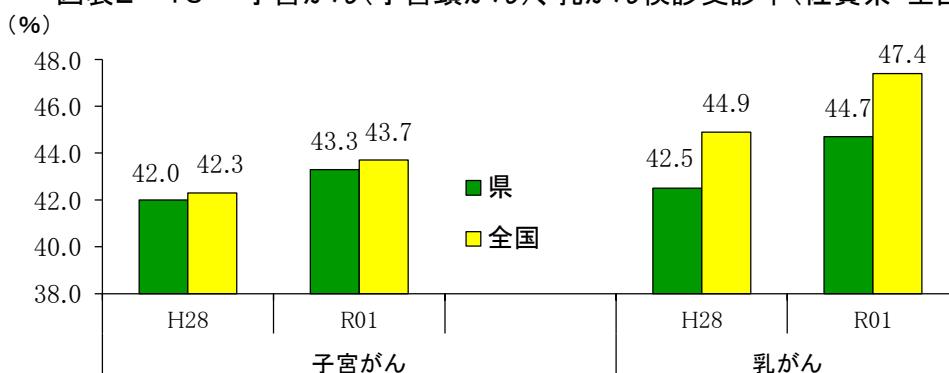
| 区分 | 女 | | | 男 | | |
|------|---------------|------------|-----------|-------------|------------|-----------|
| | 死因 | 死亡数 (人) | 割合 (%) | 死因 | 死亡数 (人) | 割合 (%) |
| 第1位 | 悪性新生物＜腫瘍＞ | 1,159 | 22.4 | 悪性新生物＜腫瘍＞ | 1,562 | 32.7 |
| 第2位 | 心疾患(高血圧性除く) | 857 | 16.5 | 心疾患(高血圧性除く) | 537 | 11.2 |
| 第3位 | 老衰 | 619 | 11.9 | 肺炎 | 388 | 8.1 |
| 第4位 | 脳血管疾患 | 412 | 7.9 | 脳血管疾患 | 359 | 7.5 |
| 第5位 | 肺炎 | 391 | 7.5 | 誤嚥性肺炎 | 176 | 3.7 |
| 第6位 | 誤嚥性肺炎 | 148 | 2.9 | 老衰 | 165 | 3.4 |
| 第7位 | 不慮の事故 | 145 | 2.8 | 不慮の事故 | 141 | 2.9 |
| 第8位 | アルツハイマー病 | 133 | 2.6 | 慢性閉塞性肺疾患 | 119 | 2.5 |
| 第9位 | 腎不全 | 119 | 2.3 | 自殺 | 101 | 2.1 |
| 第10位 | 血管性及び詳細不明の認知症 | 76 | 1.5 | 腎不全 | 95 | 2.0 |
| | 上記以外の死因 | 1,124 | 21.7 | 上記以外の死因 | 1,141 | 23.9 |
| | 全女性 | 5,183 | 100.0 | 全男性 | 4,784 | 100.0 |

※死因は「死因順位に用いる分類項目」による。

資料:厚生労働省「人口動態調査」

また、女性特有の病気である「乳がん」、「子宮がん(子宮頸がん)」の検診受診率について、上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っています。

図表2-13 子宮がん(子宮頸がん)、乳がん検診受診率(佐賀県・全国)

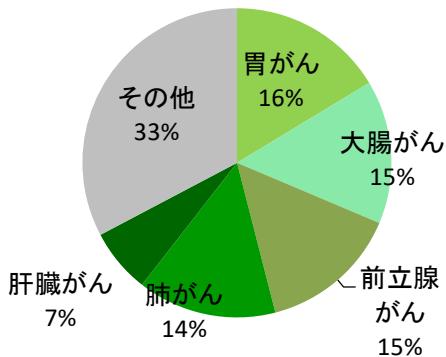


資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

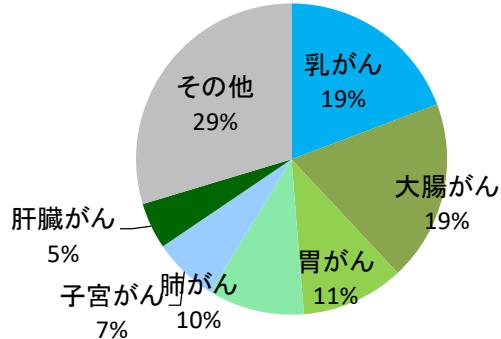
佐賀県内における、がん罹患者の部位別状況では、男性では「胃がん」、女性では「乳がん」の割合が多くなっています。

図表2-14 部位別罹患者数(佐賀県、平成29年症例)

図表2-14-1 男性



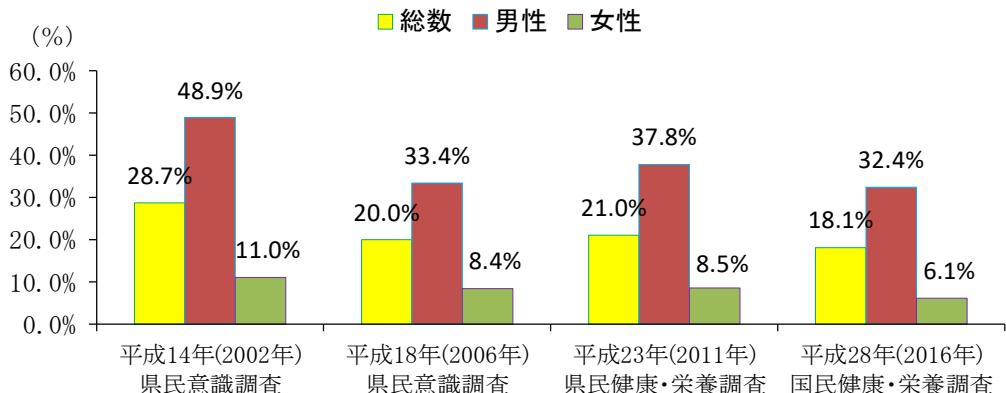
図表2-14-2 女性



資料:佐賀県がん登録令和元年度登録事業報告

佐賀県内における喫煙率は全体として減少傾向にあります。平成23年の調査では、男女とも増加に転じましたが、平成28年は再度減少しています。

図表2-15 喫煙率の推移(佐賀県)

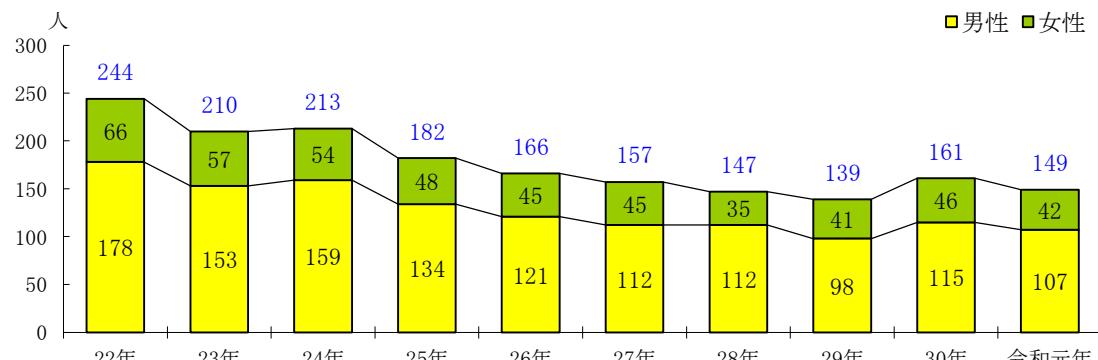


資料:国民健康・栄養調査、県民意識調査

②自殺者の状況

令和元年の自殺者を男女別にみると、女性42人（28.2%）、男性107人（71.8%）となっています。

図表2-16　自殺者の推移(佐賀県)

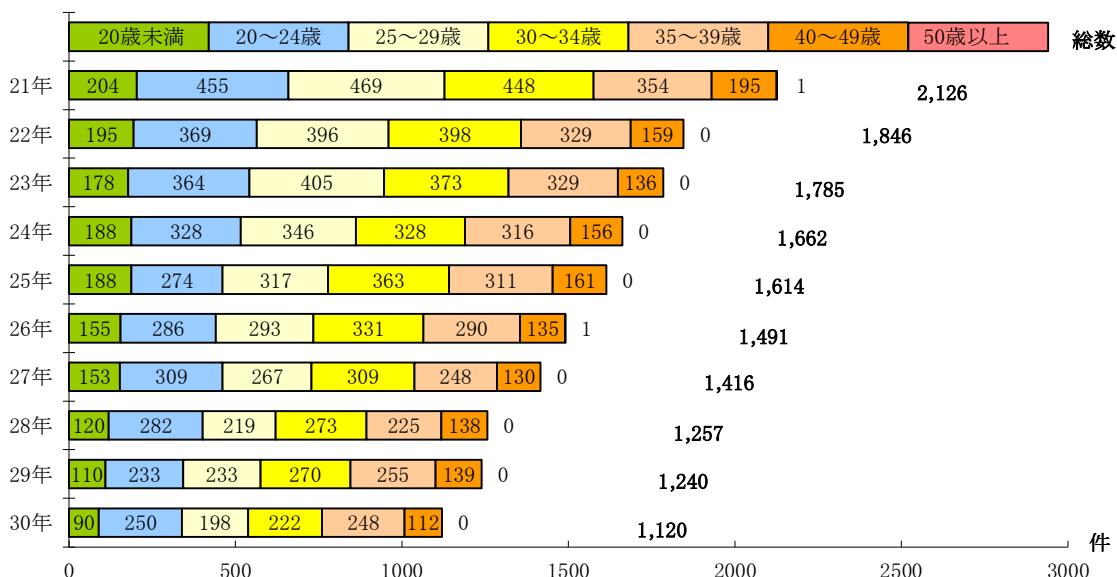


資料:佐賀県警察本部調べ

③人工妊娠中絶の年代別割合

平成30年の人工妊娠中絶の年代別割合をみると、20～24歳が最も多く、全体の22.3%となっています。

図表2-17　人工妊娠中絶件数の推移(佐賀県)



資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

④女性の健康に関する相談状況

不妊に関する相談件数を統計に含めるようになって以来、相談人員が急激に伸びていることから、不妊又は妊娠に関する相談の割合が多数を占めていると考えられます。

図表2-18 レディース健康相談実施状況(佐賀県)

(単位:件)

| | 相談方法 | | | | | | 相談内容 | | |
|--------|------|-------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-------|
| | 計 | | 電話 | | 面接 | | 思春期 | 更年期 | その他 |
| | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | | | |
| 平成20年度 | 32 | 36 | 25 | 27 | 7 | 9 | 9 | 0 | 27 |
| 21年度 | 64 | 64 | 54 | 54 | 10 | 10 | 12 | 2 | 50 |
| 22年度 | 40 | 44 | 29 | 31 | 11 | 13 | 14 | 3 | 27 |
| 23年度 | 278 | 579 | 73 | 158 | 205 | 421 | 22 | 3 | 554 |
| 24年度 | 475 | 834 | 153 | 185 | 322 | 649 | 3 | 0 | 831 |
| 25年度 | 760 | 1,365 | 254 | 359 | 506 | 1,006 | 5 | 0 | 1,361 |
| 26年度 | 550 | 1,057 | 225 | 364 | 325 | 693 | 2 | 1 | 1,054 |
| 27年度 | 759 | 1,203 | 251 | 329 | 508 | 874 | 8 | 0 | 1,195 |
| 28年度 | 593 | 1,136 | 214 | 300 | 379 | 836 | 1 | 1 | 1,134 |
| 29年度 | 613 | 1,271 | 192 | 503 | 421 | 768 | 0 | 5 | 1,266 |

注) 平成23年度からは、不妊専門相談センター(佐賀中部保健福祉事務所)以外の4保健福祉事務所で受け付けた、「不妊」に関する相談件数を含む。

注) 平成27年度からは、国立病院機構佐賀病院に委託している専門相談窓口(妊娠SOSさが)で受け付けた電話相談の件数を含む。

資料:佐賀県こども家庭課調べ

女性及び男性からの不妊に関する相談状況は、電話より面接での相談の方が多く、相談内容は、「治療の悩み」が最も多くなっています。

図表2-19 不妊相談事業実施状況(佐賀県)

(単位:件)

| | 相談方法 | | | | | | 相談内容(重複あり) | | | | |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------------|------|-------|---------|-----|
| | 計 | | 電話 | | 面接 | | 計 | 医療情報 | 治療の悩み | 治療以外の悩み | その他 |
| | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | 実人員 | 延人員 | | | | | |
| 平成20年度 | 655 | 877 | 225 | 243 | 430 | 634 | 1,052 | 112 | 866 | 67 | 7 |
| 21年度 | 853 | 1,177 | 351 | 420 | 502 | 757 | 1,366 | 138 | 1,072 | 102 | 54 |
| 22年度 | 788 | 1,083 | 246 | 270 | 542 | 813 | 1,413 | 136 | 1,125 | 93 | 59 |
| 23年度 | 474 | 586 | 106 | 109 | 368 | 477 | 792 | 100 | 640 | 43 | 9 |
| 24年度 | 444 | 546 | 122 | 127 | 322 | 419 | 597 | 71 | 486 | 20 | 20 |
| 25年度 | 753 | 795 | 256 | 256 | 497 | 539 | 833 | 184 | 608 | 41 | 0 |
| 26年度 | 818 | 971 | 272 | 289 | 546 | 682 | 1,159 | 194 | 891 | 74 | 0 |
| 27年度 | 738 | 968 | 254 | 295 | 484 | 673 | 1,001 | 78 | 910 | 13 | 0 |
| 28年度 | 870 | 1,174 | 334 | 394 | 536 | 780 | 1,252 | 79 | 1,120 | 53 | 0 |
| 29年度 | 1,010 | 1,206 | 367 | 403 | 643 | 803 | 1,277 | 57 | 1,202 | 18 | 0 |

注) 平成23年度からは、不妊専門相談センター(佐賀中部保健福祉事務所)で受け付けた相談件数のみ。

それ以外の4保健福祉事務所で受け付けた、「不妊」に関する相談件数は、「レディース健康相談」に含む。

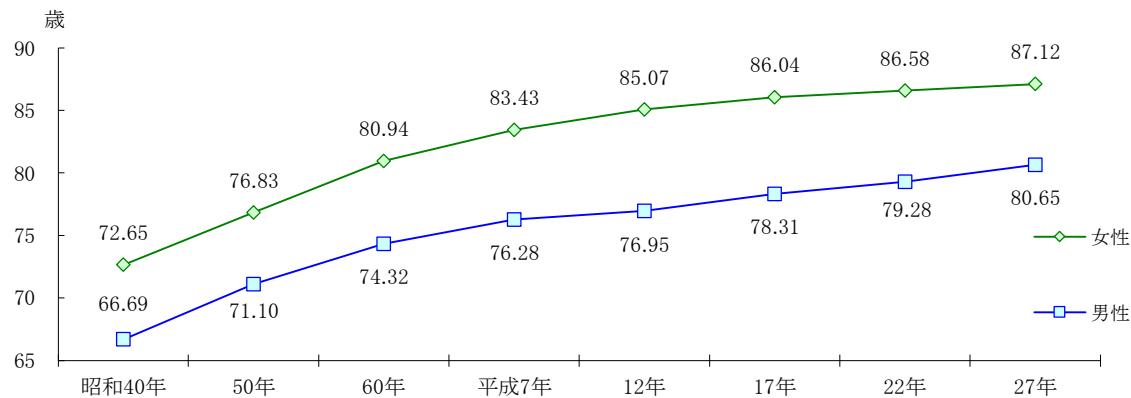
資料:佐賀県こども家庭課調べ

重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

⑧高齢化の状況

平成27年の佐賀県の平均寿命は、女性87.12歳、男性80.65歳となっています。

図表2-20 平均寿命の年次推移(佐賀県)



資料:厚生労働省「都道府県別生命表」

健康寿命は、男女共に伸びていますが、女性の方が高い値で推移しています。
また、健康寿命と平均寿命の差は、女性の方が大きくなっています。

図表2-21 平均寿命と健康寿命の推移(佐賀県)

| | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均寿命 | 女性 | 86.7 | 86.5 | 87.0 | 87.0 | 87.0 | 87.0 | 87.2 |
| | 男性 | 79.2 | 80.0 | 80.1 | 80.8 | 80.8 | 80.9 | 80.7 |
| 健康寿命 | 女性 | 83.8 | 83.7 | 84.1 | 84.2 | 84.2 | 84.3 | 84.6 |
| | 男性 | 78.1 | 78.8 | 78.9 | 79.5 | 79.5 | 79.7 | 79.5 |

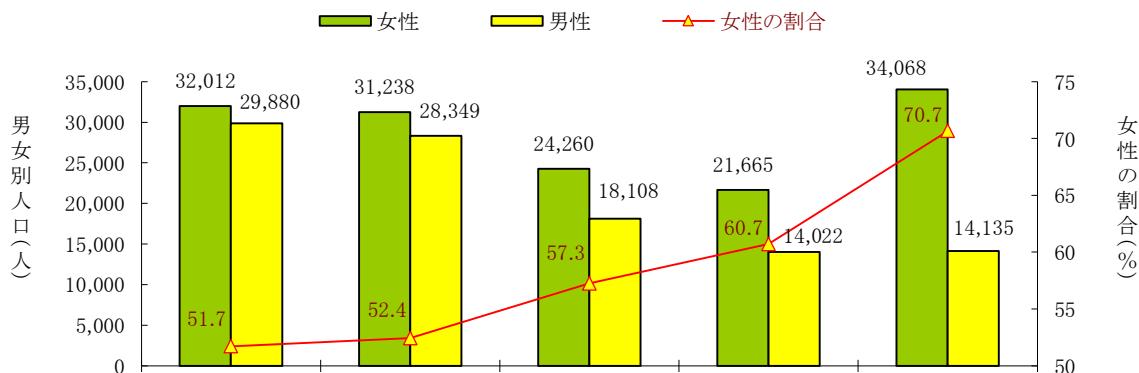
資料:H23-28佐賀県健康増進課算定(「健康寿命の算定方法の指針」)

H29年分より国民健康保険中央会算定データ使用

※健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

佐賀県における高齢者人口の推移については、いずれの年齢層でも女性の人数が多くなっており、年齢層が高くなるにつれて、女性の割合は一層高くなっています。

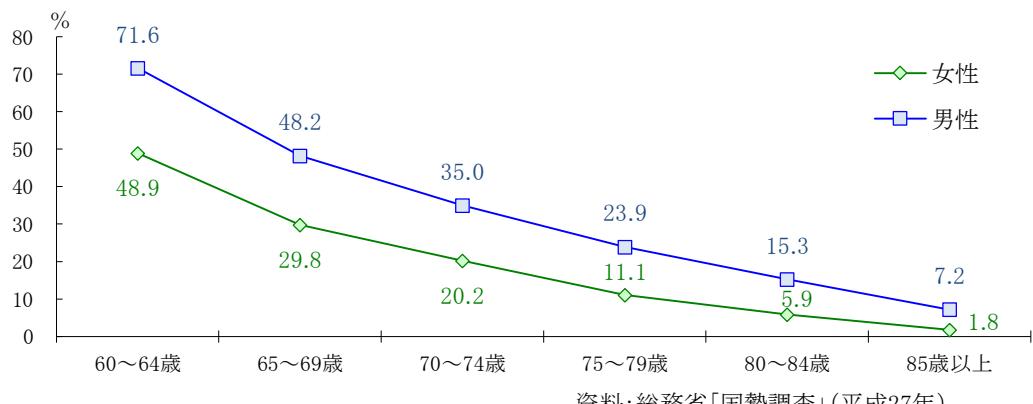
図表2-22 高齢者の男女別人口と女性の割合(佐賀県)



資料:佐賀県推計人口(令和2年10月1日)

高年齢者の就労状況については、「60~64歳」の年齢階級では男性は7割、女性は半数近くが就労していますが、年齢層が高くなるにつれて、就業率は低下しています。

図表2-23 高年齢男女の就業率(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

⑨高齢者の家族の状況

平成27年の佐賀県の65歳以上の親族のいる一般世帯は144,472世帯で、一般世帯全体の48.0%を占めており、その割合は増加しています。また、高齢単独世帯の一般世帯に占める割合は10.4%となっており、そのうち女性の単独世帯の割合は71.8%を占めています。

図表2-24 65歳以上親族のいる一般世帯数の推移(佐賀県)

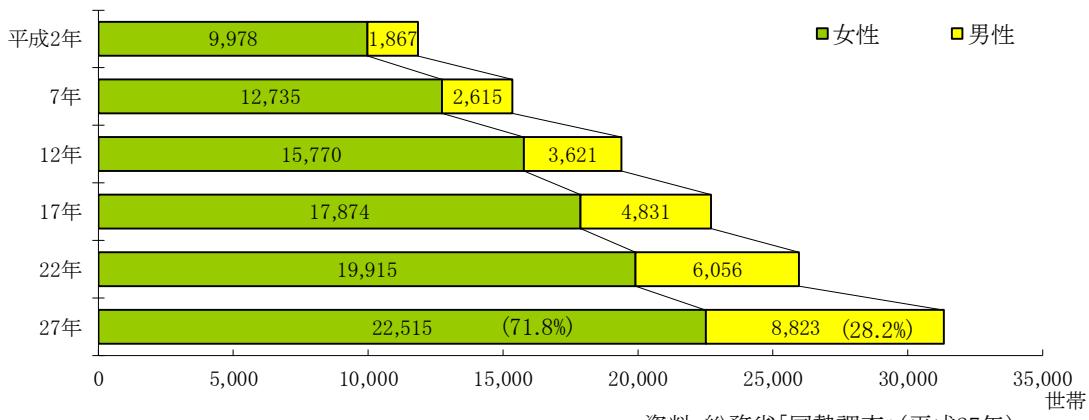
| 区分 | 一般世帯数 | | 65歳以上親族のいる一般世帯数 | | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|-----------------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | (世帯) | (%) | (世帯) | (%) | (世帯) | (%) | (世帯) | (%) | (世帯) | (%) | (世帯) | (%) |
| 昭和60年 | 241,786 | 100.0 | 83,157 | 34.4 | 12,168 | 5.0 | 42,252 | 17.5 | 9,152 | 3.8 | 19,585 | 8.1 |
| 平成2年 | 250,178 | 100.0 | 93,128 | 37.2 | 15,611 | 6.2 | 42,446 | 17.0 | 11,845 | 4.7 | 23,226 | 9.3 |
| 7年 | 267,230 | 100.0 | 106,812 | 40.0 | 20,208 | 7.6 | 42,657 | 16.0 | 15,350 | 5.7 | 23,597 | 8.8 |
| 12年 | 277,606 | 100.0 | 118,897 | 42.8 | 24,708 | 8.9 | 39,875 | 14.4 | 19,391 | 7.0 | 34,923 | 12.6 |
| 17年 | 286,239 | 100.0 | 127,386 | 44.5 | 27,515 | 9.6 | 33,480 | 11.7 | 22,705 | 7.9 | 43,686 | 15.3 |
| 22年 | 294,120 | 100.0 | 133,702 | 45.5 | 30,126 | 10.2 | 37,256 | 12.7 | 25,971 | 8.8 | 40,349 | 13.7 |
| 27年 | 301,009 | 100.0 | 144,472 | 48.0 | 35,211 | 11.7 | 31,744 | 10.5 | 31,338 | 10.4 | 46,179 | 15.3 |

注) 三世代世帯とは、世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいう。

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

高齢者の単身世帯数については、男女共に年々増加しています。

図表2-25 男女別高齢単独世帯数の推移(佐賀県)



⑩シルバー人材センターの状況

高齢人口は年々増加していますが、令和元年度のシルバー人材センターの会員数は3,739人となっており、平成24年度以降はやや減少傾向にあります。

図表2-26 シルバー人材センターの会員数等の推移(佐賀県)

| | 設置 団体数 | 設置 市町村数 | 会員数 (人) | 就業延人日 (人日) | 契約金額 (千円) |
|-------|-----------|------------|------------|---------------|--------------|
| 22年度 | 20 | 20 | 4,466 | 387,503 | 1,563,089 |
| 23年度 | 20 | 20 | 4,478 | 392,968 | 1,530,169 |
| 24年度 | 20 | 20 | 4,349 | 383,007 | 1,500,736 |
| 25年度 | 20 | 20 | 4,066 | 380,502 | 1,520,476 |
| 26年度 | 20 | 20 | 4,046 | 385,474 | 1,589,997 |
| 27年度 | 20 | 20 | 3,957 | 388,196 | 1,604,861 |
| 28年度 | 20 | 20 | 3,845 | 384,690 | 1,617,200 |
| 29年度 | 20 | 20 | 3,777 | 385,595 | 1,650,025 |
| 30年度 | 20 | 20 | 3,773 | 387,247 | 1,672,522 |
| 令和元年度 | 20 | 20 | 3,739 | 373,639 | 1,671,274 |

資料:(社)佐賀県シルバー人材センター連合会調べ

⑪ひとり親世帯の状況

平成27年の「ひとり親世帯」は6,039世帯で、一般世帯に占める割合は2.0%となっており、平成17年調査時以降、同率で推移しています。

また、ひとり親世帯のうち母子世帯は5,518世帯でひとり親世帯の91.4%を占めています。

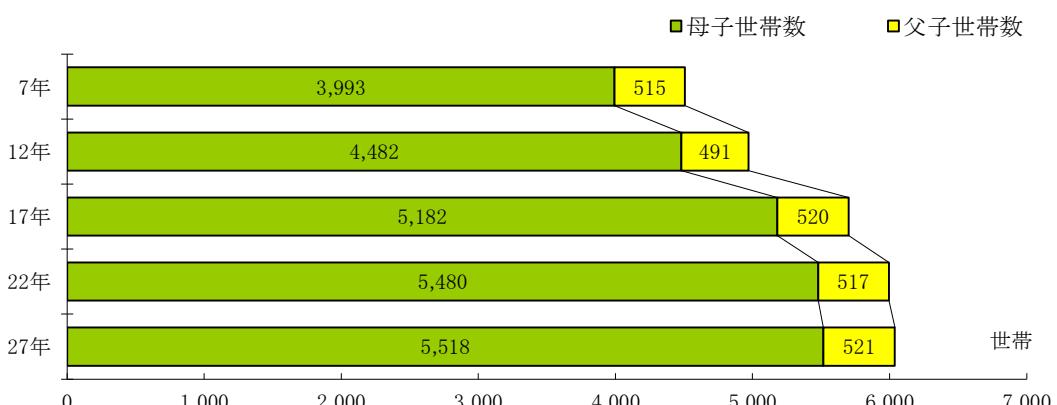
図表2-27 母子世帯数及び父子世帯数の推移(佐賀県・全国)

| 年次 | 佐賀県 | | | | | | 全国 | | | |
|------|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------------------|--------------|--------------|-------------------|-----|
| | 一般世帯数 (世帯) | ひとり親世帯 | | | | ひとり親世帯 割合 (%) | 母子世帯 (世帯) | 父子世帯 (世帯) | 母子世帯 割合 (%) | |
| | | 世帯数 (世帯) | 割合 (%) | 世帯数 (世帯) | 割合 (%) | | | | | |
| 平成7年 | 267,230 | 4,508 | 1.7 | 3,993 | 1.5 | 515 | 0.2 | 1.4 | 1.2 | 0.2 |
| 12年 | 277,606 | 4,973 | 1.8 | 4,482 | 1.6 | 491 | 0.2 | 1.5 | 1.3 | 0.2 |
| 17年 | 286,239 | 5,702 | 2.0 | 5,182 | 1.8 | 520 | 0.2 | 1.7 | 1.5 | 0.2 |
| 22年 | 294,120 | 5,997 | 2.0 | 5,480 | 1.9 | 517 | 0.2 | 1.6 | 1.5 | 0.2 |
| 27年 | 301,009 | 6,039 | 2.0 | 5,518 | 1.8 | 521 | 0.2 | 1.6 | 1.4 | 0.2 |

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

佐賀県における母子世帯数及び父子世帯数は、平成7年から年々増加しています。

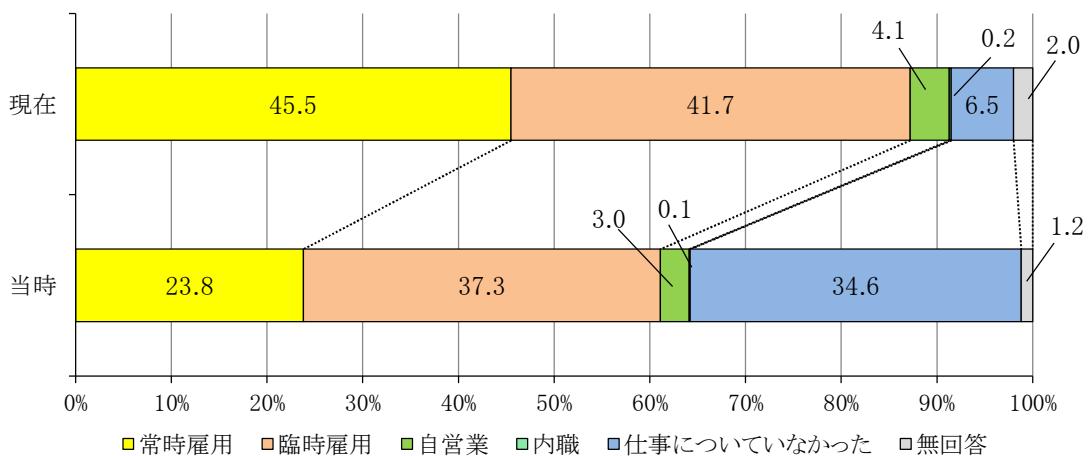
図表2-28 母子世帯数及び父子世帯数の推移(佐賀県)



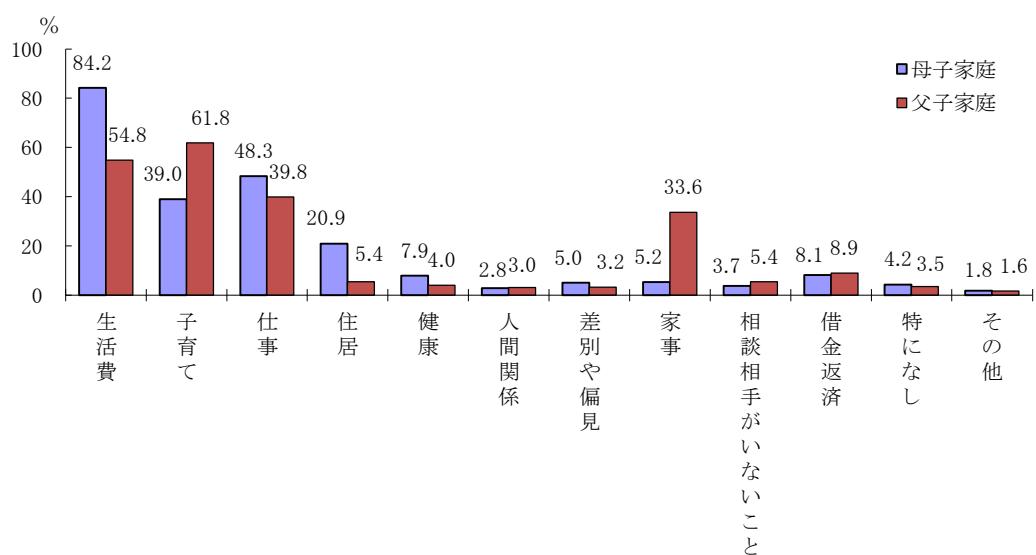
資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

母子家庭になった当時と現在を比べると、無職者の割合が減り、常時雇用者の割合が増えています。

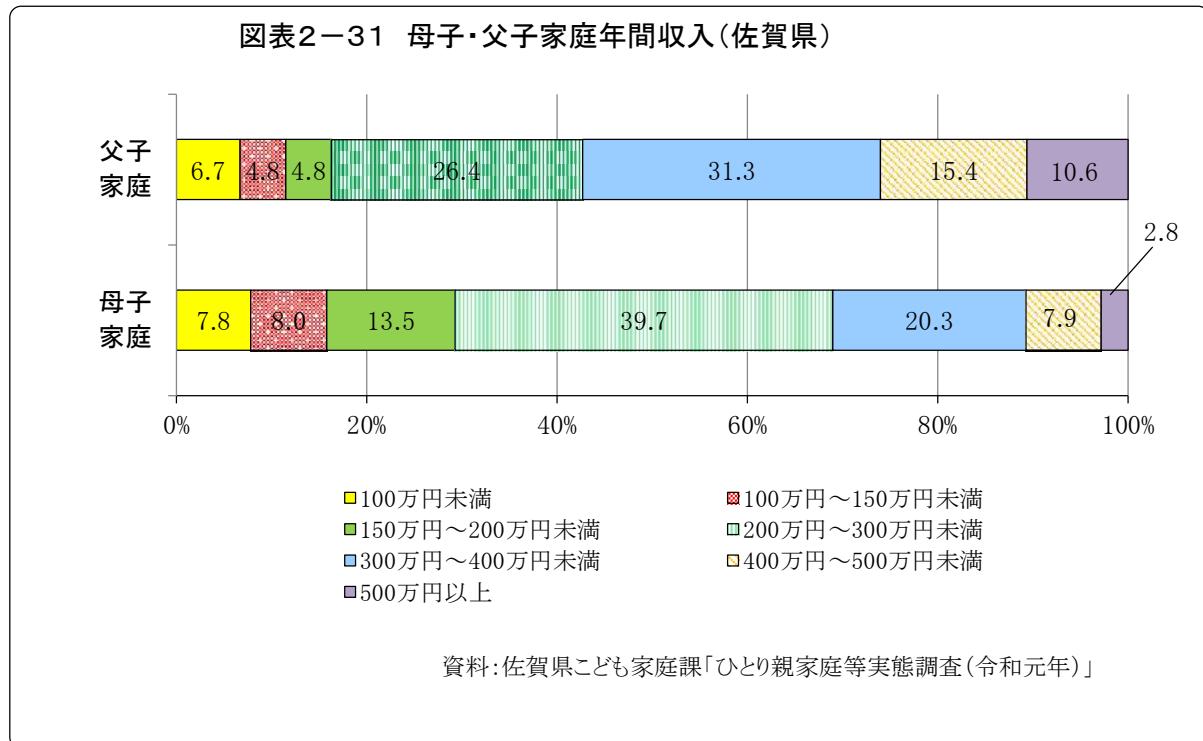
図表2-29 母子家庭になった当時及び現在の仕事(佐賀県)



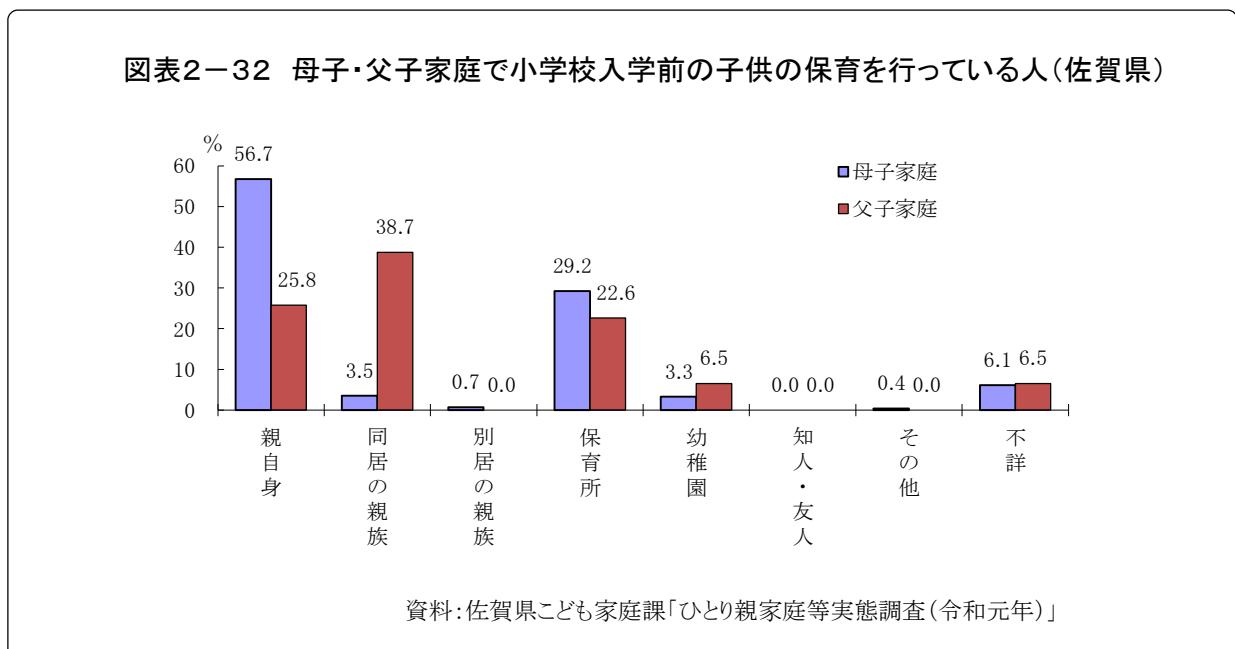
図表2-30 母子・父子家庭になった当時困ったこと(佐賀県)



母子家庭の年間収入は、300万円未満の方が69%を占めている一方、父子家庭の年間収入は、300万円未満の方が42.7%となっています。



未就学児の保育者は、母子家庭では母親自身が約6割と最も高く、父子家庭では同居の親族が約4割と最も高くなっています。



生活保護世帯は、年々増加傾向にありましたが、平成29年、30年は微減、平成31年度に再増加しています。また、保護世帯における子どもの割合は年々低下しています。

図表2-33 生活保護世帯の推移(佐賀県)

| | | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|--------------------------|---------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数(世帯) | | | 6,302 | 6,418 | 6,488 | 6,462 | 6,461 | 6,523 |
| 被保護世帯人員(人)A | | | 8,049 | 8,030 | 7,987 | 7,909 | 7,834 | 7,844 |
| 保護率(千分率 %) | | | 9.65 | 9.33 | 9.69 | 9.60 | 9.60 | 9.64 |
| 被保護世帯 の子ども (17歳以下) | 年齢別 被保護人 員(人) | 0~2 | 66 | 49 | 55 | 43 | 47 | 41 |
| | | 3~5 | 70 | 75 | 71 | 67 | 54 | 61 |
| | | 6~11 | 204 | 203 | 204 | 201 | 187 | 180 |
| | | 12~14 | 177 | 173 | 130 | 108 | 107 | 113 |
| | | 15~17 | 188 | 152 | 140 | 154 | 152 | 130 |
| | | 計 B | 705 | 652 | 600 | 573 | 547 | 525 |
| | | 子どもの割合B/A(%) | 8.76 | 8.12 | 7.51 | 7.24 | 6.98 | 6.69 |

資料:被保護世帯数、被保護人員数及び保護率:佐賀県福祉課調査(年度平均)
生活保護世帯における子どもの数:厚労省被保護者調査(7月末日現在)

子どもの貧困率は、近年減少傾向にありますが、大人1人で子育てをしている現役世帯については、48.1%が貧困の状況にあります。

図表2-34 子どもの貧困率の推移(全国)

| | 1991年 (平成3) | 1994年 (6) | 1997年 (9) | 2000年 (12) | 2003年 (15) | 2006年 (18) | 2009年 (21) | 2012年 (24) | 2015年 (27) | 2018年 (30) | (単位:%) 新基準 |
|------------|----------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 相対的貧困率 | 13.5 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 | 15.4 | 15.8 |
| 子どもの貧困率 | 12.8 | 12.1 | 13.4 | 14.5 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 | 13.5 | 14.0 |
| 子どもがいる現役世帯 | 11.7 | 11.2 | 12.2 | 13.1 | 12.5 | 12.2 | 14.6 | 15.1 | 12.9 | 12.6 | 13.2 |
| 大人が1人 | 50.1 | 53.2 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 | 54.6 | 50.8 | 48.1 | 48.2 |
| 大人が2人以上 | 10.8 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 | 12.4 | 10.7 | 10.7 | 11.3 |

注:1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3)平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

4)貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

5)大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

6)等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料:国民生活基礎調査

佐賀県では、要保護・準要保護児童生徒数が年々増加しており、平成23年には8,000人を超えていました。

図表2-35 要保護及び準要保護児童生徒数の推移(佐賀県)

| 公立小中学校の児童生徒数(人)(A) (5月1日現在) | | | | 要保護児童生徒数(人)(B) | | | 準要保護児童生徒数(人)(C) | | | 要保護・準要保護児童生徒数合計(B+C) | | |
|--------------------------------|--------|--------|--------|----------------|-----|-----|-----------------|-------|-------|----------------------|-------|-------|
| 年度 | 小学校 | 中学校 | 計 | 小学校 | 中学校 | 計 | 小学校 | 中学校 | 計 | 小学校 | 中学校 | 計 |
| 平成21年 | | | 77,854 | | | 379 | | | 7,060 | | | 7,439 |
| 平成22年 | | | 76,568 | | | 389 | | | 7,577 | | | 7,966 |
| 平成23年 | 49,812 | 25,614 | 75,426 | 214 | 172 | 386 | 4,696 | 2,987 | 7,683 | 4,910 | 3,159 | 8,069 |
| 平成24年 | 48,687 | 25,441 | 74,128 | 230 | 148 | 378 | 4,850 | 3,068 | 7,918 | 5,080 | 3,216 | 8,296 |
| 平成25年 | 47,840 | 25,203 | 73,043 | 209 | 163 | 372 | 4,799 | 3,046 | 7,845 | 5,008 | 3,209 | 8,217 |
| 平成26年 | 47,131 | 24,970 | 72,101 | 202 | 161 | 363 | 4,857 | 3,044 | 7,901 | 5,059 | 3,205 | 8,264 |
| 平成27年 | 46,786 | 24,450 | 71,236 | 187 | 166 | 353 | 4,842 | 2,976 | 7,818 | 5,029 | 3,142 | 8,171 |
| 平成28年 | 46,460 | 23,672 | 70,132 | 191 | 135 | 326 | 4,811 | 2,913 | 7,724 | 5,002 | 3,048 | 8,050 |
| 平成29年 | 46,345 | 22,928 | 69,273 | 174 | 116 | 290 | 5,509 | 2,873 | 8,382 | 5,683 | 2,989 | 8,672 |
| 平成30年 | 46,448 | 22,353 | 68,801 | 168 | 100 | 268 | 5,590 | 2,882 | 8,472 | 5,758 | 2,982 | 8,740 |

※要保護児童とは、児童生徒の保護者が生活保護法の規定による保護を受けている児童生徒のことをいい、準要保護児童とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒のことをいう。

資料:文部科学省「就学援助実施状況等調査」

佐賀県の児童扶養手当の受給者は、母子家庭の全部支給は昨年度と比べると減少していますが、4年前と比べると増加しています。父子家庭は昨年度より減少しています。

図表2-36 児童扶養手当の受給者数の推移(佐賀県)

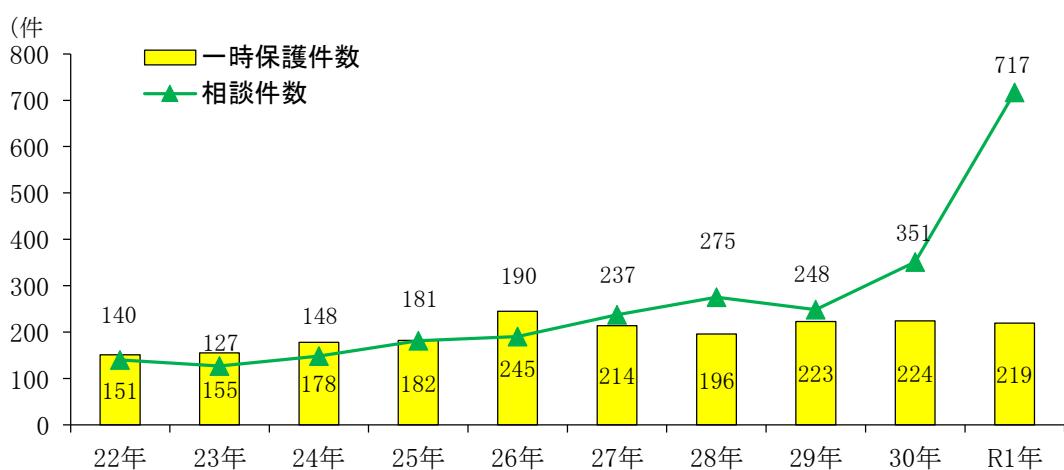
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成31年/ 平成27年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 母子家庭 | 8,034 | 7,892 | 7,641 | 7,443 | 7,343 | 91.4% |
| | 一部支給 | 3,915 | 3,862 | 4,037 | 3,111 | 80.7% |
| | 全部支給 | 4,119 | 4,030 | 3,604 | 4,332 | 101.6% |
| 父子家庭 | 703 | 659 | 628 | 595 | 544 | 77.4% |
| | 一部支給 | 343 | 335 | 332 | 249 | 68.3% |
| | 全部支給 | 360 | 324 | 296 | 346 | 86.1% |
| 計 | 8,737 | 8,551 | 8,269 | 8,038 | 7,887 | 90.3% |
| 一部支給 | 4,258 | 4,197 | 4,369 | 3,360 | 3,394 | 79.7% |
| 全部支給 | 4,479 | 4,354 | 3,900 | 4,678 | 4,493 | 100.3% |

※児童扶養手当とは、父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当のこと。

資料:佐賀県こども家庭課調べ

佐賀県における児童虐待相談件数は増加傾向にありますが、児童虐待による一時保護件数は横ばいで推移しています。

図表2-37 児童虐待相談件数の推移(佐賀県)

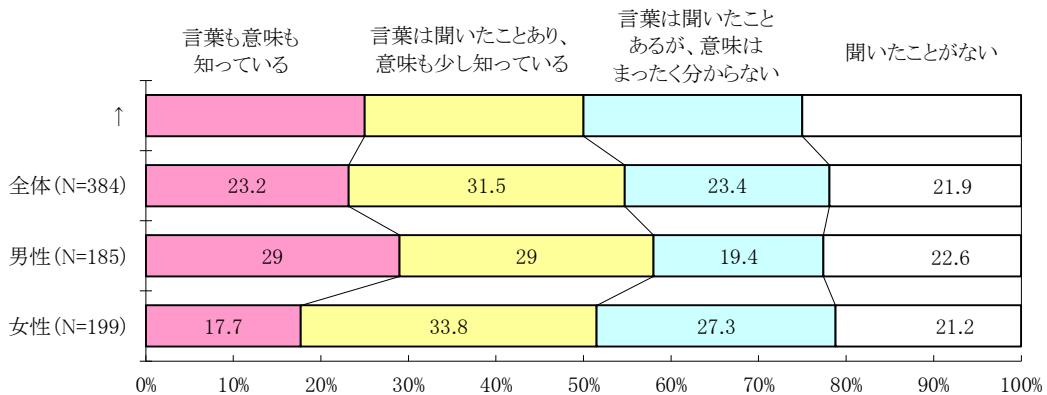


資料:佐賀県総合福祉センター調べ

⑫ユニバーサルデザインの普及

年齢や障害の有無、性別等、人々がそれぞれ持つ違いを超えて、できるだけ全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方方に立った社会づくりが求められおり、佐賀県では、約8割の方がユニバーサルデザインという言葉を聞いたことがあります。

図表2-38 ユニバーサルデザインの認知状況(佐賀県)



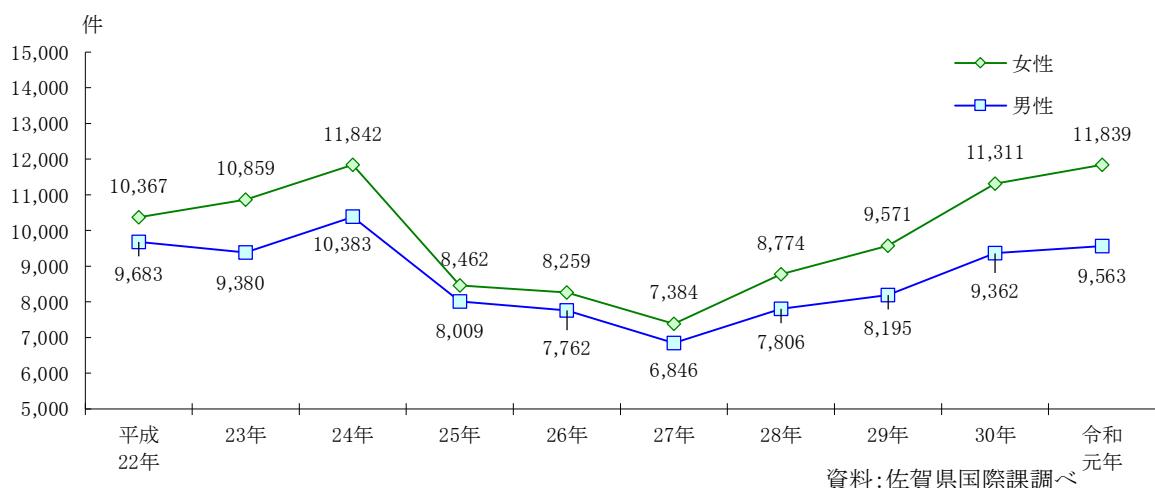
資料:佐賀県県民協働課調べる県民意識調査
「平成30年度ユニバーサルデザイン・障害に関する県民意識調査」

⑬国際交流等の状況

佐賀県の令和元年の旅券発給件数は21,402件で、内訳は女性11,839件（55.3%）、男性9,563件（44.7%）となっています。

また、佐賀県に住む外国人は年々増加しており、平成27年10月1日現在で3,878人で、女性は2,389人（61.6%）、男性1,489人（38.4%）となっています。

図表2-39 旅券発給件数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県国際課調べ

図表2-40 外国人人口の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

青年海外協力隊員等として、令和元年度までに379人が佐賀県から派遣され、その内訳は女性が158人(41.7%)、男性が221人(58.3%)となっています。

図表2-41 青年海外協力隊等派遣状況(佐賀県)

| 派遣年度 | 派遣者数(人) | 男性(人) | 女性(人) |
|-------------|---------|-------|-------|
| 昭和44～平成19年度 | 243 | 150 | 93 |
| 平成20年度 | 15 | 7 | 8 |
| 平成21年度 | 20 | 12 | 8 |
| 平成22年度 | 22 | 9 | 13 |
| 平成23年度 | 8 | 5 | 3 |
| 平成24年度 | 10 | 6 | 4 |
| 平成25年度 | 10 | 6 | 4 |
| 平成26年度 | 9 | 4 | 5 |
| 平成27年度 | 10 | 5 | 5 |
| 平成28年度 | 13 | 6 | 7 |
| 平成29年度 | 5 | 4 | 1 |
| 平成30年度 | 9 | 6 | 3 |
| 令和元年度 | 5 | 1 | 4 |
| 計 | 379 | 221 | 158 |
| | | 58.3% | 41.7% |

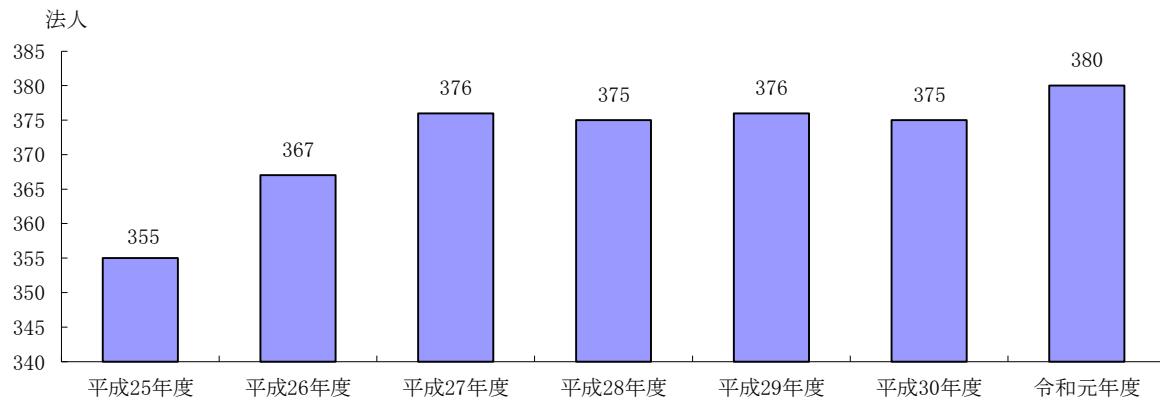
*シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、短期ボランティアを含む。

資料:独立行政法人国際協力機構九州調べ

⑭NPO法人数

佐賀県内におけるN P O 法人の数は、年々増加していましたが、近年は、横ばいとなっています。

図表2－42 NPO法人数(佐賀県)



資料:佐賀県県民協働課調べ

注)各年度末時点

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(6)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

①労働力人口・有業率

佐賀県の平成27年の労働力人口は427,864人で、このうち女性は196,520人(45.9%)となっています。15歳以上の人口に占める労働力人口の割合(有業率)は女性が52.1%、男性が70.8%となっています。

図表3-1 15歳以上人口、労働力人口の推移(佐賀県)

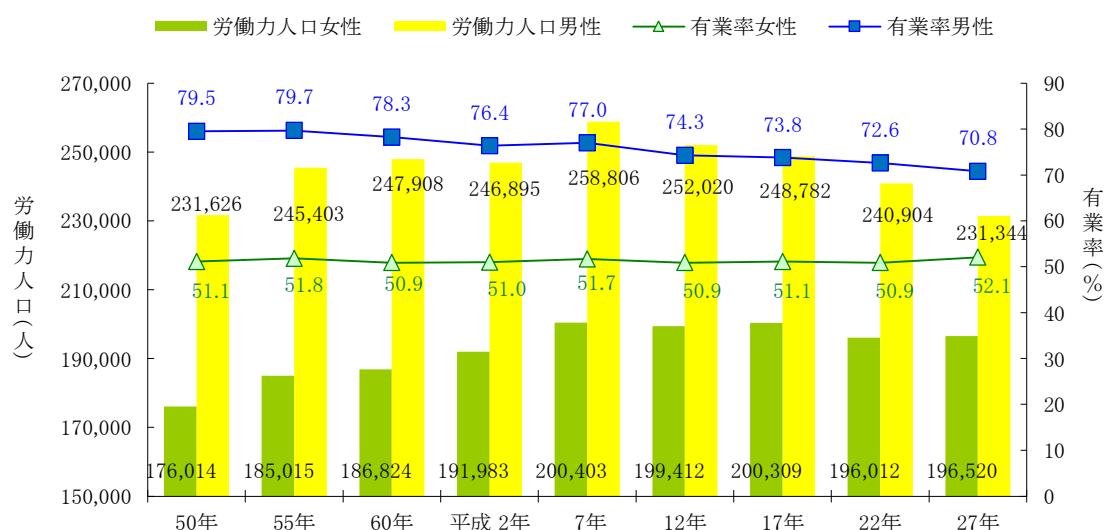
| 年次 | 15歳以上人口 | | | 労働力人口 | | | 有業率 | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 総数 (人) | 女性 (人) | 男性 (人) | 総数 (人) | 女性 (人) | 男性 (人) | 総数 (%) | 女性 (%) | 男性 (%) |
| 50年 | 635,480 | 344,302 | 291,178 | 407,640 | 176,014 | 231,626 | 64.1 | 51.1 | 79.5 |
| 55年 | 664,906 | 356,876 | 308,030 | 430,418 | 185,015 | 245,403 | 64.7 | 51.8 | 79.7 |
| 60年 | 683,876 | 367,197 | 316,679 | 434,732 | 186,824 | 247,908 | 63.6 | 50.9 | 78.3 |
| 平成2年 | 699,906 | 376,645 | 323,261 | 438,878 | 191,983 | 246,895 | 62.7 | 51.0 | 76.4 |
| 7年 | 724,000 | 387,711 | 336,289 | 459,209 | 200,403 | 258,806 | 63.5 | 51.7 | 77.0 |
| 12年 | 732,483 | 392,335 | 340,148 | 451,432 | 199,412 | 252,020 | 61.8 | 50.9 | 74.3 |
| 17年 | 733,972 | 393,909 | 340,063 | 449,091 | 200,309 | 248,782 | 61.6 | 51.1 | 73.8 |
| 22年 | 723,302 | 388,287 | 335,015 | 436,916 | 196,012 | 240,904 | 60.9 | 50.9 | 72.6 |
| 27年 | 712,354 | 381,197 | 331,157 | 427,864 | 196,520 | 231,344 | 60.8 | 52.1 | 70.8 |

注) 労働力人口:15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。

注) 有業率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合(平成2年以降は労働力状態「不詳」を除く。)

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図表3-2 労働力人口と有業率の推移(佐賀県)

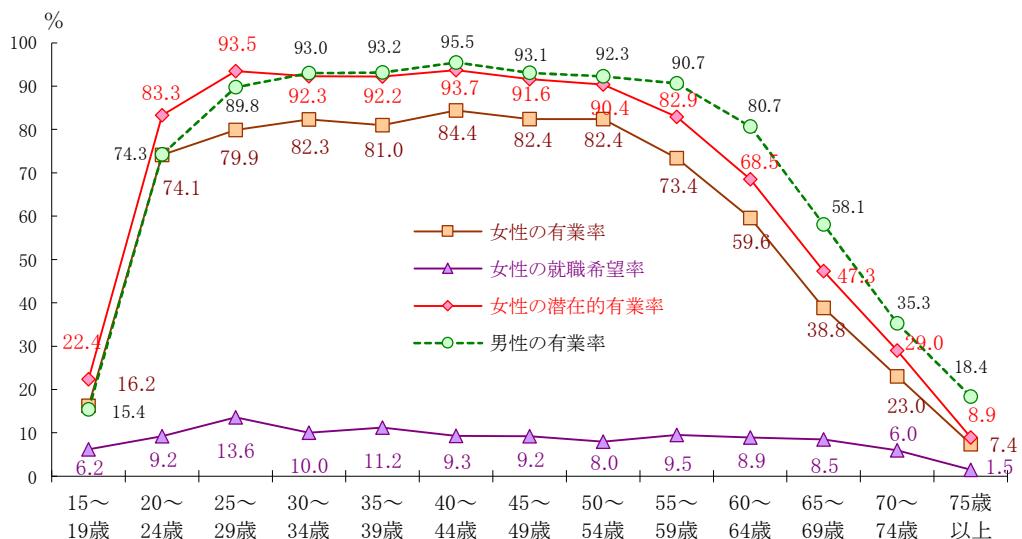


資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

有業率を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までのすべての年齢階層で大きな変化は見られません。女性は「35～39歳」で81.0%と前後の年齢階層（「30～34歳」、「40～44歳」）より若干低いものの、以前のM字型がだいぶ解消されてきています。

女性の就業希望率をみると、「25～29歳」で最も高くなっています。就業希望率を有業率に加えた潜在的有業率では、男性の有業率に近づいています。

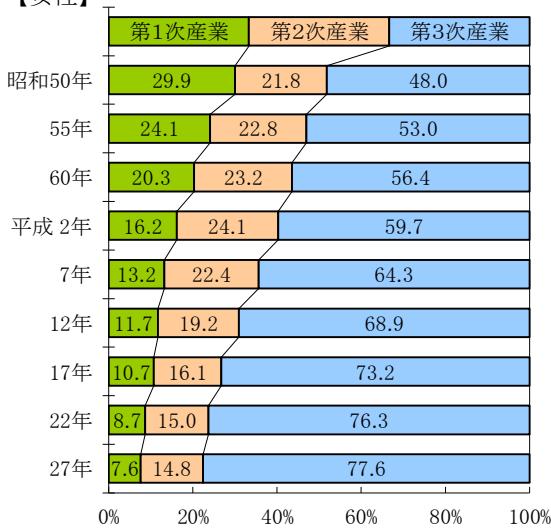
図表3-3 年齢階級別有業率(佐賀県)



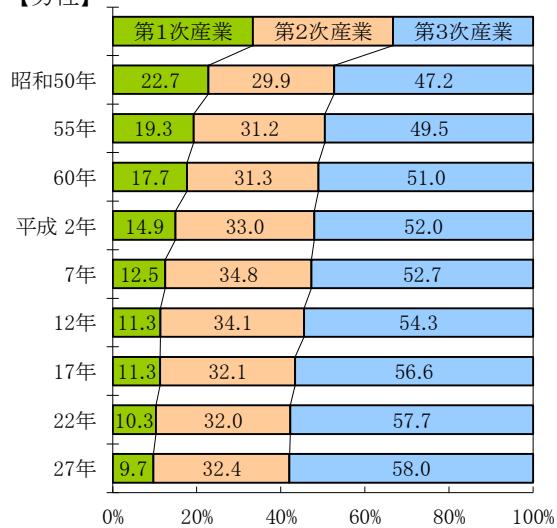
資料: 総務省「平成29年就業構造基本調査」

図表3-4 産業別就業割合の推移(佐賀県)

【女性】

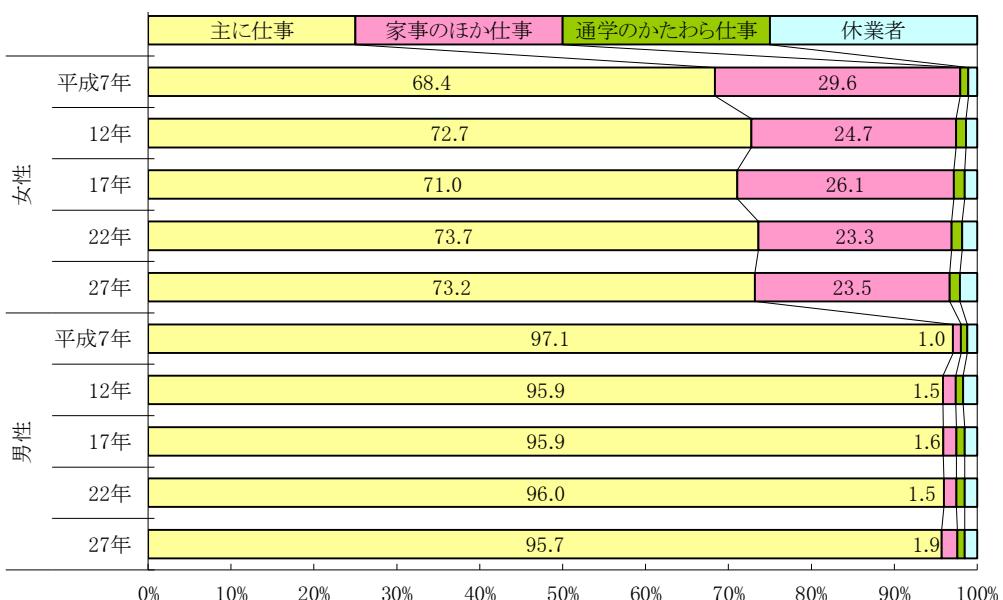


【男性】



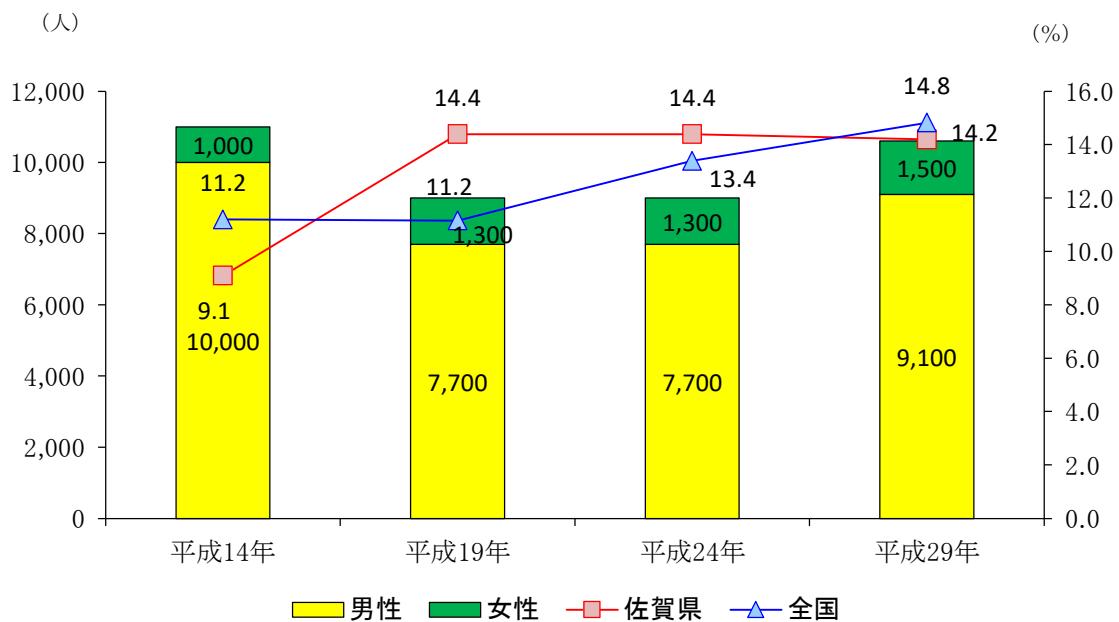
資料: 総務省「国勢調査」(平成27年)

図表3-5 就業の状態別就業者割合の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図表3-6 管理的職業従事者数及び女性の割合(佐賀県・全国)



* 管理的職業従事者(会社役員、管理的公務員等)

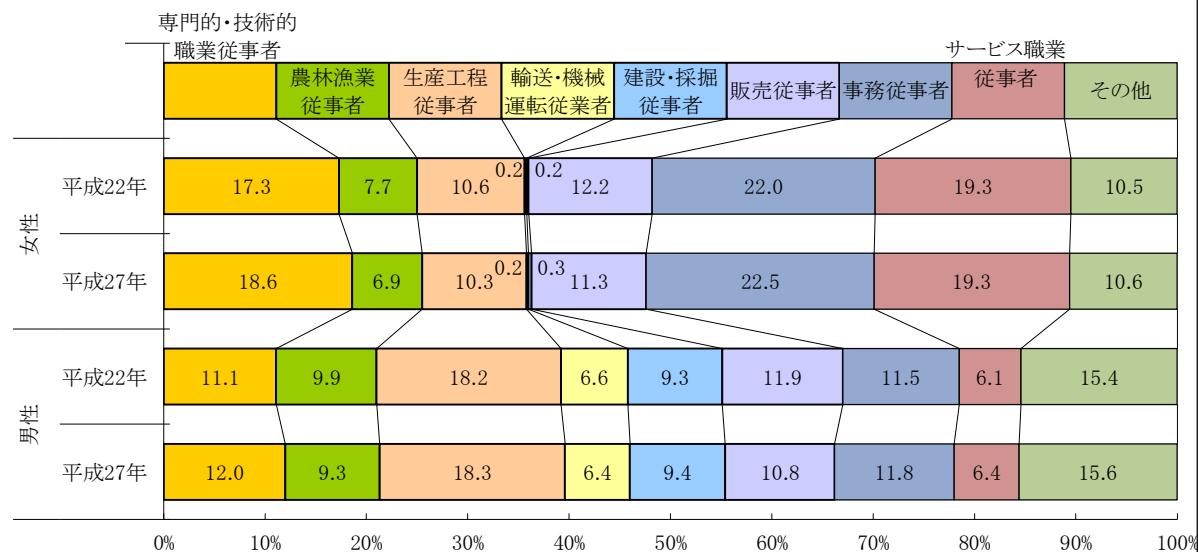
資料:総務省「就業構造基本調査」(平成29年)

②男女の職業別就業の状況

職業別就業の状況では、女性の「事務従事者」の割合が高いのに対し、男性は、「生産工程従事者」の割合が高くなっています。

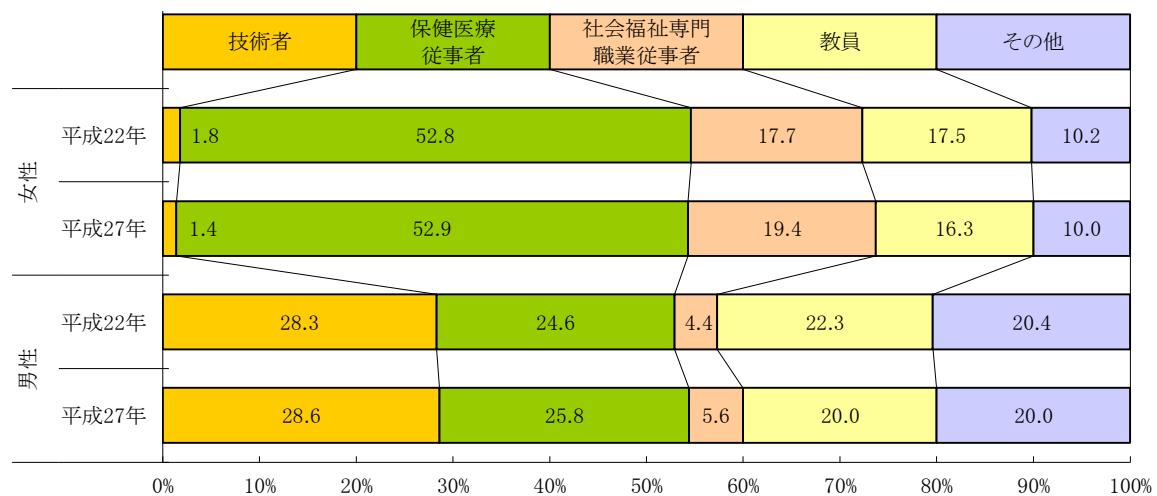
また、「専門的・技術的職業従事者」では、女性は「保健医療従事者」の割合が高いのに対し、男性は「技術者」の割合が高いのが顕著です。

図表3-7 職業別就業者割合の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

図表3-8 専門的・技術的職業従事者の推移(佐賀県)



資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

③医師・歯科医師・弁護士の女性の状況

佐賀県の女性の医師は488人（21.3%）、女性の歯科医師の数は101人（17.5%）、女性の弁護士は14人（13.0%）と女性の割合は非常に低い状況です。

図表3-9 医師・歯科医師・弁護士に占める女性の割合(佐賀県)

| | 総数 (人) | 女性 | | 男性 | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 実数 (人) | 割合 (%) | 実数 (人) | 割合 (%) |
| 医師 (医療施設の従事者) | 2,293 | 488 | 21.3 | 1,805 | 78.7 |
| 歯科医師 (医療施設の従事者) | 578 | 101 | 17.5 | 477 | 82.5 |
| 薬剤師 (薬局・医療施設の従事者) | 1,640 | 907 | 55.3 | 733 | 44.7 |
| 弁護士 | 108 | 14 | 13.0 | 94 | 87.0 |

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(平成30年)

日本弁護士連合会調べ(平成31年)

図表3-10 女性医師・歯科医師数と割合の推移(佐賀県)



資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」
(各年12月31日現在)

④男女平等の労働環境の確立

令和元年における佐賀県の常用雇用者の賃金は、事業所規模30人以上では男性の賃金を100とした時、女性(男女賃金格差)が61.5となっています。

図表3-11 きまって支給する給与額の男女賃金格差[常用労働者](佐賀県)



注) *事業所規模30人以上

*調査対象事業所は、概ね2~3年ごとに抽出替え(事業所の入れ替え)を行っている。

*平成24年1月、平成27年1月、平成30年1月、令和元年1月分調査の際、抽出替えを行っている。

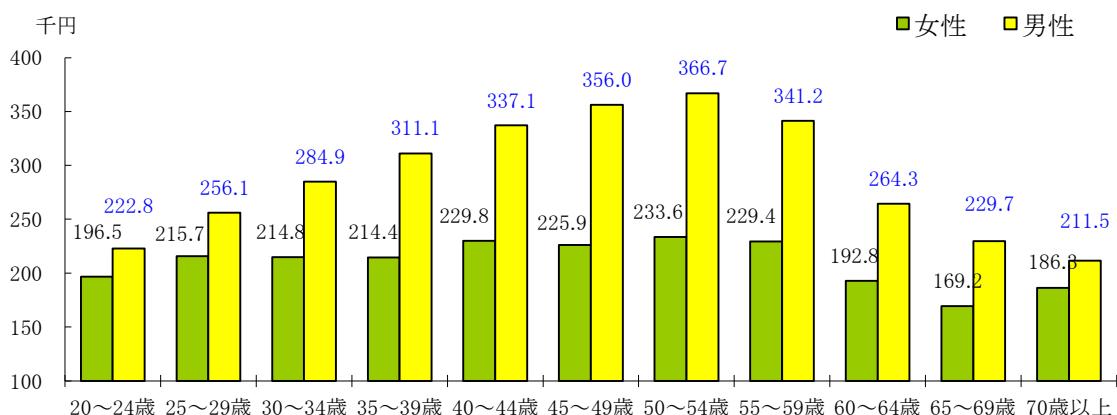
*男女賃金格差は、男性の賃金を100として算出している。

*令和元年は速報値。それ以外の年は確報値。

資料:県統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」

年齢階級別に男女の現金給与額の差をみると、「50~54歳」で最も差が大きく、女性は男性より133,100円低くなっています。

図表3-12 年齢階級別きまって支給する現金給与額(佐賀県)



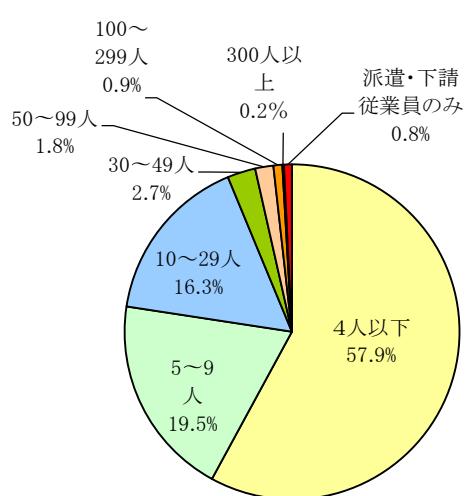
資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年)

⑤民営事業所数

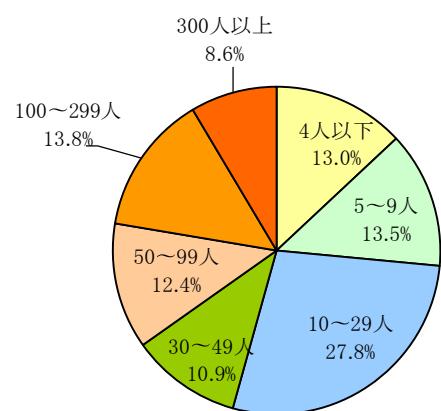
民営事業所数を従業者規模別にみると、「4人以下」の規模は全体の57.9%を占めており、事業所の77.4%が「10人未満」の規模で占められています。

また、民営事業所の従業者数を従業者規模別にみると、「10～29人」の規模が27.8%と最も多く、300人以上の事業所に勤務する従業者は全従業者の8.6%となっています。

図表3-13-1
従業者規模別「民営事業所数」構成比(佐賀県)



図表3-13-2
従業者規模別「民営事業所従業者数」構成比(佐賀県)



資料:佐賀県統計分析課調べ(「平成28年 経済センサス-活動調査」)

⑥パート雇用者

雇用者総数（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合は35.9%となっており、このうち女性は70.3%を占めています。また、非正規雇用者の女性のうちの66.1%は、パート雇用者となっています。

図表3-14 雇用者総数(役員を除く)に占めるパート雇用者の割合(佐賀県)

| | 総数 (人) | 正規 雇用者 (人) | 割合 | 非正規雇用者 | | | | | |
|-----|-----------|------------------|-------|-------------------|-------|------------|-------|----------|-------|
| | | | | パート 雇用者 (人) | 割合 | その他 (人) | 割合 | 計 (人) | 割合 |
| 女性 | 171,400 | 84,600 | 49.4% | 57,400 | 33.5% | 29,400 | 17.2% | 86,800 | 50.6% |
| 男性 | 172,700 | 136,100 | 78.8% | 7,900 | 4.6% | 28,700 | 16.6% | 36,600 | 21.2% |
| 総 数 | 344,100 | 220,700 | 64.1% | 65,300 | 19.0% | 58,100 | 16.9% | 123,400 | 35.9% |

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

また、短時間女性労働者と一般女性労働者の1時間当たりの所定内給与額をみると、短時間女性労働者は1,012円となっており、一般女性労働者の1,338円と比べると、326円の差があります。

図表3-15 短時間女性労働者と一般女性労働者との比較(佐賀県)

| | 年齢 (歳) | 勤続年数 (年) | 月間所定内 実労働時間 (時) | 1時間当たり 所定内給与額 (円) | 年間賞与その 他の特別給与額 (千円) |
|------------|-----------|-------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|
| 短時間労働者(女性) | 49.0 | 6.1 | 85.3 | 1,012 | 38.2 |
| 一般労働者(女性) | 44.0 | 10.4 | 162.0 | 1,338 | 443.4 |

注) * 短時間女性労働者の月間所定内実労働時間は、月間実労働日数に1日当たり所定内実労働時間を乗じた時間。

* 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「短時間労働者」を除いた労働者。

* 一般女性労働者の1時間当たり所定内給与額は、月間所定内給与額を月間所定内実労働時間で除した額。

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年)

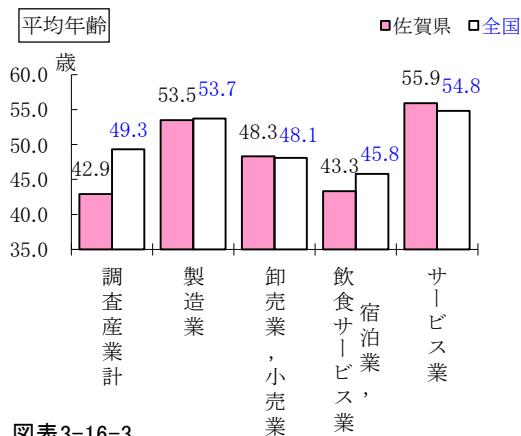
⑦女性短時間労働者

佐賀県の女性短時間労働者についてみると、平均年齢は42.9歳、平均勤続年数は5.2年、1日当たりの所定内実労働時間数は4.9時間となっています。

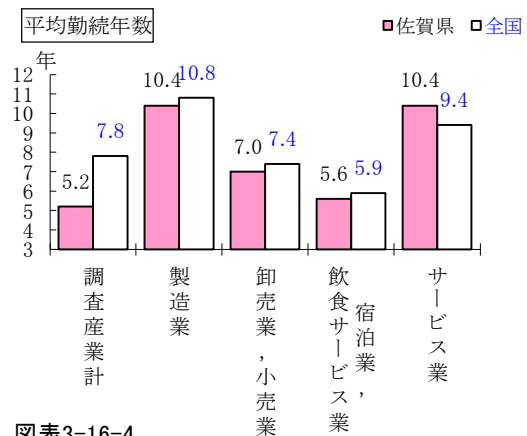
また、1時間当たり所定内給与額を全国と比較すると、佐賀県は990円で全国の1,192円を202円下回っています。

図表3-16 産業別短時間女性労働者(佐賀県・全国)

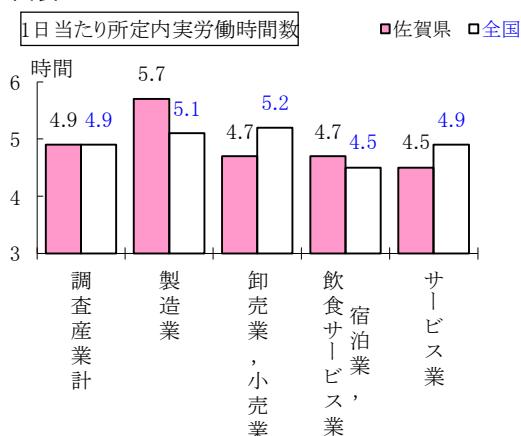
図表3-16-1



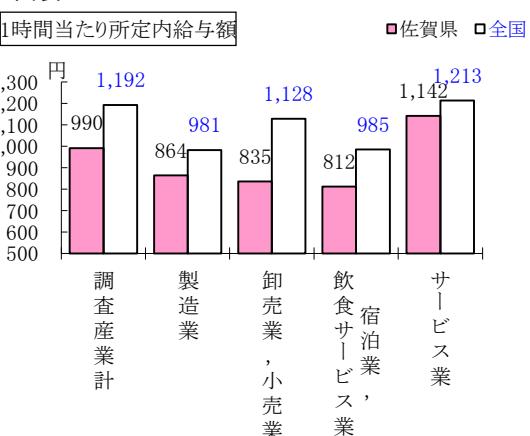
図表3-16-2



図表3-16-3



図表3-16-4

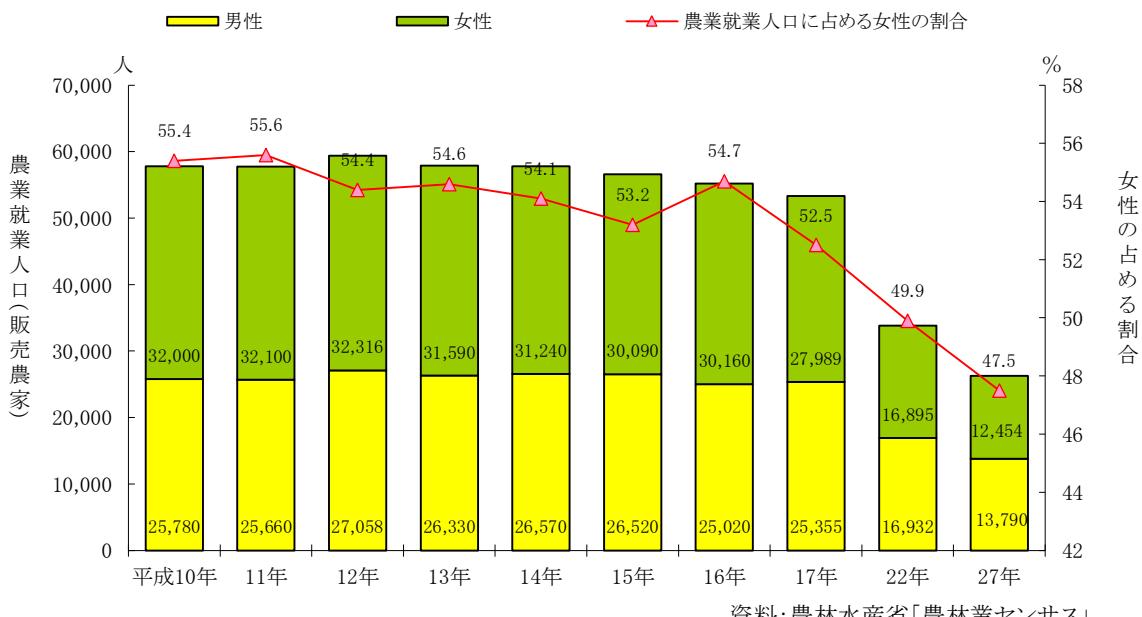


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年)

⑧農林漁業従事者の状況

佐賀県の農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合は近年は減少傾向で推移しております。

図表3-17 農業就業人口(販売農家)・女性の割合の推移(佐賀県)



また、漁業就業者では19.2%、林業就業者では13.9%を女性が占めています。

図表3-18 農業・漁業・林業就業者割合(佐賀県)

| | 計 | 女性 | | 男性 | |
|--------------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | 実数(人) | 割合(%) | 実数(人) | 割合(%) |
| 農業就業人口(販売農家) | 26,244 | 12,454 | 47.5 | 13,790 | 52.5 |
| 基幹的農業従事者 | 23,966 | 10,592 | 44.2 | 13,374 | 55.8 |
| 漁業就業者 | 3,669 | 703 | 19.2 | 2,966 | 80.8 |
| 林業就業者 | 453 | 63 | 13.9 | 390 | 86.1 |

注)販売農家は経営耕地面積が30アール以上または過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家

注)基幹的農業従事者は農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員

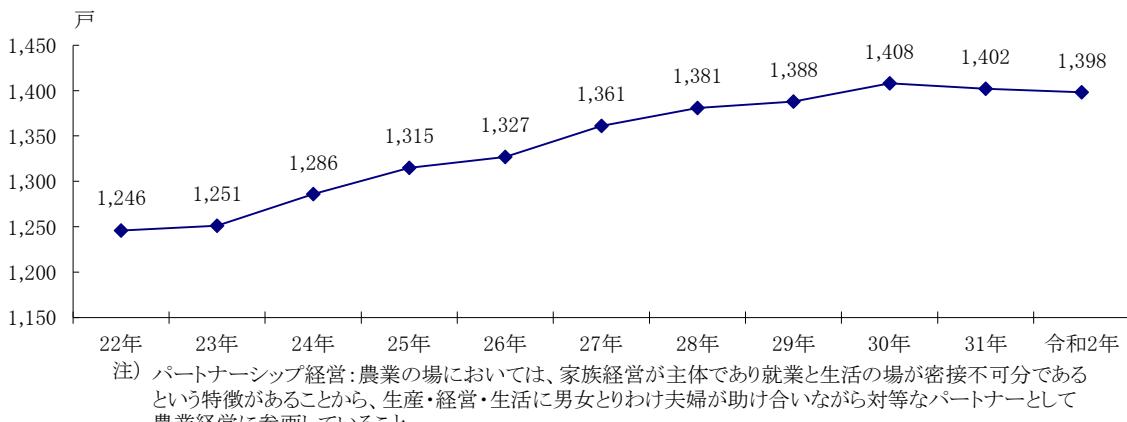
注)漁業就業者は満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者

資料:農林水産省「農林業センサス」(平成27年)、「漁業センサス」(平成30年)
総務省「国勢調査」(平成27年)

⑨家族経営協定等の状況

家族経営協定を締結している農家数は近年横ばいとなっており、令和2年で1,398戸となっています。

図表3－19 家族経営協定締結数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県農産課調べ(令和2年3月時点)

⑩農産加工への取組や女性起業数の状況

地域農産物を活用した農産加工への取組状況をみると、令和元年度の91組織、892品目のうち、農村女性起業の組織数は66、品目数は482にのぼります。

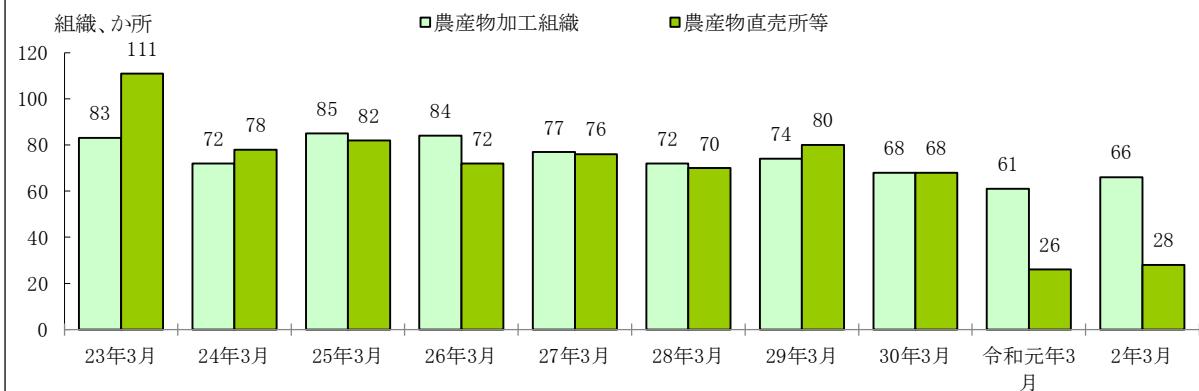
図表3－20 地域農産物を活用した農産加工への取組状況(佐賀県)

| 項目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 元年度／30年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------------|
| 農産加工組織数 | 組織数 | 79 | 86 | 87 | 91 104.6 % |
| | 品目数 | 544 | 640 | 645 | 892 138.3 % |
| うち農村女性起業 | 組織数 | 74 | 68 | 61 | 66 108.2 % |
| | 品目数 | 539 | 653 | 409 | 482 117.8 % |

注)令和2年3月現在

資料:佐賀県農政企画課、農産課調べ

図表3－21 農村女性組織起業数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県農政企画課調べ

重点目標(7)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

①女性議員の参画状況

佐賀県における女性議員の割合については、以前から全国割合を下回っています。県議会においては、令和元年度に女性議員が1人増え女性議員数が2人になりました。

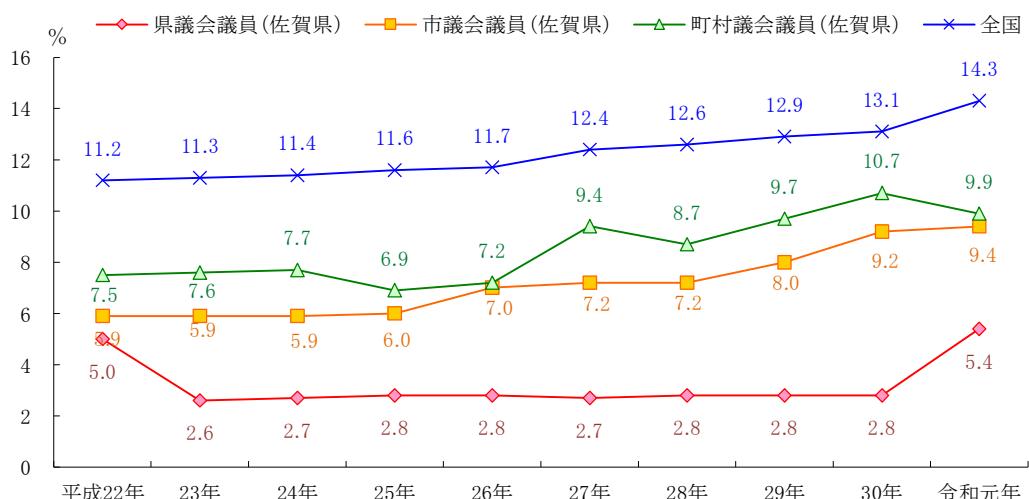
図表3-22 地方議会における女性議員の状況(佐賀県・全国)

| | 佐賀県 | | | | | | | | | | | | 女性議員の割合 (%) | |
|-------|-----------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|----------------|--|
| | 県議会 | | | 市議会 | | | 町議会 | | | 合計 | | | | |
| | 総数 (人) | 女性議員数 (人) | 女性議員の割合 (%) | | |
| 平成18年 | 39 | 1 | 2.6 | 279 | 21 | 7.5 | 203 | 15 | 7.4 | 521 | 37 | 7.1 | 9.4 | |
| 19年 | 41 | 2 | 4.9 | 269 | 19 | 7.1 | 149 | 13 | 8.7 | 459 | 34 | 7.4 | 10.4 | |
| 20年 | 41 | 2 | 4.9 | 268 | 19 | 7.1 | 148 | 13 | 8.8 | 457 | 34 | 7.4 | 8.0 | |
| 21年 | 40 | 2 | 5.0 | 252 | 16 | 6.3 | 139 | 11 | 7.9 | 431 | 29 | 6.7 | 10.9 | |
| 22年 | 40 | 2 | 5.0 | 239 | 14 | 5.9 | 133 | 10 | 7.5 | 412 | 26 | 6.3 | 11.2 | |
| 23年 | 38 | 1 | 2.6 | 238 | 14 | 5.9 | 132 | 10 | 7.6 | 408 | 25 | 6.1 | 11.3 | |
| 24年 | 37 | 1 | 2.7 | 236 | 14 | 5.9 | 130 | 10 | 7.7 | 403 | 25 | 6.2 | 11.4 | |
| 25年 | 36 | 1 | 2.8 | 233 | 14 | 6.0 | 130 | 9 | 6.9 | 399 | 24 | 6.0 | 11.6 | |
| 26年 | 36 | 1 | 2.8 | 228 | 16 | 7.0 | 125 | 9 | 7.2 | 389 | 26 | 6.7 | 11.7 | |
| 27年 | 37 | 1 | 2.7 | 223 | 16 | 7.2 | 127 | 12 | 9.4 | 387 | 29 | 7.5 | 12.4 | |
| 28年 | 36 | 1 | 2.8 | 222 | 16 | 7.2 | 126 | 11 | 8.7 | 384 | 28 | 7.3 | 12.6 | |
| 29年 | 36 | 1 | 2.8 | 225 | 18 | 8.0 | 124 | 12 | 9.7 | 385 | 31 | 8.1 | 12.9 | |
| 30年 | 36 | 1 | 2.8 | 218 | 20 | 9.2 | 121 | 13 | 10.7 | 339 | 33 | 9.7 | 13.1 | |
| 令和元年 | 37 | 2 | 5.4 | 213 | 20 | 9.4 | 121 | 12 | 9.9 | 371 | 34 | 9.2 | 14.3 | |

注)各年12月31日現在

資料:総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」

図表3-23 女性議員割合の推移(佐賀県・全国)



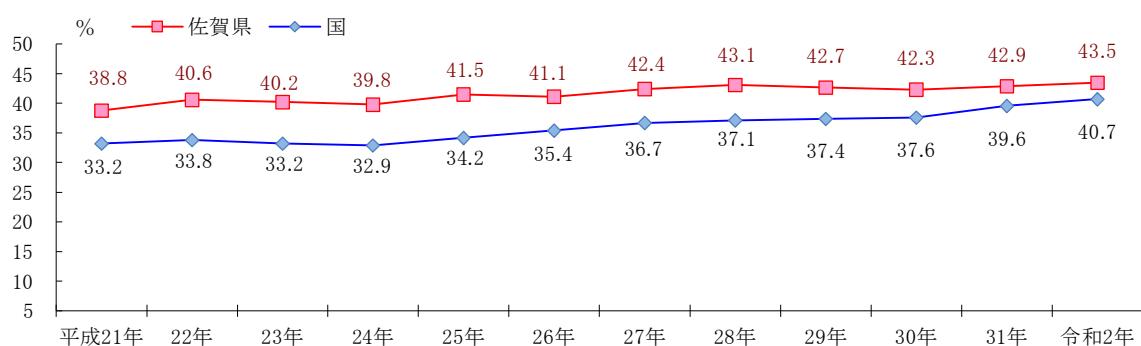
注)各年12月31日現在

資料:総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」

②県の審議会等における女性の参画状況

佐賀県の各種審議会等における女性委員の割合は近年ほぼ横ばいとなっており、令和2年3月31日現在で43.5%となっています。

図表3-24 各種審議会等における女性委員の割合の推移(佐賀県・国)



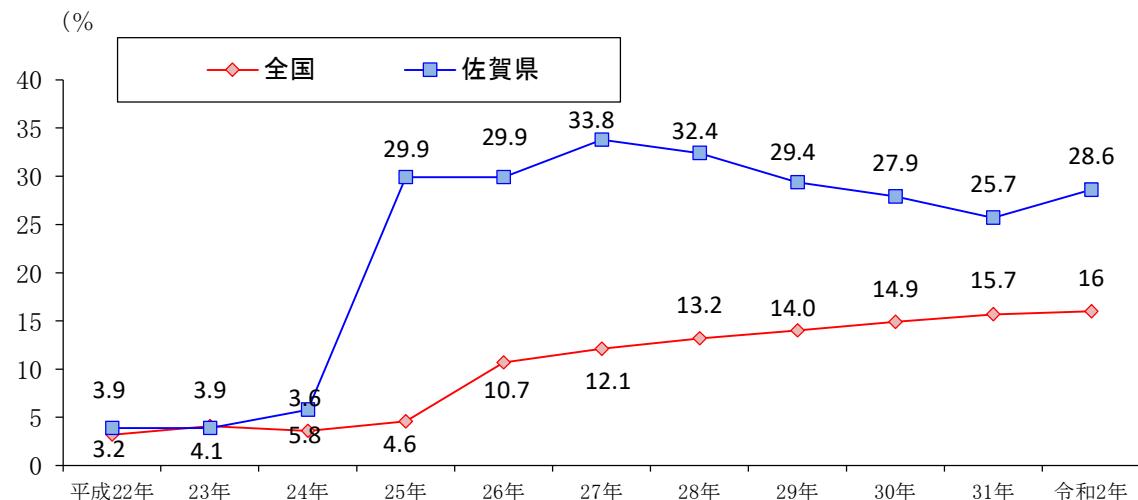
注)国データについては、各年9月30日現在

注)県データについては、各年3月31日現在

資料:内閣府「国審議会等における女性委員の参画状況調査、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ」

佐賀県の地方防災会議における女性委員の割合は平成24年を境に大きく上昇し、令和2年では28.6%となっています。

図表3-25 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移(佐賀県・全国)



資料:佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ

③県・学校等における管理職への女性の登用状況

佐賀県の女性管理職（課長級以上）数は令和2年4月1日現在で46名で、管理職総数の10.5%となっています。

図表3-26 県の管理職の状況(佐賀県)

| | 管理職総数 (人) | 管理職総数 | | 女性管理職の内訳 | | |
|------|--------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| | | うち女性 (人) | 女性の割合 (%) | 部局長クラス (人) | 次長クラス (人) | 課長クラス (人) |
| 合 計 | 439 | 46 | 10.5 | 2 | 5 | 39 |
| 計 | 286 | 33 | 11.5 | 2 | 5 | 26 |
| 本 庁 | 知事部局 | 206 | 29 | 14.1 | 2 | 4 |
| | 教育委員会 | 16 | 3 | 18.8 | 0 | 1 |
| | 警察本部 | 64 | 1 | 1.6 | 0 | 1 |
| 現地機関 | 計 | 153 | 13 | 8.5 | 0 | 13 |
| | 知事部局 | 136 | 13 | 9.6 | 0 | 13 |
| | 教育委員会 | 7 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 警察本部 | 10 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |

注)管理職員は課長級以上

注)教育委員会には、小・中・高等学校の校長、教頭は含まない

資料:佐賀県人事課、教育総務課、警察本部調べ(令和2年4月1日現在)

佐賀県職員の女性管理職の割合は、年々上昇しているものの、国の掲げる目標値30%達成の目途は、まだ立っていません。

図表3-27 管理職数の推移(佐賀県)



資料:佐賀県人事課、教育総務課、警察本部調べ(各年4月1日現在)

また、令和元年度の佐賀県の校長・教頭に占める女性の割合は、義務教育学校教頭が33.3%と最も高くなっています。佐賀県の小学校、中学校及び義務教育学校の教頭に占める女性の割合は、全国平均を上回っています。

図表3-28 校長・教頭に占める女性の割合の推移(佐賀県・全国)

| | 小学校 | | | | 中学校 | | | | 義務教育学校 | | | | 高等学校 | | | | 特別支援学校 | | | |
|----------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | | 校長 | | 教頭 | |
| | 数 (人) | 割合 (%) |
| 平成21年度 | 29 | 17.6 | 45 | 25.7 | 8 | 8.6 | 9 | 8.6 | - | - | - | - | 1 | 2.3 | 3 | 5.1 | 1 | 12.5 | 1 | 6.7 |
| 22年度 (佐賀県) | 29 | 18.0 | 42 | 24.4 | 8 | 8.6 | 8 | 7.6 | - | - | - | - | 2 | 4.4 | 2 | 3.5 | 1 | 12.5 | 2 | 11.8 |
| (全国) | 3,908 | 18.4 | 4,251 | 21.3 | 517 | 5.3 | 779 | 7.8 | - | - | - | - | 276 | 5.6 | 487 | 7.3 | 143 | 15.8 | 278 | 21.1 |
| 23年度 (佐賀県) | 29 | 18.4 | 38 | 22.5 | 8 | 8.6 | 10 | 9.4 | - | - | - | - | 1 | 2.2 | 4 | 6.9 | 0 | 0.0 | 1 | 8.3 |
| (全国) | 3,880 | 18.5 | 4,203 | 21.3 | 531 | 5.5 | 804 | 8.1 | - | - | - | - | 273 | 5.6 | 476 | 7.2 | 159 | 17.4 | 278 | 21.0 |
| 24年度 (佐賀県) | 32 | 20.3 | 38 | 22.5 | 7 | 7.6 | 10 | 9.6 | - | - | - | - | 2 | 4.4 | 3 | 5.2 | 0 | 0.0 | 1 | 8.3 |
| (全国) | 3,866 | 18.7 | 4,157 | 21.3 | 536 | 5.6 | 819 | 8.3 | - | - | - | - | 316 | 6.5 | 503 | 7.7 | 165 | 17.9 | 311 | 23.2 |
| 25年度 (佐賀県) | 31 | 20.4 | 34 | 21.1 | 6 | 7.0 | 8 | 8.5 | - | - | - | - | 2 | 4.5 | 6 | 10.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| (全国) | 3,805 | 18.6 | 4,089 | 21.3 | 557 | 5.9 | 806 | 8.2 | - | - | - | - | 327 | 6.8 | 502 | 7.8 | 183 | 19.4 | 332 | 24.4 |
| 26年度 (佐賀県) | 32 | 21.2 | 31 | 19.1 | 6 | 7.0 | 12 | 12.8 | - | - | - | - | 2 | 4.5 | 7 | 12.3 | 1 | 12.5 | 0 | 0.0 |
| (全国) | 3,842 | 19.1 | 4,089 | 21.5 | 545 | 5.8 | 806 | 8.3 | - | - | - | - | 350 | 7.3 | 474 | 7.5 | 203 | 21.4 | 334 | 23.9 |
| 27年度 (佐賀県) | 29 | 19.5 | 32 | 19.4 | 5 | 6.0 | 10 | 10.8 | - | - | - | - | 2 | 4.5 | 5 | 9.1 | 1 | 12.5 | 0 | 0.0 |
| (全国) | 3,813 | 19.1 | 4,186 | 22.3 | 571 | 6.1 | 848 | 8.7 | - | - | - | - | 367 | 7.7 | 501 | 8.0 | 224 | 23.1 | 336 | 23.5 |
| 28年度 (佐賀県) | 26 | 17.2 | 35 | 21.3 | 4 | 4.8 | 9 | 9.7 | 0 | 0.0 | 1 | 50.0 | 1 | 2.3 | 7 | 13.0 | 1 | 11.1 | 0 | 0.0 |
| (全国) | 3,774 | 19.2 | 4,210 | 22.7 | 588 | 6.3 | 950 | 9.9 | 4 | 18.2 | 5 | 16.1 | 373 | 7.8 | 524 | 8.3 | 239 | 24.3 | 353 | 24.6 |
| 29年度 (佐賀県) | 26 | 17.8 | 36 | 22.6 | 3 | 3.6 | 9 | 10.1 | 0 | 0.0 | 3 | 30.0 | 1 | 2.3 | 6 | 11.8 | 1 | 11.1 | 1 | 7.7 |
| (全国) | 3,763 | 19.3 | 4,367 | 23.9 | 609 | 6.6 | 1,021 | 10.8 | 3 | 6.5 | 19 | 23.2 | 374 | 7.9 | 575 | 9.2 | 234 | 23.6 | 377 | 25.9 |
| 30年度 (佐賀県) | 22 | 15.2 | 44 | 27.8 | 4 | 4.9 | 12 | 13.6 | 0 | 0.0 | 4 | 33.3 | 1 | 2.3 | 4 | 7.8 | 0 | 0.0 | 2 | 15.4 |
| (全国) | 3,778 | 19.6 | 4,645 | 25.6 | 612 | 6.7 | 1,133 | 12.0 | 8 | 10.0 | 40 | 28.0 | 382 | 8.1 | 587 | 9.4 | 227 | 22.8 | 402 | 27.4 |
| 令和元年度 (佐賀県) | 25 | 17.2 | 46 | 29.1 | 6 | 7.3 | 16 | 18.2 | 0 | 0.0 | 4 | 33.3 | 0 | 0.0 | 4 | 8.0 | 0 | 0.0 | 1 | 7.7 |
| (全国) | 3,930 | 20.6 | 4,874 | 27.0 | 676 | 7.4 | 1,254 | 13.3 | 7 | 7.5 | 41 | 25.0 | 384 | 8.1 | 626 | 10.0 | 231 | 23.0 | 451 | 30.6 |

注)高等学校は全日制と定時制の計

資料:文部科学省「学校基本調査報告書」(各年度5月1日現在)

④市町における管理職への女性の登用状況

佐賀県内の市町における女性管理職（課長級以上）は令和2年4月1日現在で122名（15.2%）となっており年々増加しています。

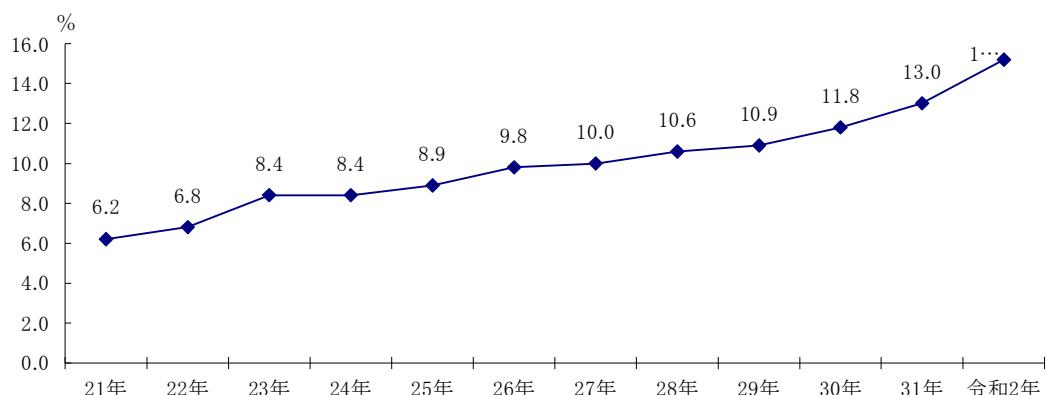
また、県内市町における管理職に占める女性の割合の推移をみると、年々上昇傾向が続いています。

図表3-29 県内市町職員の管理職の状況(佐賀県)

| | 管理職総数 | | | うち一般行政職 | | |
|---|-------|-------------|--------------|---------|-------------|--------------|
| | (人) | うち女性 (人) | 女性の割合 (%) | 管理職総数 | | |
| | | | | (人) | うち女性 (人) | 女性の割合 (%) |
| 市 | 620 | 98 | 15.8 | 529 | 74 | 14.0 |
| 町 | 184 | 24 | 13.0 | 172 | 21 | 12.2 |
| 計 | 804 | 122 | 15.2 | 701 | 95 | 13.6 |

資料:佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ(令和2年4月1日現在)

図表3-30 県内市町における管理職に占める女性の割合の推移(佐賀県)



資料:佐賀県男女参画・女性の活躍推進課調べ(各年4月1日現在)

図表3-31 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況(佐賀県)

| 常時雇用労働者301人以上の企業 | | | 300人以下の企業 | |
|------------------|----------------|------|----------------|--|
| 企業数 | 一般事業主行動計画届出企業数 | 届出率 | 一般事業主行動計画届出企業数 | |
| 73社 | 73社 | 100% | 33社 | |

(令和2年12月31日現在)

資料:厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

⑤農林業・水産業・商工業における政策・方針決定の場への女性参画状況

漁業協同組合役員、中小企業団体中央会役員への女性の参画はなく、これらの分野における女性の参画状況は依然として低いのが現状です。

図表3-32 農林業・水産業・商工業における政策・方針決定の場への女性参画状況(佐賀県)

| | 役員総数 (人) | うち女性の数 (人) | 女性の割合 (%) |
|----------------|-------------|---------------|--------------|
| 農業委員 | 555 | 37 | 6.7 |
| 農業協同組合役員 | 139 | 14 | 10.1 |
| 漁業協同組合役員 | 57 | 0 | 0.0 |
| 商工会議所役員(連合会含む) | 226 | 9 | 4.0 |
| 商工会役員(連合会含む) | 427 | 42 | 9.8 |
| 中小企業団体中央会役員 | 24 | 0 | 0.0 |

注)令和2年4月1日現在(農業協同組合役員及び漁業協同組合役員は令和2年3月31日現在、農業委員は令和2年8月現在)

資料:佐賀県産業政策課、生産者支援課、農産課調べ

⑥公共的団体への女性の参画

公共的団体における女性役員の割合は、社会福祉協議会(県)の21.9%が最も高く、こども会連合会(県)や老人クラブ連合会(県)は低い状況です。

しかし、いずれの団体も県組織における女性の会長はいません。

図表3-33 公共的団体における女性参画状況(佐賀県)

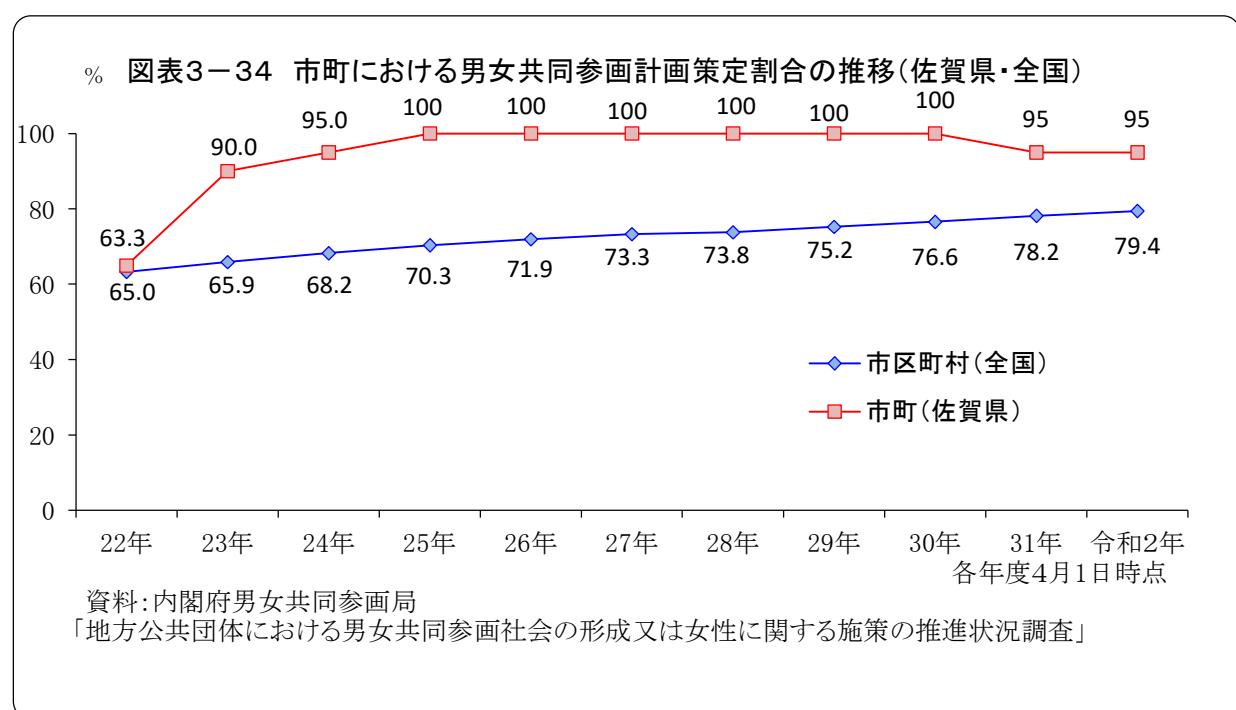
| | 役員総数 (人) | うち女性 (人) | 割合 (%) | 会長 | うち女性 (人) |
|-------------------------|-------------|-------------|-----------|-----|-------------|
| | | | | (人) | |
| 社会福祉協議会(県) | 32 | 7 | 21.9 | 1 | 0 |
| 民生委員児童委員協議会(県) | 20 | 3 | 15.0 | 1 | 0 |
| 老人クラブ連合会(県) | 12 | 1 | 8.3 | 1 | 0 |
| PTA連合会(県)※ ¹ | 46 | 7 | 15.2 | 2 | 0 |
| 子ども会連合会(県) | 18 | 0 | 0.0 | 1 | 0 |
| 公民館連合会(県) | 11 | 2 | 18.2 | 1 | 0 |
| 公民館館長 ※ ² | 134 | 9 | 6.7 | — | — |

令和2年4月1日現在

※¹平成29年度より佐賀県PTA連合会及び佐賀県高等学校PTA連合会の合計数 ※²実館長数

資料:佐賀県まなび課、福祉課、長寿社会課、学校教育課調べ

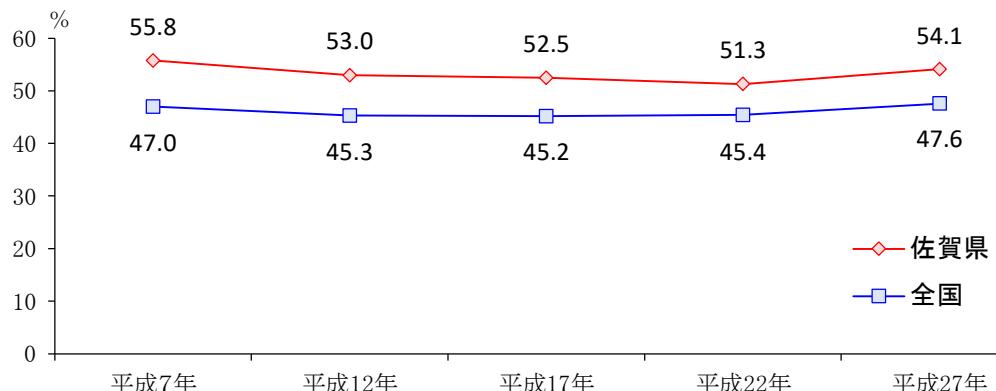
市町における男女共同参画計画の策定割合は、平成30年までは100%を達成していましたが、平成31年、令和2年は95%となっている。



重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

共働き世帯の割合は、佐賀県は全国に比べ高い数値を示しています。また、平成27年には佐賀県・全国ともに、上昇しています。

図表3-35 共働き世帯数の推移(佐賀県・全国)

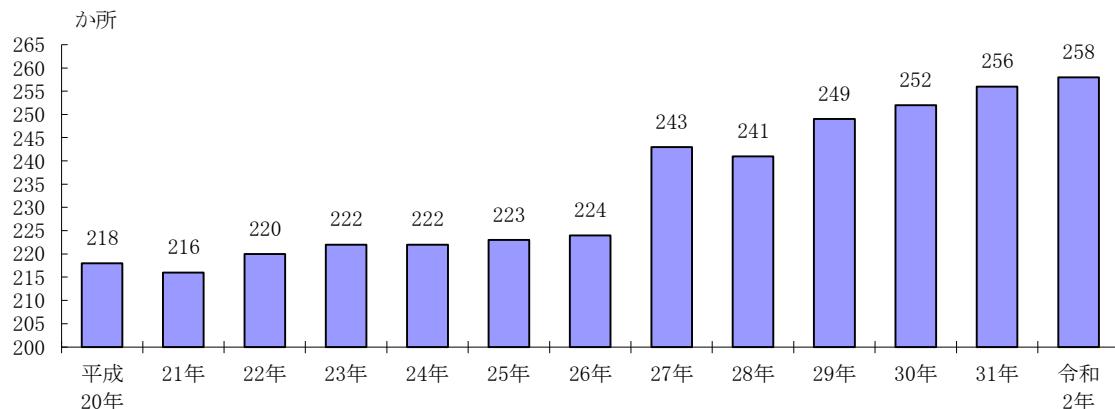


資料:総務省「国勢調査」(H27年度)

①保育所等数と入所児童数

保育所等数は年々増加傾向にあります。なお、保育所等には、平成27年度以降、幼保連携型認定こども園を含みます。

図表3-36 保育所等数の推移(佐賀県)



注)各年4月1日現在

注)平成27年から保育所及び幼保連携型認定こども園の合計数

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

佐賀県内の保育所等においては、入所児童数が増加傾向にあります。

図表3-37 保育所等入所定員と入所児童数(佐賀県)



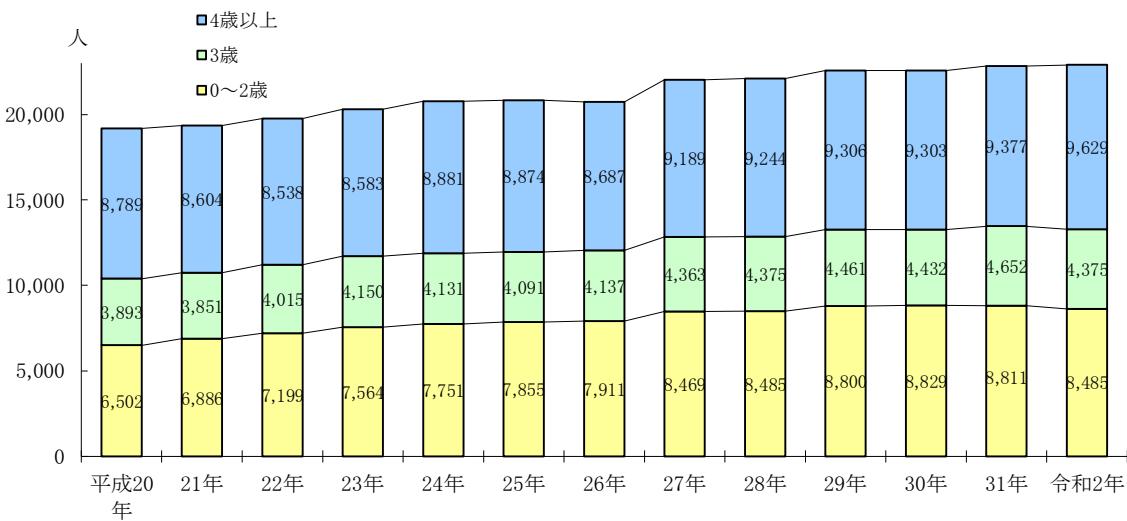
注)各年4月1日現在

注)平成27年から保育所及び幼保連携型認定こども園の合計入所児童数

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

また、入所児童年齢別推移をみると、「0～2歳」の割合は平成21年には全体の35.6%に対し、平成31年には38.6%に上昇するなど、低年齢時から入所する傾向が見られます。

図表3-38 保育所等入所児童年齢別推移(佐賀県)



注)各年4月1日現在

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

②家事関連時間の状況

佐賀県の女性の1日の家事関連時間をみると、有業者は186分、無業者は228分、総数では203分となっています。

また、男性の家事関連時間は、有業者は33分、無業者は54分、総数では45分となっており、女性と比べると著しく短い時間となっています。

図表3-39 1日の行動時間(佐賀県・全国)

(単位:分)

| | | | 家事関連時間 | | | | 計 | 1次活動 | 2次活動 | 3次活動 |
|----|-----|-----|--------|-------|----|-----|-----|------|------|------|
| | | | 家事 | 介護・看護 | 育児 | 買い物 | | | | |
| 女性 | 佐賀県 | 総数 | 144 | 4 | 21 | 34 | 203 | 645 | 435 | 359 |
| | | 有業者 | 130 | 2 | 21 | 33 | 186 | 619 | 544 | 277 |
| | | 無業者 | 163 | 7 | 22 | 36 | 228 | 678 | 293 | 468 |
| | 全国 | 総数 | 151 | 6 | 26 | 35 | 218 | 647 | 424 | 369 |
| | | 有業者 | 126 | 4 | 21 | 32 | 183 | 622 | 522 | 296 |
| | | 無業者 | 180 | 8 | 30 | 38 | 256 | 676 | 310 | 454 |
| 男性 | 佐賀県 | 総数 | 17 | 2 | 4 | 15 | 38 | 637 | 408 | 395 |
| | | 有業者 | 12 | 2 | 5 | 14 | 33 | 617 | 496 | 327 |
| | | 無業者 | 29 | 4 | 2 | 19 | 54 | 686 | 182 | 573 |
| | 全国 | 総数 | 20 | 2 | 6 | 17 | 45 | 632 | 412 | 396 |
| | | 有業者 | 13 | 1 | 7 | 15 | 36 | 611 | 509 | 320 |
| | | 無業者 | 37 | 4 | 3 | 23 | 67 | 684 | 169 | 587 |

注)15歳以上、週全体の平均時間

また、家事関連時間とは、2次活動のうち「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間

1次活動とは、睡眠・食事など生理的に必要な活動

2次活動とは、仕事・家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動

3次活動とは、余暇活動など

資料:総務省「平成28年社会生活基本調査」

図表3-40 6歳未満の子どもがいる夫婦の一日当たりの家事関連時間(佐賀県・全国)

(単位:分)

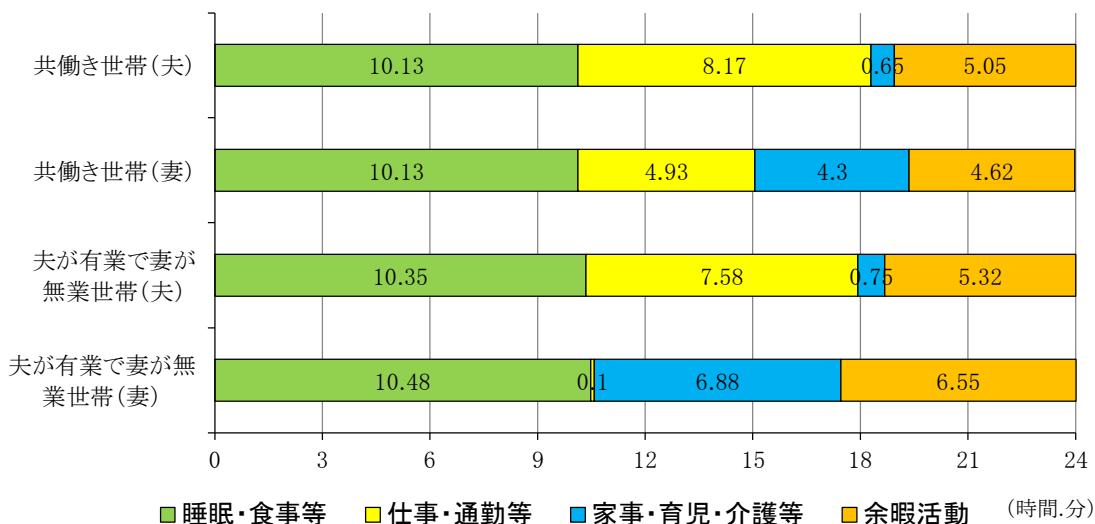
| | | 家事関連時間(佐賀県) | | | | 全国 | |
|----|-------|-------------|-------|----|-----|----|-----|
| | | 家事 | 介護・看護 | 育児 | 買い物 | | |
| 男性 | 平成18年 | 48 | 8 | 0 | 26 | 15 | 58 |
| | 23年 | 68 | 19 | 1 | 31 | 17 | 67 |
| | 28年 | 96 | 33 | 6 | 39 | 18 | 83 |
| 女性 | 平成18年 | 440 | 216 | 3 | 183 | 38 | 441 |
| | 23年 | 363 | 172 | 3 | 158 | 30 | 461 |
| | 28年 | 415 | 173 | 1 | 208 | 33 | 454 |

※夫婦と子供の世帯 総数 6歳未満の子どもがいる

資料:総務省「平成28年社会生活基本調査」

夫婦の生活時間のうち、「家事・育児・介護等」には、妻の職業の有無にかかわらず、妻の方が著しく多くの時間を割いています。

図表3-41 夫婦の生活時間(全国)

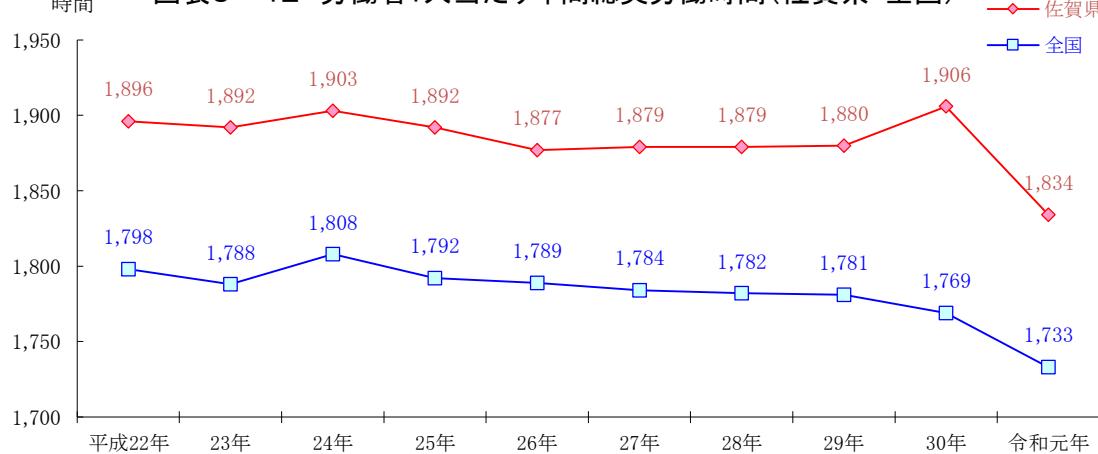


資料:総務省「平成28年度社会生活基本調査」

③労働時間等

佐賀県の事業所規模30人以上の事業所における常用労働者1人当たりの年間総実労働時間は、令和元年で1,834時間となっており、全国平均の1,733時間と比べると101時間長くなっています。

図表3-42 労働者1人当たり年間総実労働時間(佐賀県・全国)



※事業所規模30人以上

※平成24年1月、平成27年1月、平成30年1月、令和元年1月調査の際、抽出替えを行っている。

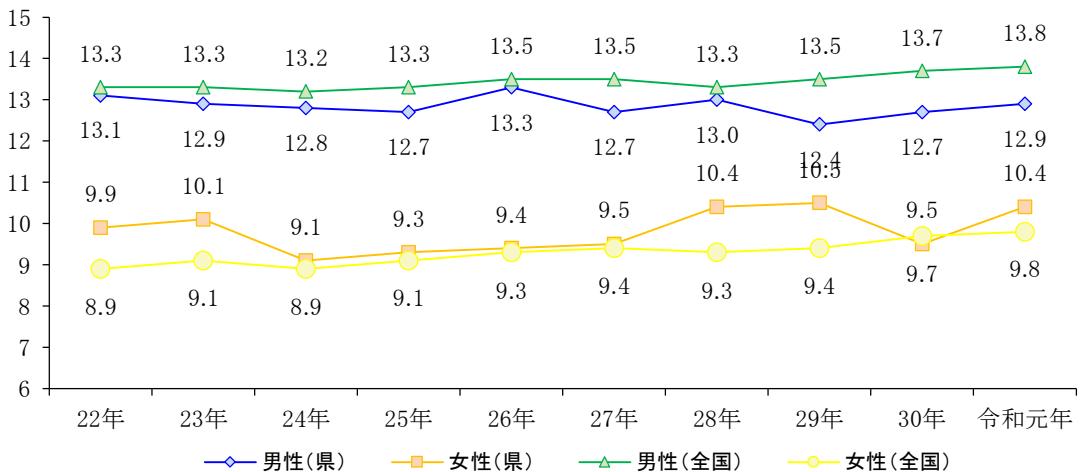
※令和元年は速報値。それ以外の年は確報値。

※総実労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。

資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(年)

図表3-43 男女別勤続年数(佐賀県・全国)

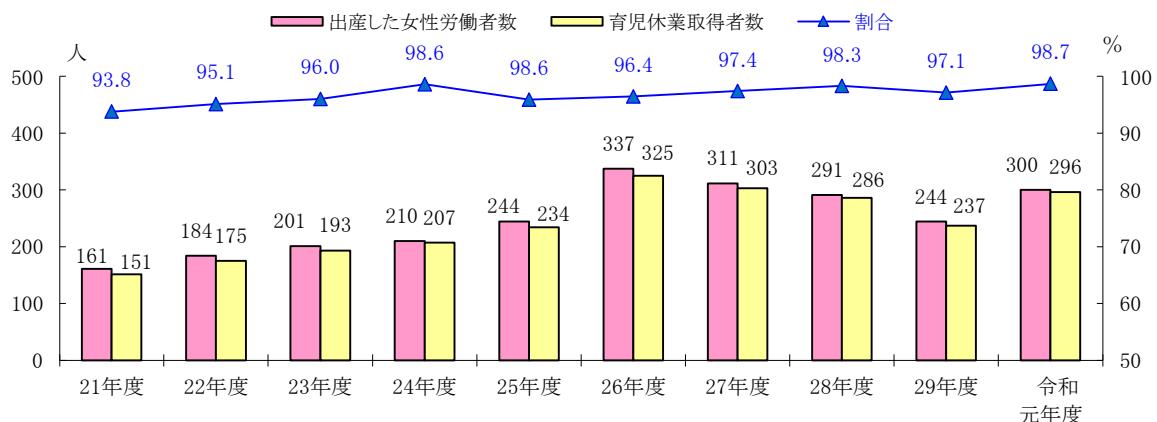


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

④育児休業の取得状況

最近では、95%を超える女性労働者が育児休業を取得しています。

図表3-44 育児休業取得状況(女性労働者・佐賀県)



注)調査対象は、常用雇用者規模10人以上の民間事業者から抽出した2,979事業所(有効回答数785事業所)
資料:佐賀県産業人材課「令和元年度佐賀県内企業における人材ニーズ調査報告書」

注2)平成30年度は調査なし

一方、男性の育児休業の取得者は極めて少ない状況です。令和元年度佐賀県企業ニーズ調査によると、配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業を取得したのは、381人中19人(5.0%)となっています。

図表3-45 育児休業取得状況(男性労働者・佐賀県)

| 調査年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 令和元年度 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 配偶者が出産した男性労働者の数 | 463 | 326 | 410 | 336 | 391 | 260 | 434 | 253 | 252 | 381 |
| うち育児休業取得者 | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 3 | 5 | 15 | 5 | 19 |
| 割合 | 0.0% | 0.3% | 0.5% | 0.6% | 1.0% | 1.2% | 1.2% | 5.9% | 2.0% | 5.0% |

注)調査対象は、常用雇用者規模10人以上の民間事業者から抽出した2,979事業所(有効回答数785事業所)

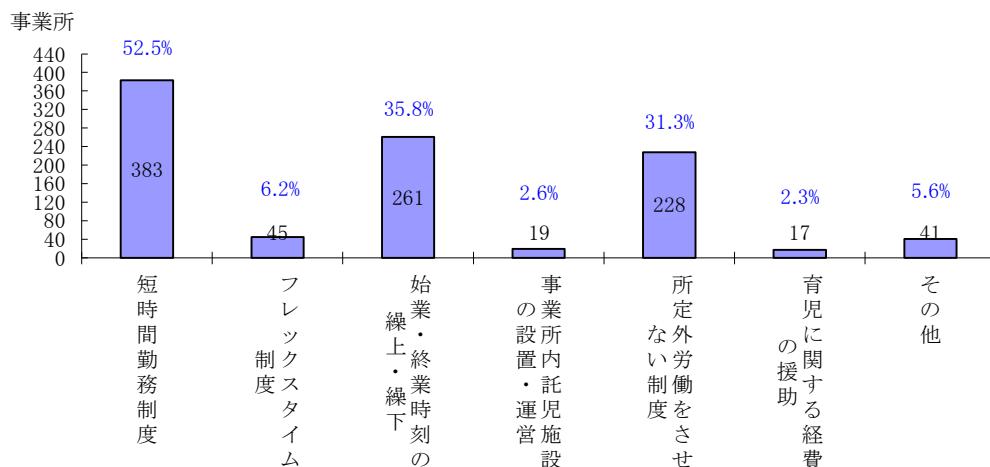
資料:佐賀県産業人材課「令和元年度佐賀県内企業における人材ニーズ調査報告書」

注2)平成30年度は調査なし

⑤仕事と子育ての両立支援制度の設置状況

育児休業制度があるまたは慣行として実施しているのは684事業所となっており、その内容についてみると、「短時間勤務制度」が383事業所(52.5%)と比較的導入率が高く、「事業所内託児施設の設置・運営」や「育児に関する経費の援助」は17事業所(2.3%)と低くなっています。

図表3-46 仕事と子育ての両立支援制度の設置状況(佐賀県)



注)調査対象は、常用雇用者規模10人以上の民間事業者から抽出した2,979事業所(有効回答数785事業所)

資料:佐賀県産業人材課「令和元年度佐賀県内企業における人材ニーズ調査報告書」

⑥保育内容の充実状況

近年の社会情勢の変化による保育ニーズに対応するため、すべての家庭を対象としたさまざまな子育て支援の充実が進められています。

図表3-47 地域子ども子育て支援事業等の実施状況の推移(佐賀県)

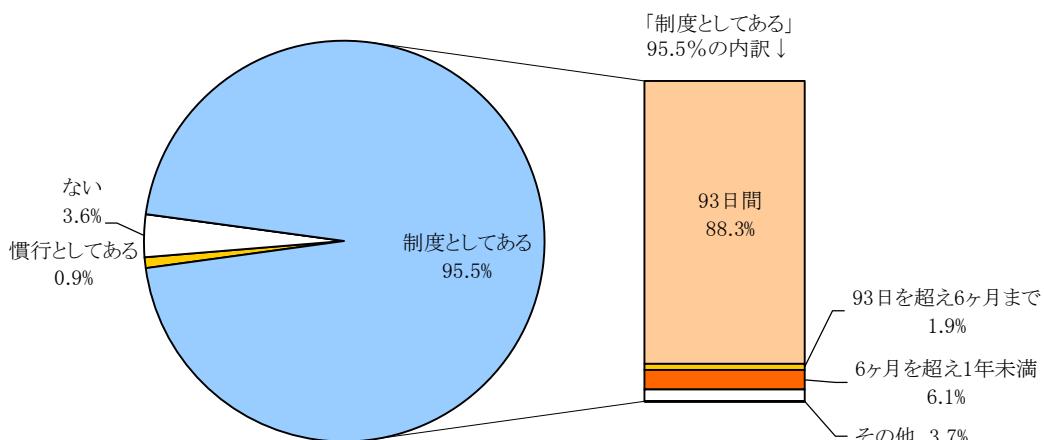
| 子ども・子育て 支援事業 | 内容 | 単位 | 実施箇所数 | 実施箇所数 |
|-----------------|--|-----|--------------------|-------------------|
| | | | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 延長保育 | 仕事と子育てのニーズに対応するため、保育所及び認定こども園等での通常の利用時間以外の時間に保育を行う事業 | 施設 | 191 | 189 |
| 一時預かり | 突発的な事情や社会参加、また保護者の心理・身体的負担軽減のために、保育所等において一時的に保育を行う事業 | 施設 | 133 | 153 |
| 病児・病後児保育 | 保育所へ通所中の児童等が病気や病気の回復期において、自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を病院等に付設された施設等において一時的に預かる事業 | 施設 | 16 | 18 |
| 放課後児童クラブ | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後児童クラブを設置し、放課後児童健全育成の向上を図る事業 | クラブ | 259 (H30.5.1時点) | 257 (R1.5.1時点) |
| 地域子育て支援拠点 | 乳幼児およびその他保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 | 施設 | 58 | 59 |
| ファミリー・サポート・センター | 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互の助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業 | 市町 | 16 | 16 |
| 利用者支援 | 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う事業 | 市町 | 10 | 11 |

資料:佐賀県こども未来課調べ

⑦介護の状況

県内の事業所のうち介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は214事業所(95.5%)、慣行で実施している事業所は2事業所(0.9%)となっています。また、介護休業制度を就業規則等に定めている214事業所において、介護休業を取得できる期間についてみると、「93日間」が最も多く88.3%を占めています。

図表3-48 介護休業制度の状況(佐賀県)



注)調査対象は、常用雇用者規模30人以上の民間事業者から抽出した350事業所(H29年度有効回答数239事業所)

資料:佐賀県産業人材課「平成29年度佐賀県労働条件等実態調査」

また、県の要介護(要支援)の認定者割合は、男性が28.7%で全国の31.6%に比べて男性の割合が低くなっています。全国的に女性の要介護者(要支援者)が多いことが分かります。

図表3-49 要介護(要支援)認定者数について(佐賀県・全国)

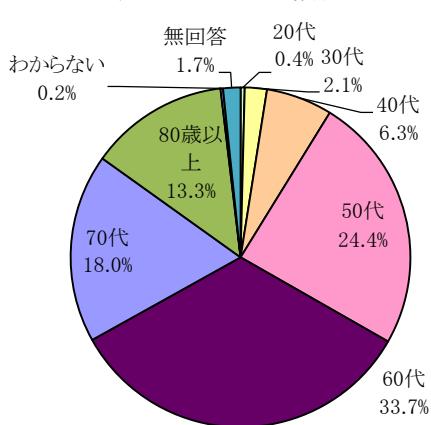
| | | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計(割合) |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 佐賀県 | 男性 | 2,072 | 1,813 | 3,435 | 2,076 | 1,745 | 1,247 | 674 | 13,062 (28.7%) |
| | 女性 | 4,728 | 5,055 | 7,838 | 4,599 | 4,135 | 3,499 | 2,593 | 32,448 (71.3%) |
| 全国 | 男性 | 297,280 | 273,724 | 447,123 | 400,990 | 292,264 | 238,458 | 162,789 | 2,112,628 (31.6%) |
| | 女性 | 635,755 | 670,646 | 905,231 | 756,443 | 589,338 | 582,368 | 440,671 | 4,580,452 (68.4%) |

※保険者が国民健康保険団体連合会に提出する受給者台帳を基にしたものであり、提出後に要介護度が遡って変更になる場合がある。

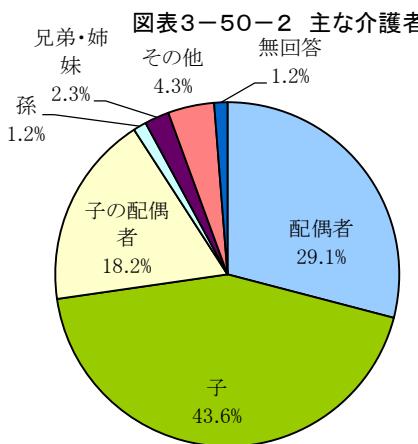
資料:厚生労働省「令和2年度介護保険事業状況報告(月報)」

図表3-50 介護者の状況(佐賀県)

図表3-50-1 介護者の年齢



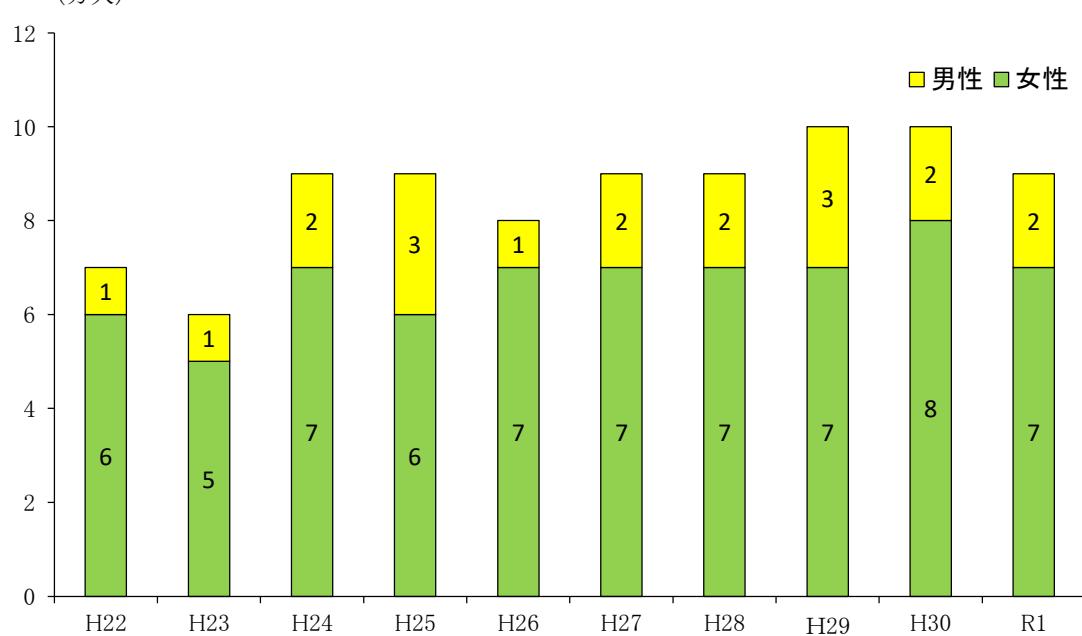
図表3-50-2 主な介護者



資料:佐賀県内7介護保険者「在宅介護実態調査」(令和元年度)

介護・看護を理由とした離職者数は、どの年も女性の離職者数が大きく男性を上回っています。

図表3-51 介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)



注)前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者

平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料:総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成

III 佐賀県の男女共同参画関連施策の概要

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標（1）男女共同参画の意識の形成

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|---------------------|--|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 広報ガイドラインに基づく表現 | 国が策定する男女共同参画の視点からの広報ガイドラインに基づき公的機関の発行する広報・出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現とする。 | — | — | 全部局 |
| 「県民だより」等による広報事業 | 県内全世帯へ配布される「県民だより」等を活用して、男女共同参画社会づくりの意識啓発を図る。 | 68,843 | 68,681 | 広報広聴課 |
| セクハラ相談員の設置 | 各所属に相談員（所属長及び所属長が指定する職員）を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。 | — | — | 人事課 |
| 「特定事業主行動計画」の推進 | 県が一事業所として率先して仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場を目指す行動計画に基づき、環境整備を進める。 | — | — | |
| 学習機会提供・相談事業 | 県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。 | 4,448 | 4,439 | まなび課、生涯学習センター |
| 生涯学習の交流促進事業 | 県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。 | 1,278 | 1,287 | |
| 人材育成事業 | 生涯学習に携わる人材の育成を目指した学習機会を提供する。生涯学習関係機関・関係者の課題解決に向けて男女共同参画の視点に配慮し支援を行う。 | 2,188 | 2,209 | |
| 男女共同参画週間の広報・啓発 | 男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成11年6月23日）を踏まえて定められた男女共同参画週間（6/23～6/29）において、広報紙「アバンセNOW」や「県民だより」等を活用し、啓発の推進を図るとともに県民への周知を行う。 | — | — | |
| 基本計画の普及・啓発 | 「第4次男女共同参画基本計画」の普及・啓発を図るためにセミナーを開催するとともに、計画を着実に遂行するため、県民や企業等へ男女共同参画の実現に向けた協力等を要請する。 | — | — | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 男女共同参画推進審議会の開催 | 有識者や公募により委員を構成し、男女共同参画基本計画の推進状況の検証、確認、現状の把握、分析をしてもらい、年次報告として公表する。また、男女共同参画施策の推進に関する必要な事項については、意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進する。 | — | — | |
| 県職員の男女平等意識の向上 | 県職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識啓発を図るため、研修を行う。 ・男女共同参画推進員研修 等 | — | — | |
| 市町男女共同参画行政主管課長会議の開催 | 会議を通じて男女共同参画に関する情報を提供し、市町における取組の推進を支援する。 | — | — | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|--------------------------|---|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 「男女共同参画の現状と施策」の作成・公表 | 男女共同参画に関する施策の推進状況等を把握し、県民に報告するとともに、市町及び府内各課の事業の指針とする。 | — | — | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 男女共同参画推進リーダー研修の開催 | 県内各地域で男女共同参画社会についての意識形成を推進する男女共同参画の正しい理解・認識を浸透させることを目的に研修を開催する | — | — | |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業 | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | |
| 情報提供事業「アバンセNOW」の発行ほか | 男女共同参画センター及び男女参画・県民協働課の事業等を効果的にPRし、施設の利用促進を図るために、「アバンセNOW」を発行する。また、行政施策等についての情報提供を通じて、男女共同参画社会についての県民の理解を深める。 | | | |
| 図書資料等整備事業 | 女性の精神的、経済的自立と活動及び県民の生涯学習を支援する情報源としての図書資料を利用者に迅速に提供する。 | | | |
| 企画相談・コーディネート等 | 市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。 | | | |
| 男女共同参画お届け講座 | 地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。 | | | |
| 男女共同参画週間記念フォーラム | 男女共同参画社会の推進を図ることを目的に男女共同参画週間の期間中にフォーラムを開催する。 | | | |
| 市町男女共同参画課担当職員研修（基礎・実践） | 男女共同参画の行政担当者に、男女共同参画に関する基本的認識を促すとともに住民一般への啓発普及を促進する。 | | | (男女共同参画センター) |
| 男女共同参画センター会議等への参加 | 男女共同参画センター等が互いの課題を共有、検討することにより複雑多様化するニーズに対応する事業展開を図るとともに、各センター間の連携を深める。 | | | |
| 学生の意識啓発に関する調査研究事業 | 男女共同参画を推進に向け、県内大学・短期大学において実施する男女共同参画の形成に関する事業について、参加学生の意識の変化等に関する調査研究を行う。 | | | |
| 災害時避難所マニュアル作成・情報提供事業 | 県内外で策定されている災害時避難所マニュアルをもとに、男女共同参画の視点から、市町に対して災害時避難所マニュアルの作成及び新たに盛り込むべき事項等について情報提供を行う。 | | | |
| 学生への意識啓発事業 | 大学、短期大学の学生に対し、キャリアアップ等について講演会を開催し、就職する前に意識の啓発を図る。 | | | |
| 男女共同参画関連イベント情報提供事業 | 市町や民間団体が実施する男女共同参画イベントの情報を収集し、機関誌等で広く情報を提供する。 | | | |
| 県民向け講演会 | DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした「女性に対する暴力防止講演会」を開催する。 | | | (DV総合対策センター) |

注 予算額が「-」のものは、予算措置がない事業（0 予算事業）である。以下同じ。

重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|------------|----------|---------------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 学習機会提供・相談事業（再掲） | 県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。 | 4,448 | 4,439 | まなび課、生涯学習センター |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲） | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 高校・大学生向けDV予防教育事業 | 県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）を未然に防止するための講演を実施する。 | | | |
| 中学生向けDV予防教育事業 | 県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。 | | | (DV総合対策センター) |
| 小学生向けDV予防教育事業 | 県内の小学校高学年生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。 | | | |
| 保育士や幼稚園教諭、認定こども園保育教諭の研修 | 保育の実施に際して、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること等が盛り込まれた保育所保育指針等に則った研修が行われるよう支援する。 | 4,000 | 4,000 | こども未来課 |
| 青少年にとってより良い社会の環境づくり事業 | 青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自制の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。 | 1,494 | 1,494 | |
| 新規採用教職員研修（教育振興課主催の新規採用教職員開校式にて実施） | 服務関係を中心とした研修の中で、ハラスメントの防止についての講義及び育児休暇等の男性職員の取得促進について講義を行う。 | — | — | 教職員課 |
| 学校におけるハラスマント相談員等の設置 | 各学校に相談員（校長）及び相談窓口担当者（校長が指定する職員）を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。 | — | — | |
| 新規管理職研修 | 県立学校の新任校長・教頭等の研修の中で、セクシャルハラスメントの防止について講話を実施する。 | 33 12 | 33 12 | 教職員課、教育センター |
| 幼稚園新規採用教員研修事業 | 幼稚園新規採用教員を対象に、専門的な知識及び実践的な保育技術を身につけさせることを目的に実施。子育てに対する男女共同参画の意識啓発という視点での講話を実施する。 | 958 | 471 | |
| 幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修会 | 発達段階に応じた教材や指導方法等の向上を図るために、講義や実践発表並び指導案作成等について研修し、指導者としての資質向上を図る。 | 61 | 121 | 学校教育課 |
| 管理職を対象とした研修会 | 幼稚園の管理職を対象とした研修会において男女共同参画や性別役割分担意識解消に関する指導を行う。 | — | — | |
| 性に関する指導支援事業 | 県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。 | 873 | 1,004 | 保健体育課 |
| 性に関する指導支援事業の周知 | 私立学校に対し、性教育に係る講師派遣など性に関する指導に役立つ情報の周知を行う。 | — | — | 法務私学課（私立中高・専修学校支援室） |

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶

(単位:千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度 (R1年度) (2月補正後) | R2年度 予算額 (当初) | 担当課 |
|--------------------------------|--|------------------------|------------------|---------------|
| | | | | |
| セクシュアル・ハラスメント防止の取組支援 | 教育等の場において、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう支援を行う。このほか、請負形態など直接雇用関係ない労働や社会福祉関係等の場においても、今後取組が進められるよう支援を行う。 | — | — | 全部局 |
| 県民総合相談・情報提供事業 | 県民総合相談・情報提供窓口「さが元気ひろば」を設置し、女性のための各種の情報を提供する。 | 15,887 | 17,398 | 広報広聴課 |
| 通年啓発事業 (R2からは人権啓発センター事業へ統合) | さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行なう。 | 316 | 973 | 人権・同和対策課 |
| 人権週間事業 | 県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るために、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。 | 3,456 | 3,456 | |
| 高齢者虐待防止事業 | 高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。 | 1,240 | 1,247 | 長寿社会課 |
| DV総合対策センター事業 | 女性に対する暴力被害者支援関係機関が連携を強化し、被害者支援の円滑化に資するとともに、中長期的課題について検討を加え、女性に対する暴力の被害者支援及び根絶のために、それぞれの機関・団体が行なう事業の総合調整機能を果たすDV総合対策センター機能の充実・強化を図る。 | 4,777 | 4,447 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| DV総合対策会議 | 男女間のあらゆる暴力について、被害者への支援体制の強化及び暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議を開催する。 また、「佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）」の計画期間が平成30年度で終了するため、専門部会を設置し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行い、新計画へ反映させる。 | | | (DV総合対策センター) |
| DV被害者支援市町連携会議 | 市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催する。 | | | |
| 県内DV被害者支援民間団体等の活動支援 | 地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がりを支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行う。 | | | |
| DV関係機関実務者等研修 | DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施する。 | | | |
| 市町DV出張研修 | 住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施する。 | | | |
| 高校・大学生向けDV予防教育事業（再掲） | 県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（データDV）を未然に防止するための講演を実施する。 | | | |
| 中学生向けDV予防教育事業（再掲） | 県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。 | | | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|---------------------------|--|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 小学生向けDV予防教育事業（再掲） | 県内の小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。 | | | (DV総合対策センター) |
| 県民向け講演会（再掲） | 県民にDVについての理解を深めてもらい、DVの根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、県民を対象とした講演会を開催する。 DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する | | | |
| DV防止啓発展示 | DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発パネル等を展示する。 | | | |
| DV予防教育事業等でのアンケートの実施、分析 | DV未然防止教育事業及び予防教育事業の実施前後に、生徒・学生に対するアンケートを行い、結果を分析することで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てる。 | | | |
| 女性のための総合相談事業 | 家庭や職場、地域でのあらゆる問題について、相談者の問題解決を電話や面接により支援する。 | | | |
| 女性のための法律相談 | DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、法律の専門家（女性弁護士）が面接相談に応じ、相談者の問題解決を支援する。 | | | |
| 女性のためのこころの相談 | 様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。 | | | |
| LGBTsに関する相談 | LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図る | | | |
| DV対策強化事業 | 潜在化しているDV相談等の掘り起しや、DV等被害者を中心に置いた支援の仕組みをつくり、被害者等の早期発見及び支援並びに被害者等の状況にあつた、よりきめ細やかな支援を行うことにより、DV対策の強化を図る。 | 18,815 | 20,543 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 女性のための市町巡回相談 | 相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。 相談窓口設置済みの市町に対し、重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、相談員を派遣し、市町の相談員への助言を行う。 | | | (DV総合対策センター) |
| 性暴力被害者支援事業 | 犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、急性期から回復に至るまでの中長期的な支援スキームの開発・実証を行う。 | | | |
| 児童・生徒に対するDVの発見・支援事業 | 平成24年度に策定した「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」を県内小中学校での活用を促すために、教育事務所単位での各学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等を対象とした研修会を実施する。 | | | |
| 男性のための電話相談 | 男性が抱える家庭や職場、地域などの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。 | | | |
| 青少年にとってより良い社会の環境づくり事業（再掲） | 青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自制の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。 | 1,494 | 1,494 | こども未来課 |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|----------------------|---|------------|---------|------------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 婦人相談員設置事業 (活動費) | 売春防止法第35条、38条に基づく婦人相談員の活動に要する経費 | 200 | 261 | こども家庭課、総合福祉センター |
| 女性に対する暴力被害者支援事業 | 増加傾向にあるDV被害者等の自立支援に必要な経費（婦人相談員設置費、一時避難施設宿泊費補助経費） | 2,494 | 32 | |
| 婦人相談員設置事業 (人件費) | 売春防止法第35条、38条に基づく婦人相談員設置費（要保護女子の早期発見、転落未然防止） | 5,026 | 0 | |
| 婦人相談所一時保護所運営事業（事務費） | 売春防止法第34条に基づく一時保護所運営費（一時保護を要する女性及び同伴者に対し、心身の安定と自立支援を行う） | 8,360 | 2,195 | |
| 婦人相談所一時保護所処遇事業 | (1) 婦人相談所一時保護所処遇費 売春防止法第34条、条例：佐賀県婦人相談所設置条例 (2) 一時保護委託（処遇費） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | 2,920 | 4,002 | |
| 要保護婦人支援事業 | 要保護女子等に関する各般の問題につき相談に応じると共に、要保護女子等及びその家族につき必要な調査を行なながら支援にあたる。 | 90 | 80 | |
| 児童虐待対策事業 | 児童虐待に対する関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業並びに児童相談所の虐待対応機能の強化を図ることにより、児童虐待の早期発見・適切な援助活動の強化を図る。 | 17,748 | 6,785 | |
| 児童虐待防止市町支援事業 | 児童虐待防止に向け、市町が実施する、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業へ補助する。 | 14,525 | 14,665 | |
| DVの被害者支援を含めた被害者支援事業 | 被害者の心情や立場に配慮した捜査、相談活動を着実に推進するとともに、関係機関・団体等との連携強化を図る。 また、被害者支援に対する県民の幅広い理解と協力を得るために広報啓発活動を推進する。 | 7,386 | 11,691 | 警察本部 広報県民課 |
| 関係機関との連携協力 | DV対策に關し、関係機関との連携協力を図る。 | — | — | 警察本部 人身安全・少年課 |
| 被害者の保護 | DV被害者の保護を行う。 | 134 | 135 | |
| 被害の防止のための援助 | DV被害の防止のための援助を行う。 | — | 192 | |
| DV被害に関する相談受理 | DV被害者等からの相談を受理する。 | — | — | |
| ストーカー規制法の適切な運用 | ストーカー規制法の適切な運用を図る。 | — | — | |
| 児童買春・児童ボルノ禁止法に基づく取締り | インターネット等を利用した児童買春・児童ボルノ禁止法違反等に対する取締りを強化する。 | 190 | 192 | |
| 売春に対する取締りの推進 | 売春に対する取締りを推進する。 | — | — | 警察本部 生活安全企画課 |
| 性犯罪への厳正な対処 | 性犯罪の被害者の身体には加害者に関する各種資料が付着していることから、犯人特定に結びつく資料を迅速確実に採取するために、専用の資機材を用いた鑑識活動を行うほか、実況見分時に動作再現人形を使用するなど、被害者の精神的負担を軽減しながら捜査の強化を図る。 | 485 | 182 | 警察本部 捜査第一課 |
| 性に関する指導支援事業 (再掲) | 県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。 | 873 | 1,004 | 保健体育課 |

重点目標（4）生涯を通じた男女の健康支援

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------------------|--|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 県さわやかスポーツ・レクリエーション祭の開催 | 本県の生涯スポーツの振興と明るく生き生きとした県民生活の一層の充実に寄与することを目的に開催する。 | 1,509 | 1,509 | |
| 総合型地域スポーツクラブの育成・推進 | 子どもたちが生活する身近な地域において、スポーツを通じた異年齢集団との交流を図り、だれでも参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図る。 | 613 | 702 | スポーツ課 |
| 周産期医療対策事業 | 妊娠、出産から新生児までの高度専門的医療の効果的に、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進を検討する。 | 39,161 | 60,292 | 医務課 |
| 健康アクション佐賀21推進事業 | 「第2次佐賀県健康プラン」を推進するため、関係機関・団体の連携を密にし、推進組織体制の充実を図る。 | 922 | 785 | |
| 市町健康増進事業 | 市町が40歳以上の住民を対象に実施する健康増進事業（健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等）に補助を行う。 | 25,831 | 29,335 | |
| がん予防推進事業 | がん予防知識の普及・啓発事業を行うことにより、がん検診受診者を増加させ、がん死亡者数の減少を図るとともに、がん患者・家族の支援を行う。 | 20,104 | 20,987 | |
| 女性のがん検診受診促進強化事業 | マスメディアを使った集中広報や夫婦などペアで健診を受けた場合にプレゼントを提供するキャンペーン等を展開し、特定健診やがん検診を受けるきっかけづくりを行う。 | 13,462 | 13,076 | |
| 子宮頸がん撲滅事業 | 子宮頸がんの主な要因であるHPV(ヒトパピローマウイルス)の有無を調べる検査について、罹患率が高い30～44歳の年齢層の検査を無料化する。 | 47,510 | 56,781 | |
| エイズ・特定感染症予防事業 | エイズ、性感染症に関する啓発事業及び相談事業を実施する。 | 2,781 | 3,338 | |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲） | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 女性のためのこころの相談（再掲） | 様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が直接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。 | | | (DV総合対策センター) |
| DV対策強化事業（再掲） | 潜在化しているDV相談等の掘り起しや、DV等被害者を中心に置いた支援の仕組みをつくり、被害者等の早期発見及び支援並びに被害者等の状況にあつた、よりきめ細やかな支援を行うことにより、DV対策の強化を図る。 | 18,815 | 20,543 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 男性のための電話相談（再掲） | 男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。 | | | (DV総合対策センター) |
| 不妊の悩み支援事業 | 女性の生涯を通じた健康づくりの一環として、不妊に悩む夫婦等が気軽に相談できる体制を確立する。 不妊専門相談センターを佐賀中部保健福祉事務所に設置し、より専門的な相談に対応する。 夫婦間の人工授精及び体外受精に対して、治療費の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくする。 | 229,638 | 243,114 | こども家庭課 |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------|--|------------|---------|--------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 思春期からの健康支援事業 | 思春期の健康問題及び支援に必要な情報共有と連携の充実を図り、学校を始め、地域全体で思春期保健に取り組む。 | 1,820 | 1,820 | こども家庭課 |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業 | 労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。 | 21,940 | 16,910 | 産業人材課 |
| 性に関する指導支援事業（再掲） | 県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。 | 873 | 1,004 | 保健体育課 |

重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------------------------|---|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業 | 在住外国人を対象とした常設の相談窓口の設置、(公財)佐賀県国際交流協会による補助の実施などを通じて、外国人住民を含む県民が共生できる社会の実現を図る。 | 26,509 | 24,249 | 国際課 |
| 障害者社会参加推進事業 | 障害者文化芸術作品展を開催することにより、障害者の創作意欲の向上と社会活動への参加を促進し、障害者福祉の増進と普及啓発を図る。 | 770 | 770 | 文化課 |
| さがすたいる推進事業 | お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠の方など、当事者に配慮した設備やサポートなどやさしいまちのスタイル（さがすたいる）を備える店舗・施設を積極的に紹介し、当事者や県民が利用する機会を増やすことで、互いが理解を深める接点（キッカケ）が生まれ、県民ひとりひとりが当たり前のように、当事者に寄り添い支えあう、誰もが暮らしやすいまち佐賀県を実現する。 | 11,315 | 9,484 | 県民協働課 |
| さがすたいるプラス事業 | 「さがすたいる」を更に広げていくため、様々な困りごとを抱えがちな当事者に対する理解を深める機会を創出する。 県内事業者や県民向けに、多様な当事者の視点をVR装置等により体感できるプログラムを実施するとともに、誰もが安心して外出できるよう店舗・施設の環境整備を支援する。 | 12,696 | 15,500 | |
| 人にやさしい街づくり推進事業 | ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)出前講座やUD作品コンテストを通してUDの考え方を学び、身のまわりにあるUDの事例に触れ、車いす体験などを通じて当事者の気持ちに寄り添う心を養うことで、UDへの理解を深め、「障がい」や「介護」、「子育て」といった垣根を越えて、誰もが暮らしやすい社会とはなにかの意識づけを行い、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることの大切さ等について、考える機会を作る。 | 1,390 | 1,163 | |
| 人にやさしい建物づくりサポート事業 | 相談窓口を設置し、希望する施設に対し、人にやさしい建物づくりの視点から、施設改修や備品整備、人的サービスに関する改善点をアドバイスを行い、誰もが安心して外出できる暮らしやすいまちづくりの推進を図る。 | 1,576 | 1,673 | まなび課、生涯学習センター |
| 学習機会提供・相談事業（再掲） | 県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。 | 4,448 | 4,439 | 人権・同和対策課 |
| 通年啓発事業（再掲） (R2からは人権啓発センター事業へ統合) | さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行う。 | 316 | 973 | |
| 人権週間事業（再掲） | 県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。 | 3,456 | 3,456 | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|-----------------------------|--|------------|---------|-------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 福祉人材センター運営事業 | 資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め県民の福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供するための事業を実施する。 | 5,712 | 5,738 | 福祉課 |
| 福祉介護人材確保支援事業 | 福祉・介護人材の育成支援・就労支援・定着支援により福祉人材の確保を図る。 | 22,550 | 22,550 | |
| 明るい職場づくり推進事業 | 介護従事者の相談窓口の設置や職場を超えた交流会等を開催することにより介護従事者が安心して働く環境を整備する。 | 8,835 | 8,835 | |
| 日常生活自立支援事業 | 認知症性高齢者、知的障害者等判断能力が十分ではない者が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かりサービス等を行う。 | 32,373 | 37,507 | |
| 地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業 | 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民や市民社会組織（CSO）、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点整備に対し助成する。 | 2,500 | 8,000 | |
| 福祉サービス第三者評価推進事業 | 社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の第三者機関が評価し、福祉サービスの質の向上を図る。 | 246 | 246 | |
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、早期からの支援を実施する環境を整備する。 なお、本事業の推進により、生活困窮者の社会的、経済的自立の促進を図る。 | 81,587 | 82,012 | |
| 老人クラブ助成事業 | 老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対して補助する。 | 20,564 | 20,564 | |
| 老人クラブ活動推進員設置事業 | 単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対する指導を行う推進員の設置に対して補助する。 | 4,068 | 4,068 | |
| 明るい長寿社会づくり推進事業 | 長寿社会振興財団が行う高齢者の生きがいと健康づくりを支援する。 | 35,082 | 36,837 | 長寿社会課 |
| 在宅生活サポートセンター運営費 | 在宅生活の拠点施設として、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通して高齢者等の在宅生活における自立の支援、介護知識・技術の向上等を図る。 | 29,445 | 27,636 | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------------------|---|------------|---------|------------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 認知症対応型サービス管理者等研修 | 認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者等を対象に、認知症高齢者介護に関する基礎知識に加えて、職員配置や勤務体制、管理者の役割など介護サービス事業所を管理運営していくための知識・技術を取得する研修を実施することにより、サービスの質の確保と向上を図る。 | 579 | 609 | |
| 認知症・高齢者安心サポート事業 | 認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症に対する理解と受診の促進、認知症の方への地域での生活や家族の支援の強化を図るために普及啓発等を実施する。 | 2,516 | 2,695 | 長寿社会課 |
| 若年性認知症支援センター設置事業 | 若年性認知症に関する相談や医療・福祉・就労の総合的な支援など、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援体制を構築するため「若年性認知症支援センター」を設置する。 | 4,223 | 4,223 | |
| 高齢者虐待防止事業（再掲） | 高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。 | 1,240 | 1,247 | |
| 障害者理解啓発事業 | 障害者月間の取組、課外授業等の障害（者）理解啓発の促進に向けた事業の実施、障害者差別解消の促進に向けた県民への周知や相談体制の整備、地域協議会の設置等を行う。 | 1,167 | 5,744 | |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | 障害者虐待対応の窓口となる権利擁護センターの設置や障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止に関する普及啓発等を実施する。 | 3,333 | 861 | 障害福祉課 |
| ホッとコミュニケーション事業 | 障害者の生活の質を高め、社会参加を促進するため、障害者のICT活用能力を向上させる事業（ICT教室、ICTボランティア養成・派遣、障害者ICTサポートセンター運営等）を実施する。 | 10,477 | 10,727 | |
| 公共職業訓練（障害者）（委託訓練） | ITの基礎技術などを習得する短期間（3ヶ月）の訓練を実施する。 事業所等において実践能力を習得する短期間（3ヶ月）の訓練を実施する。 | 14,019 | 13,212 | 障害福祉課 (就労支援室) |
| 女性の活躍推進佐賀県会議 | 国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局用務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。 | 2,586 | 4,486 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲） | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 企画相談・コーディネート等（再掲） | 市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。 | | | (男女共同参画センター) |
| 男女共同参画お届け講座（再掲） | 地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。 | | | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|----------------------|--|------------|---------|--------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭等の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために、事業開始資金、生活資金、児童の高校・大学への修学資金等を貸し付ける。 | 37,782 | 38,579 | |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 母子家庭等に対する就業相談、訪問介護員資格等の講習会及び養育費等に関する法律相談並びに就労促進相談会を実施する。 ひとり親家庭及び寡婦に対する就業相談事業、就業支援講習会事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭に対する特別相談事業並びに関係機関による合同検討会議を実施し、母子家庭等の自立支援を図る。 | 13,150 | 7,937 | こども家庭課 |
| ひとり親家庭等相談支援事業 | | | 2,703 | |
| 母子自立支援プログラム策定事業 | | | 2,510 | |
| 児童扶養手当 | 父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給し、その生活の安定を図ることにより児童の福祉の増進を図る。 | 798,923 | 645,136 | |
| 母子・父子自立支援員による相談事業 | 母子家庭等の抱える生活上の悩みや問題に対して母子・父子自立支援員が相談・指導を実施することにより、その福祉の向上を図る。 | 15,578 | 868 | |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | 市町が実施するひとり親家庭の親及び児童等への医療費助成事業に対し補助金を交付することにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。 | 249,998 | 245,752 | |
| 母子家庭等生活支援講習会事業 | しつけ、育児、健康管理に関する講座を県内各地で開講し、母子家庭等の福祉の向上を図る。 | 993 | 993 | |
| 母子家庭等日常生活支援事業 | 母子家庭の母等が修学、就職活動、疾病等の事由により、一時的に介護・保育等のサービスが必要な場合に、介護人等を派遣し、その福祉の増進に資する。 | 1,326 | 1,326 | |
| 母子家庭等自立促進計画策定事業 | 母子家庭等に対する自立支援策を総合的かつ計画的に推進するため、地域の実情に応じた「母子家庭等自立促進計画（仮称）」を策定する | 5,643 | 415 | |
| 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 | ひとり親家庭の親の資格取得のための技能訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に一定期間促進費を支給し、生活費の負担を軽減する。 | 28,956 | 32,308 | |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 | 母子家庭の母の職業能力の開発を図るため、予め指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して給付金を支給する。 | 154 | 240 | |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。 | 21,940 | 16,910 | 産業人材課 |
| 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進 | 県内企業を紹介するポータルサイトの運営、企業と就職者とのマッチング支援、インターンシップ事業、企業見学会、地元就職に関する広報などにより就職支援を行う。 若年者の高い失業率や不安定な就労状況を改善するため、若年者就職支援センター（ジョブカフェSAGA）を中心として就職を希望する若年者の就職を総合的に支援する。 | 97,998 | 114,842 | |
| 公共職業訓練（離転職者）（委託訓練） | ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。 | 354,367 | 359,800 | |

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標（6）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

| 事業名 | 事業内容 | (単位：千円) | | 担当課 |
|----------------------------------|--|-----------------------|-----------------|-------------------|
| | | 31年度（R1年度） (2月補正後) | R2年度 予算額（当初） | |
| 行政職員の研修機会の充実 | 若い時期からの研修等を通じて能力の開発、人材養成に努めることにより、女性職員の職域の拡大等に資する。 | — | — | 全部局 |
| 自治大学校研修への派遣 | 中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣します。 | 398 | 580 | 人事課 |
| 民間等主催研修への派遣 | 管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣します。 | 688 | 800 | |
| テレワーク推進事業 | 近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るために、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。 | 256, 449 | 107, 128 | 情報課 |
| 職員研修 (「女性職員キャリアデザイン研修」) | 女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ「女性職員キャリアデザイン研修」を実施する。 | 225 | 256 | 自治修習所 |
| 生涯学習の交流促進事業 (再掲) | 県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。 | 1, 278 | 1, 287 | まなび課、 生涯学習センター |
| 学習機会提供・相談事業 (再掲) | 県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。 | 4, 448 | 4, 439 | |
| マイナス1歳からのイクカジ推進事業 | 妻の妊娠期（マイナス1歳期）からの意識啓発が特に重要であることから、マイナス1歳の時期に家庭におけるカジ育児のあり方をみなすためのセミナーの開催及び父子手帳の作成・配布、当該事業PRを行い、夫婦ともに家事・育児に携わる関係性を構築する。 | 4, 757 | 5, 885 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 女性の活躍推進佐賀県会議 (再掲) | 国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局用務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。 | 2, 586 | 4, 486 | |
| 女性活躍推進環境整備補助金事業 | 県内企業における女性活躍の推進を図るため、女性が働きやすい就業環境整備に対し補助金を交付することで、県内事業所における女性活躍を推進する。 | 2, 856 | 2, 953 | |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業 (再掲) | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74, 005 | 74, 103 | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） (2月補正後) | R2年度 予算額（当初） | 担当課 (男女共同参画センター) |
|------------------------|---|-----------------------|-----------------|-------------------------|
| | | | | |
| 地域女性リーダー養成セミナー | 政策方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を政策に活かすとともに、市町の審議会等における女性委員の割合増を図るため、地域の女性リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。 | | | |
| 男性のための介護支援（ケアメン）講座 | 介護する立場にある男性（ケアメン）に関する意識啓発を図るために、介護に関する講座を開催し、男性の介護と仕事の両立を切り口に、男女共同参画社会の実現を図る。 | | | |
| 男女共同参画お届け講座（再掲） | 地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。 | | | |
| 県民グループ派遣・招へい支援事業（再掲） | 県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。 | | | |
| 創業等支援拠点活動促進事業 | 佐賀県地域産業支援センターに窓口相談員及びマネージャーを配置する等の体制整備を図る。 | 21,654 | 17,779 | 産業政策課 |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。 | 21,940 | 16,910 | 産業人材課 |
| 「働きたいけん」（体験）応援事業費 | 未就業の子育て世代が多様な働きができるよう、就業体験の機会を提供し、子育てと仕事のバランスを図りながら就業できるようにする。 | 20,430 | 15,930 | |
| 子育て世代就活サポート事業 | 小規模のセミナー等の開催、直接企業の女性従業員等に質問が行える企業ブースなどを設置して、子育て世代の就活の後押しを図る。 | 6,832 | 6,832 | |
| 公共職業訓練（離転職者）（委託訓練）（再掲） | ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。 | 354,367 | 359,800 | |
| 九州・山口地域連携WLB推進キャンペーン | 九州山口各県・経済界が一体となって取り組む「出産等の希望が叶う社会づくりプロジェクト」の一環として、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施する。 キャンペーンに必要な共通の広報コンテンツ（動画、ポスター、チラシ）を共同で作成し、推進月間（10月）に、各県等による普及啓発事業を展開する。 ・31年度佐賀県制作当番県（500千円×9県） | 4,500 | — | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|---|---|-----------------------|--------------------------------|-------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| さが創生貸付（雇用促進資金） | 女性従業員の雇用を促進しようとして、作業を容易にするための作業施設、作業設備等の改善を図ろうとする者に対し、事業資金を貸し付ける。 (※事業費は融資枠) | 経営環境変化対応資金（雇用促進対策）に統合 | — | |
| 経営環境変化対応資金（雇用促進対策） | 女性従業員の雇用を促進しようとして、作業を容易にするための作業施設、作業設備等の改善を図ろうとする者に対し、事業資金を貸し付ける。 (※事業費は、他メニューを含めた総融資枠) | 200,000 | 200,000 | |
| さが創生貸付（創業・新事業展開等資金） | 新規に事業を開始しようとする者に事業資金を貸し付け、独立開業を支援する。また経営革新、新連携、農商工連携、さらに事業転換や新分野進出等を支援する者に事業資金を貸し付ける。 (※事業費は融資枠) | 4,000,000 | 5,000,000 | 産業政策課 |
| 商工会等女性部活動推進事業 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金（青年部・女性部活動推進費） | 商工会等青年部・女性部の活動を推進するための費用を補助する。 | 6,125 | 6,125 | |
| 農村女性等活動支援事業（R元年～輝くさが農業女子支援事業） | 女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。 | 1,581 | 1,498 | 農産課 |
| スキルアップ研修事業（女性農業者コース） | 経営発展やネットワーク活動に意欲的な女性農業者を対象に、経営発展等に必要な知識・ノウハウ等を習得する研修を行う。 | 0 | 本研修は、各コースが統合され、女性に限定したコースは、廃止。 | 農業大学校 |
| 意欲的林業者グループ交換研修事業 | 意欲的林業研究グループの全国的な学習活動等への参画の支援を行う。 | 599 | 646 | 林業試験場 |
| 女性漁業者活動支援事業 | 漁業経営等に大きな役割を果している漁村女性グループ活動等の取組を促進する。 | 16 | 16 | |
| 担い手組織化活動支援事業 | 青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。 | 743 | 743 | 水産課 |

重点目標（7）政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 県の審議会等の女性委員の参画促進 | 県の各種審議会等への女性委員の参画促進に努める。 | — | — | 全部局 |
| 女性職員の登用促進 | 女性職員(教職員を含む)の役職員への登用促進を図る。 | — | — | 人事課、教職員課 |
| 自治大学校研修への派遣（再掲） | 中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣する。 | 398 | 580 | 人事課 |
| 民間等主催研修への派遣（再掲） | 管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣する。 | 688 | 800 | |
| 職員研修（「女性職員キャリアデザイン研修」（再掲） | 女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ「女性職員キャリアデザイン研修」を実施する。 | 225 | 256 | 自治修習所 |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲） | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 地域女性リーダー養成セミナー（再掲） | 政策方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を政策に活かすとともに、市町の審議会等における女性委員の割合増を図るため、地域の女性リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。 | | | (男女共同参画センター) |
| 男女共同参画お届け講座（再掲） | 地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。 | | | |
| 県民グループ派遣・招へい支援事業（再掲） | 県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。 | | | |
| 農協等の経営への参画の促進 | 農協等の事業、運営への参画を促進する。女性部組織との連携による農協事業、運営を促進する。 | — | — | 生産者支援課 |
| 農村女性等活動支援事業（R元年～輝くさが農業女子支援事業）（再掲） | 女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。 | 1,581 | 1,498 | 農産課 |
| 女性漁業者活動支援事業（再掲） | 漁業経営等に大きな役割を果している漁村女性グループ活動等の取組を促進する。 | 16 | 16 | 水産課 |
| 女性リーダー育成研修 | 教育活動や学校運営の一層の活性化を図るため、女性教員の能力開発やキャリア形成を推進し、女性リーダーを積極的に育成する。 | 113 | 73 | 教職員課 |

重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------------------|--|------------|---------|---------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 育児休業者交流研修会 | 育児休業中の女性職員を対象に、子育てに関する悩みや職場復帰に向けた不安を解消するため、子育てという同じ状況にある職員同士が気楽に交流できる研修会を開催する。 | 249 | 312 | 人事課 |
| テレワーク推進事業（再掲） | 近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るために、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。 | 256,449 | 107,128 | 情報課 |
| CSO活動の支援 | すべての県民が家庭や職業上の役割のほかに、自らの特技や能力を活かしてCSOの活動を支援する等、社会的な役割を一つは持つ「プラスワン活動」を推進する。 | — | — | 県民協働課 |
| 学習機会提供・相談事業（再掲） | 県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。 | 4,448 | 4,439 | まなび課、生涯学習センター |
| 生涯学習の交流促進事業（再掲） | 県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。 | 1,278 | 1,287 | |
| 人材育成事業（再掲） | 生涯学習に携わる人材の育成を目指した学習機会を提供する。生涯学習関係機関・関係者の課題解決に向けて男女共同参画の視点に配慮し支援を行う。 | 2,188 | 2,209 | |
| 病院内保育所運営事業 | 子どもを持つ看護職員の離職防止と未就業看護職員の再就業を容易にするため、保育所を設置する病院に対し、保育所運営費の一部を補助する。 | 23,982 | 27,278 | 医務課 |
| 女性・男女共同参画ネットワークへの支援 | 地域において男女共同参画推進に取組む女性・男女共同参画ネットワーク等に、活動に必要な情報提供を行うなどにより、活動を支援する。 | — | — | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲） | あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。 | 74,005 | 74,103 | |
| 県民グループ企画支援事業 | 県民レベルでの男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画に関するセミナー等を県内グループと協働実施する。 | | | (男女共同参画センター) |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） (2月補正後) | R2年度 予算額（当初） | 担当課 |
|----------------------|--|-----------------------|-----------------|--------------|
| | | | | |
| 県民グループ派遣・招へい支援事業（再掲） | 県内のグループが男女共同参画に関する諸問題についての自覚と意識を高めるとともに、男女共同参画社会の形成をめざすもので、グループの継続的な活動につながり、その成果を地域に還元することを目的とする。 | | | (男女共同参画センター) |
| 企画相談・コーディネート等（再掲） | 市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。 | | | |
| 男女共同参画お届け講座（再掲） | 地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体（県民）を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。 | | | |
| さが子育て応援宣言事業所の推進 | 企業のトップが従業員の子育てと仕事の両立をはじめとする、子育て支援に積極的に取り組むことを宣言し、県が宣言した企業等をHP等で広く紹介する。 | | | こども未来課 |
| 病児保育事業 | 病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町を支援する。 | 32,497 | 40,231 | |
| 教育改革推進特別経費補助 | 通常の教育時間終了後も園児を幼稚園内で預かる「預かり保育」や園児以外も対象として地域の子育て力向上等を目的とする事業を行っている幼稚園に対し補助を行い、子育てを支援する。 | 68,197 | 59,843 | |
| 放課後児童対策事業費 | 保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る。 | 489,821 | 518,194 | |
| 子育て短期支援事業 | 市町が実施する子どもを家庭で養育することが一時的に困難な場合に、乳児院や児童養護施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業に対し、補助金を交付することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 | 1,083 | 1,083 | こども家庭課 |
| 母子保健研修会 | 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのために、母子保健に係わる指導者への研修会を開催する。 | 263 | 231 | |
| 専門的母子保健の推進 | 子どもの発達相談、地域サポート検討会を実施する。 | 1,837 | 1,166 | |

| 事業名 | 事業内容 | 31年度（R1年度） | R2年度 | 担当課 |
|------------------------------------|--|------------|---------|----------------|
| | | (2月補正後) | 予算額（当初） | |
| 労働相談の実施 | 中小企業労働相談所において、労働条件、労使関係等の労働相談を実施する。 | — | — | 産業人材課 |
| ワーク・ライフ・バランス推進事業（再掲） | 労働時間の短縮や育児休業・休暇取得促進等の啓発活動の実施、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方の普及促進を図ることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れる労働環境の整備についての啓発を行う。 | 21,940 | 16,910 | |
| 仕事と子育ての両立支援推進事業 | 県内事業所へ専門家（社会保険労務士）が個別訪問し、「一般事業主行動計画」の策定・見直し等の助言・推奨を行い、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図る。 | 4,374 | 4,374 | |
| 公共職業訓練（離転職者）（委託訓練）（再掲） | ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。 | 354,367 | 359,800 | |
| 「働きたいけん」（体験）応援事業費（再掲） | 未就業の子育て世代が多様な働きができるよう、就業体験の機会を提供し、子育てと仕事のバランスを図りながら就業できるようにする。 | 20,430 | 15,930 | |
| 子育て世代就活サポート事業（再掲） | 小規模のセミナー等の開催、直接企業の女性従業員等に質問が行える企業ブースなどを設置して、子育て世代の就活の後押しを図る。 | 6,832 | 6,832 | |
| 農村女性等活動支援事業（R元年～　輝くさが農業女子支援事業）（再掲） | 女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。 | 1,581 | 1,498 | 農産課 |
| 女性漁業者活動支援事業（再掲） | 漁業経営等に大きな役割を果している漁村女性グループ活動等の取組を促進する。 | 16 | 16 | 水産課 |
| 担い手組織化活動支援事業（再掲） | 青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。 | 743 | 743 | |
| 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 | 学校等における子どもの安全を確保するため、「学校安全ボランティア研修会」を開催し、学校安全ボランティア組織の育成・拡充を図り、地域ぐるみの学校安全に関する実践的な取組を推進する。 | 120 | 131 | 学校教育課 生徒支援室 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| 基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり | | |
|----------------------|---|---|
| 1 | 重点目標(1)男女共同参画の意識の形成 | |
| | (具体的な施策) | (担当課) |
| 1 | (1) ① 男女共同参画が必要であることを、あらゆる人々が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信・意識啓発を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、まなび課、広報広聴課 |
| 1 | (1) ② 県立男女共同参画センターを拠点とし、市町や県男女共同参画推進連携会議、女性の大活躍推進佐賀県会議と連携しながら、男女共同参画ネットワークなどCSOに対し、必要な情報や学習機会を提供するとともに、県内の企業、事業所、教育機関など様々な分野、地域での、きめ細やかな普及・啓発が行われるように努めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 1 | (1) ③ 男性にとっても、男女共同参画社会の実現は重要であり、男女共同参画社会を実現してこそ、より暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、男性の家庭、地域、職場などあらゆる場面での意識改革を進め、特に中高年を対象にした啓発事業を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 1 | (1) ④ 男女共同参画の現状や意識などに関する実態を把握し、その公表を行ったり、県が作成する広報・出版物などにおいても、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うとともに、市町等に対し、公的広報ガイドラインを周知します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、広報広聴課 |
| 1 | (1) ⑤ メディアの表現の自由に配慮しながら、男女共同参画の視点に立った情報発信の必要性を事業者に啓発し、メディアの自主的な取組を促します。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 1 | (1) ⑥ 男女共同参画社会実現推進の牽引役である県は、府内における男女共同参画を推進し、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」及び「同計画ガイドライン」の着実な推進を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、人事課 |
| 1 | (1) ⑦ 女性活躍推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の策定及び着実な推進を図ります。 | 人事課 |
| 1 | (1) ⑧ 県は、市町に対し、男女共同参画意識の高まりを目指し、地域の実情に応じた男女共同参画を総合的に計画的に推進するための市町男女共同参画推進条例が市町において策定されるよう働きかけます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 1 | 重点目標(2)幼少期からの男女共同参画の意識形成 | |
| | (具体的な施策) | (担当課) |
| 1 | (2) ① 保育所・幼稚園における、幼少期からの男女共同参画の視点での保育を促進します。 | こども未来課、学校教育課、まなび課 |
| 1 | (2) ② 小学校・中学校・高等学校等において、男女の人権尊重、DVに関する知識、相互理解と協力の重要性、健康教育・性に関する指導などについて、子どもの発達段階に応じた適切な教材や指導方法等の充実を図ります。また、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導を推進します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、教職員課、保健体育課 |
| 1 | (2) ③ 男女共同参画の視点を考慮したキャリア教育を含む、県民一人ひとりが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。 | まなび課 |
| 1 | (2) ④ 既存の青少年関係団体だけでなく、CSOとの協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広げます。 | こども未来課 |
| 1 | (2) ⑤ 男女共同参画の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消のために、教職員を対象とした研修及び啓発推進の指導者育成等の取組を促進します。 | こども未来課、まなび課、学校教育課(人権・同和教育室)、教職員課、教育センター |
| 1 | (2) ⑥ 幼稚園新規採用職員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、使命感と実践的指導力を身につけさせるとともに、人権意識を高める中で、男女共同参画の在り方にについての理解を深めます。 | 学校教育課 |
| 1 | (2) ⑦ 幼児を理解する中で、男女差別につながる言動をいち早く察知し適切な指導を行ったり、男女で仲良く活動する中でその心地よさを経験させるなど、保育所や園での生活そのものが男女共同参画の学習機会となるような学級運営の在り方にについて理解を深めます。 | 学校教育課 |
| 1 | (2) ⑧ ICT機器、情報伝達手段の進化を考慮し、児童生徒及び青少年や保護者・地域に対して、様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。また、有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。 | こども未来課、まなび課、学校教育課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| 基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり | | |
|----------------------------|--|--|
| 2 | 重点目標(3)男女間のあらゆる暴力の根絶 | |
| | (具体的な施策) | (担当課) |
| 2 | (3) ① 「佐賀県DV被害者支援基本計画」の円滑で 着実な推進を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター |
| 2 | (3) ② 県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、暴力を伴わない対等な人間関係を構築する観点からの、若年層を対象とする予防教育を推進します。また、被害者支援に関わる人材の育成、専門家の育成に取り組みます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、保健体育課、こども未来課 |
| 2 | (3) ③ 広く県民に対しては、DVや被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についての更なる周知を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、広報広聴課、警察本部・広報県民課、生活安全企画課 |
| 2 | (3) ④ 地域における男女の人権尊重や、DV問題の周知・理解を促進する研修等を行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、人権・同和対策課 |
| 2 | (3) ⑤ 県DV総合対策センターを中心に、官官連携・官民連携による被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、こども家庭課、警察本部・広報県民課、生活安全企画課 |
| 2 | (3) ⑥ 総合的なDV被害者支援のため、県の配偶者暴力相談支援センターは、各種相談機関との連携体制の整備を推進します。あわせて、ストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。また、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、こども家庭課、生活安全企画課 |
| 2 | (3) ⑦ DV被害者支援民間グループと、被害者支援において、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなどDV被害者支援民間グループの行う活動と連携し、被害者支援に取り組みます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター |
| 2 | (3) ⑧ 市町に、女性のための相談窓口の設置を促し、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進します。また、配偶者暴力相談支援センターの設置についても働きかけます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター |
| 2 | (3) ⑨ 相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員に対し、二次被害を起こさないための対応体制の整備と、研修等による資質向上を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター |
| 2 | (3) ⑩ DVと子どもへの虐待、高齢者への虐待は密接に関係していることから、それぞれの早期発見につながるよう関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、こども家庭課、長寿社会課、学校教育課、こども未来課、警察本部・生活安全企画課 |
| 2 | (3) ⑪ 特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者に対しては、急性期から回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備を目指します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター |
| 2 | (3) ⑫ 性犯罪捜査の一層の強化や再発防止のための対応に努めるとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を実施します。また、ストーカー規制法の適切な運用など、必要な対策に努めます。 | 警察本部・広報県民課、生活安全企画課、捜査第一課 |
| 2 | (3) ⑬ 売春や人身取引の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化と被害者の保護等の支援を行います。 | 警察本部・生活安全企画課、こども家庭課 |
| 2 | (3) ⑭ スマートフォンの普及から犯行形態が多様化の傾向にあり、県民の相談や事件捜査に適切に対応するため、引き続き、情報の収集や分析を行うなど、取締りを強化します。 | 警察本部・少年課 |
| 2 重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援 | | |
| 2 | (具体的な施策) | (担当課) |
| | 性と生殖に関して健康であることの重要性について、正確な情報提供に努めるとともに、望まない妊娠の予防、HIV／エイズを含めた性感染症予防、不妊や更年期、高齢期など様々な問題に対応できる相談体制の強化を図ります。また、人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施及び母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議を実施します。 | こども家庭課、健康増進課 |
| 2 | (4) ② 家庭や学校、地域が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施します。 | 保健体育課 |
| 2 | (4) ③ 性に関する指導についての 指導者研修会を開催します。学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践を推進します。 | 保健体育課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| | | | |
|---|--|--|-----------------------|
| 2 | (4) | ④ 「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的に計画的に推進します。 | 健康増進課 |
| 2 | (4) | ⑤ 県内の高校1年生全員を対象としたエイズ予防講演等を実施し、若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発を実施し、予防指導を充実させます。 | 健康増進課 |
| 2 | (4) | ⑥ 保健福祉事務所におけるHIV/エイズ相談・検査(匿名、予約不要、検査無料)の利用や医療機関への受診につなげる上で必要な情報提供に努めます。 | 健康増進課 |
| 2 | (4) | ⑦ 周産期医療体制の整備及び妊娠・出産に関する支援の充実を図ります。 | 医務課(地域医療体制整備室)、こども家庭課 |
| 2 | (4) | ⑧ 女性特有のがん検診にかかるハード・ソフト両面からの受診環境づくりを促進します。 | 健康増進課 |
| 2 | (4) | ⑨ 長時間労働の抑制など労働環境の整備を図ることにより、労働者の健康保持に努めるよう、事業所等に対して働きかけます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課 |
| 2 | (4) | ⑩ 仕事、子育て、介護、健康など、男性が抱える様々な問題の解決に向け、男性のための相談体制の一層の充実に努めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 2 | (4) | ⑪ 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。 | スポーツ課 |
| 2 | 重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | | |
| 2 | (具体的な施策) | | |
| 2 | (5) | ① 地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域づくりやサービス提供体制づくりに努めます。 | 福祉課 |
| 2 | (5) | ② 市町、関係機関・団体と連携し、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)*に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等に取り組みます。 | 福祉課 |
| 2 | (5) | ③ 市町、関係機関・団体と連携しながら、男女の均等な機会と公正な待遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課 |
| 2 | (5) | ④ 子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、市町、関係機関・団体と連携しながら、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行います。 | こども家庭課 |
| 2 | (5) | ⑤ 「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。 | こども家庭課 |
| 2 | (5) | ⑥ 企業のニーズ把握に努め、今後とも就職に向けての職業訓練を実施し、ひとり親家庭の親が受講しやすいコースの設定にも努めます。 | 産業人材課 |
| 2 | (5) | ⑦ 児童手当や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開します。 | こども家庭課 |
| 2 | (5) | ⑧ 児童扶養手当については、市町、関係機関・団体と連携しながら父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図ります。 | こども家庭課 |
| 2 | (5) | ⑨ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や、幼児教育の段階的無償化に向けた取組、教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等に取り組みます。 | こども家庭課、学校教育課 |
| 2 | (5) | ⑩ ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行います。 | こども家庭課 |
| 2 | (5) | ⑪ 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実します。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進します。 | まなび課、学校教育課 |
| 2 | (5) | ⑫ 若者が充実した職業人生を歩んでいくよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行います。 | 産業人材課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 2 | (5) | ニート、ひきこもり、不登校など、困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行います。 | こども未来課、学校教育課 |
| 2 | (5) | 「第6期さがゴールドプラン」を参考にしながら、地域包括ケアの推進により、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。 | 長寿社会課 |
| 2 | (5) | 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。 | 長寿社会課 |
| 2 | (5) | 市町・関係機関・団体とともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)等を参考にしながら、高齢者虐待防止の取組を進めます。 | 長寿社会課 |
| 2 | (5) | 市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。 | 長寿社会課 |
| 2 | (5) | 「第3次佐賀県障害者プラン」や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)等を参考にしながら、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。 | 障害福祉課、文化課 |
| 2 | (5) | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)等を参考にしながら、障害者虐待防止の取組を進めます。 | 障害福祉課 |
| 2 | (5) | 男女問わず、障害者及び企業等のニーズを反映した訓練を実施し、就職につなげていけるよう今後も継続して取り組んでいきます。 | 障害福祉課(就労支援室) |
| 2 | (5) | 男女問わず、障害者のICT活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。 | 障害福祉課(就労支援室) |
| 2 | (5) | 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、地域の実態を考慮しながら進めます。 | 国際課 |
| 2 | (5) | 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った通訳が可能となるような体制づくりを含め、適切な支援を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、佐賀県DV総合対策センター、こども家庭課、国際課 |
| 2 | (5) | 性同一性障害などを理由として、また、男女を問わざる性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和対策課、学校教育課(人権・同和教育室) |
| 2 | (5) | 「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」に定めるHITOプロジェクト*の展開を通じて、ユニバーサルデザイン*の普及啓発を進めるとともに、年齢・性別・障害のあるなし・国籍等の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境整備について、ハード・ソフト両面で促進します。 | 県民協働課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| 基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり | | |
|-------------------------------|--|------------------------------|
| 3 重点目標(6)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革 | | |
| | (具体的な施策) | (担当課) |
| 3 (6) | ① 男女が長期的な視点に立ってそれぞれの人生を展望し、働くことを位置付け、男女を問わず経済的に自立していくことの重要性について、労働者、経営者、教育関係者など様々な立場の人々に対し、意識啓発を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、まなび課 |
| 3 (6) | ② 女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業・事業所による研修の実施等を支援するとともに、経営者等の理解を促進し、企業・事業所における女性の活躍を応援する動きを支援します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課 |
| 3 (6) | ③ 企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の周知を図り、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推奨し、男性の育児休業等の取得しやすい環境づくりを進めるため、情報提供やセミナー等による意識啓発を行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 (6) | ④ 男性の家事や育児参画意識を高め、女性の活躍を支える、佐賀の男ディ(ダンディ)事業に取り組みます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 (6) | ⑤ 短時間正社員制度など本人のライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発を図ります。 | 産業人材課、情報課 |
| 3 (6) | ⑥ 育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を考慮し、いったん離職した女性の職業訓練など、再就職支援の充実を図ります。 | 産業人材課 |
| 3 (6) | ⑦ 就業を希望する女性に対し、県のホームページ上に専用サイトを設け、女性への就職支援の情報を一元的に提供します。 | 産業人材課 |
| 3 (6) | ⑧ 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、ものづくり産業課、経営支援課 |
| 3 (6) | ⑨ 農林漁業や商工業において、女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を男女で分かち合うため、家族一人ひとりがお互いを尊重し合い、評価し合うとともに、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう啓発に努めます。 | 経営支援課、農産課、水産課 |
| 3 (6) | ⑩ 農山漁村の地域資源を生かした生産・加工・販売等の起業支援や女性が働きやすい就農条件・労働環境の整備などの取組を支援します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、農産課、水産課、経営支援課 |
| 3 (6) | ⑪ 農業及び漁業における「家族経営協定」の普及活動を進めるとともに、協定の締結や内容の改善に向けて助言を行います。 | 農産課、水産課 |
| 3 (6) | ⑫ 女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化などの企業的な農業経営の発展に関する研修(スキルアップ研修)等を実施します。 | 農産課、林業課 |
| 3 (6) | ⑬ EC(ネット通販)を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。 | 産業政策課 |
| 3 (6) | ⑭ CSOと連携し、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を一層推進します。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 (6) | ⑮ 「佐賀県人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。 | 人事課、教職員課、自治修習所 |
| 3 重点目標(7)政策・方針決定過程への女性の参画の推進 | | |
| | (具体的な施策) | (担当課) |
| 3 (7) | ① 女性の能力発揮が、それぞれの事業所・団体等や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性の参画状況についての調査、公表、好事例の情報発信を行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 (7) | ② 一人ひとりが自分にあった生き方をイメージし、それを実現させようとする意思を持てるように、様々な働き方やキャリア形成に応じた身近な好事例を発掘し、積極的に発信します。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 (7) | ③ 県の各種審議会等への女性の参画促進(40%以上)及び女性委員のいない審議会等の解消に取り組みます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、全部局 |
| 3 (7) | ④ 市町の各種審議会や農業委員及び農協・漁協等の理事等における積極的な女性の参画促進に向けた取組が推進されるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課、生産者支援課、農産課、林業課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| | | | |
|---|-----|--|---------------------|
| 3 | (7) | ⑤ 「女性の大活躍推進佐賀県会議」の会員登録、自主宣言企業や県内経済団体等と連携し、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、企業への情報提供、管理職候補者となる女性職員の養成等の取組を支援します。 | 男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課 |
| 3 | (7) | ⑥ 商工業・農林漁業や農山漁村における、政策・方針決定過程への女性参画の拡大や、女性の経済的地位の向上など、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。 | 農産課、水産課、林業課 |
| 3 | (7) | ⑦ 事業所や自治会、PTAなど各種団体等に対し、実施主体の特性に応じた実効性のあるポジティブ・アクションの取組について強く働きかけるとともに、情報提供等を積極的に行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (7) | ⑧ CSO活動における女性リーダー等の人材育成研修等を開催します。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (7) | ⑨ 県の防災会議については、県の審議会等への女性委員の参画率の目標(40%以上)を維持するよう、引き続き関係機関への説明、要請等に取り組みます。 | 消防防災課 |
| 3 | (7) | ⑩ 各種研修会等を通じて、防災分野での男女共同参画の視点や、地域防災活動への女性の参画の重要性についても啓発します。 | 消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (7) | ⑪ 公務員の成績主義*の原則を前提としながら、県における女性職員(教職員を含む。)において、職域拡大や研修等を通じて、管理職における女性の参画の拡大を強力に推進します。 | 人事課、教職員課、自治修習所 |
| 3 | (7) | ⑫ テレワークなど多様な働き方を実現し、県の女性職員が仕事と家庭生活との両立を図りながらキャリアアップできる環境づくりを進めるとともに、管理職に対する意識改革を進めるなどして、女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。 | 情報課、人事課 |
| 3 | (7) | ⑬ 女性活躍推進法に基づき、県は、特定事業主行動計画を策定・公表し、計画の内容を推進します。 | 人事課 |

重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

| | | (具体的な施策) | (担当課) |
|---|-----|--|---|
| 3 | (8) | ① ワーク・ライフ・バランスが、事業所や経済社会の活性化や、個人の生活の充実につながるものであることを強調し、効果的な意識啓発に努めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、産業人材課 |
| 3 | (8) | ② 男女の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。 | こども未来課、長寿社会課、こども家庭課 |
| 3 | (8) | ③ 事業所・団体等における管理職等の意識啓発の取組を推進するとともに、両立支援制度の積極的な取得に向けた男性に対する意識の啓発を図ります。 | 男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課 |
| 3 | (8) | ④ 長時間労働の抑制や年次有給休暇、育児・介護休業の取得促進とともに、短時間勤務、テレワーク等、多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備を促進するよう啓発していきます。 | 産業人材課 |
| 3 | (8) | ⑤ 企業が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に關し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む企業を支援します。 | 産業人材課、情報・業務改革課、男女参画・女性の活躍推進課、医療課・建設・技術課 |
| 3 | (8) | ⑥ 妊娠や出産等により離職後、再就職するにあたって、ブランクや家庭との両立への不安等がある子育て世代の就活をサポートし、産業人材としての復帰に向けて後押しします。 | 産業人材課 |
| 3 | (8) | ⑦ 企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案を行います。 | 産業人材課 |
| 3 | (8) | ⑧ 子育て・介護等との両立が可能な職業訓練(公的職業訓練における短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援の推進)や職業紹介の実施、各種助成金の活用や中小企業の人材確保のための女性(主婦等)等多様な人材と中小企業とのマッチングから定着までの一貫支援など、子育て・介護等との両立やキャリアブランクに配慮した多様な再就職等の支援を推進します。 | 産業人材課 |
| 3 | (8) | ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定の促進を事業所等に働きかけていきます。 | 産業人材課 |
| 3 | (8) | 「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設における子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。 | こども未来課 |
| 3 | (8) | 引き続き、預かり保育や地域の子育て力向上等を目的とする事業を実施する園を支援していきます。放課後児童クラブの待機児童等の解消に向け、施設改修やクラブの新設への補助制度を市町に積極的に活用してもらうように促すとともに、放課後児童クラブで児童を支援する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。 | こども未来課 |

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

| | | | |
|---|-----|--|------------------------------|
| 3 | (8) | ⑫ 建設業者施行能力等級評定の加点評価項目に、子育て応援宣言事業所の登録を加えたなど、今後も、子育て応援宣言企業登録数が増加するよう工夫しながら取り組んでいきます。 | こども未来課 |
| 3 | (8) | ⑬ 男女共同参画社会実現推進の牽引役である県が率先して、仕事と家庭、地域生活の両立がしやすい職場となるよう環境整備を進めます。 | 男女参画・女性の活躍推進課、人事課 |
| 3 | (8) | ⑭ 男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、CSOや公民館等と連携し、情報や学習機会の提供を行います。 | 男女参画・女性の活躍推進課、まなび課、環境課、保健体育課 |
| 3 | (8) | ⑮ 理事などの役員が特定の性に偏っているCSOに対し、男女双方への参画促進を働きかけます。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | ⑯ 職場や家庭・地域生活において活躍する男女の好事例の発掘を行い、積極的に情報発信し、男女のプラスワン活動を推進します。 | 男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 農山漁村に暮らす男女が、女性の役割を適正に評価し、自分の生き方を自由に選択し、自分的人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供、研修の充実を図ります。 | 農産課、水産課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で、生産と育児・介護等との両立やライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援、農山漁村における男性の家事・育児・介護等へ理解促進を推進します。 | 農産課、水産課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。 | 農産課、水産課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 県や市町の地域防災計画や災害に関する各種対応マニュアル等の策定・修正にあたっては、男女共同参画の視点を考慮した被災者ニーズや支援活動のあり方を検討し、反映されるよう配慮します。また、防災の現場における男女の参画を進めます。 | 消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 固定的な性別役割分担意識の解消など、防災・復興対策に男女共同参画の視点が適切に反映されるよう、日頃から、各種研修会等を通じた啓発に取り組みます。 | 消防防災課、男女参画・女性の活躍推進課 |
| 3 | (8) | 庁内において、育児休業中の県職員の交流や職場復帰に向けた不安解消のため、県職員育児休業者交流研修会を引き続き実施していきます。 | 人事課 |
| 3 | (8) | 庁内において、引き続きテレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。 | 情報課 |

IV 市町における男女共同参画施策の取組状況

1 市町男女共同参画担当窓口

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 担当課(室)名 | TEL(直通) | FAX |
|-------|-----------------|--------------|--------------|
| 佐賀市 | 人権・同和政策・男女共同参画課 | 0952-40-7014 | 0952-34-4549 |
| 唐津市 | 男女参画・女性活躍推進課 | 0955-72-9239 | 0955-72-9182 |
| 鳥栖市 | 市民協働推進課 | 0942-85-3508 | 0942-83-3310 |
| 多久市 | 総合政策課 | 0952-75-2116 | 0952-75-2110 |
| 伊万里市 | 企画政策課 | 0955-23-2115 | 0955-22-7213 |
| 武雄市 | 男女参画課 | 0954-23-9141 | 0954-23-9811 |
| 鹿島市 | 人権・同和対策課 | 0954-63-2126 | 0954-63-2313 |
| 小城市 | 企画政策課 | 0952-37-6115 | 0952-37-6163 |
| 嬉野市 | 企画政策課 | 0954-66-9117 | 0954-66-3119 |
| 神埼市 | 総務課 | 0952-37-0088 | 0952-52-1120 |
| 吉野ヶ里町 | 財政協働課 | 0952-37-0331 | 0952-52-6189 |
| 基山町 | まちづくり課 | 0942-92-7935 | 0942-92-0741 |
| 上峰町 | 総務課 | 0952-52-2181 | 0952-52-4935 |
| みやき町 | 秘書公室 | 0942-89-1654 | 0942-89-1650 |
| 玄海町 | 企画商工課 | 0955-52-2112 | 0955-52-3041 |
| 有田町 | まちづくり課 | 0955-46-2990 | 0955-46-2100 |
| 大町町 | 企画政策課 | 0952-82-3112 | 0952-82-3117 |
| 江北町 | 政策課 | 0952-86-5612 | 0952-86-2130 |
| 白石町 | 総合戦略課 | 0952-84-7132 | 0952-84-6611 |
| 太良町 | 総務課 | 0954-67-0129 | 0954-67-2425 |

2 男女共同参画計画等の策定状況

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 庁内連絡会議 の有無 | 懇話会等 の有無 | 男女共同参画に関する計画名称 | 計画期間 |
|-------|---------------|-------------|--------------------------------------|-------------|
| 佐賀市 | 有 | 有 | 第三次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21 | H28年度～R2年度 |
| 唐津市 | 有 | 有 | 唐津市男女共同参画基本計画(第4次) | 令和2年度～令和6年度 |
| 鳥栖市 | 有 | 有 | 第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画) | H30年度～R4年度 |
| 多久市 | 有 | 有 | 多久市男女共同参画計画 | H30年度～R4年度 |
| 伊万里市 | 有 | 有 | 第4次伊万里市男女協働参画基本計画 | H30年度～R4年度 |
| 武雄市 | 有 | 有 | 第3次武雄市男女共同参画推進計画 | H30年度～R4年度 |
| 鹿島市 | 無 | 無 | 第2次鹿島市男女共同参画基本計画・鹿島市DV対策基本計画 | H27年度～令和2年度 |
| 小城市 | 有 | 有 | 第2次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン) | H29年度～R3年度 |
| 嬉野市 | 有 | 有 | 第3次嬉野市男女共同参画行動計画 | H30年度～R4年度 |
| 神埼市 | 無 | 無 | 第3次神埼市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 吉野ヶ里町 | 無 | 有 | 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 | H23年度～R2年度 |
| 基山町 | 無 | 無 | 基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画 | H23年度～R2年度 |
| 上峰町 | 無 | 有 | 上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画 | H24年度～R3年度 |
| みやき町 | 無 | 無 | 第2次みやき町男女共同参画計画 | H29年度～R3年度 |
| 玄海町 | 無 | 無 | 第3次玄海町男女共同参画計画 | 令和2年度～令和6年度 |
| 有田町 | 無 | 有 | 第2次有田町男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画 | H29年度～R3年度 |
| 大町町 | 無 | 無 | 第2次大町町男女共同参画計画・DV被害者支援基本計画 | 令和3年度～令和7年度 |
| 江北町 | 有 | 有 | 第2次江北町男女共同参画行動計画 | H28年度～R2年度 |
| 白石町 | 無 | 有 | 第2次白石町男女共同参画推進プラン・DV被害者支援基本計画 | H27年度～R2年度 |
| 太良町 | 無 | 無 | 太良町男女共同参画基本計画 | H23年度～R2年度 |

3 市町の総合計画等における位置づけについて

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 総合計画等の名称等 | 計画での項目名 | 策定年月 | 計画期間 |
|-------|-------------------------|---|--------|-------------------|
| 佐賀市 | 第2次佐賀市総合計画 | 第6章 互いに尊重し合い、共に創るふれあいのあるまち 4 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現 | H27.3 | H27年度から R6年度 |
| 唐津市 | 第2次唐津市総合計画 後期基本計画 | 第1章 唐津市の根幹となるべき施策 基本目標6 市民の力を最大限に引き出すまちづくり 基本施策1 男女共同参画の推進と、 女性も男性も活き活きと輝ける環境づくり | R2.3 | R2年度からR 6年度 |
| 鳥栖市 | 第6次鳥栖市総合計画 後期基本計画 | 基本目標4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち 取組8 男女共同参画の社会をつくります | H28.3 | H28年度から R2年度 |
| 多久市 | 第4次多久市総合計画 後期基本計画 | 施策目標7 市民が築く 一みんなで取り組む参画と協働のまちづくり ・施策項目4 男女共同参画の推進 | H28.3 | H28年度から R2年度 |
| 伊万里市 | 第6次伊万里市総合計画 | 基本理念 時代に柔軟に適応し、みんなで支え育てるまち づくり 目標 自立と協働のまちづくり 施策 男女協働参画社会の形成 | H31.3 | H31年度から R8年度 |
| 武雄市 | 武雄市まち・ひと・しごと 創生総合戦略 | 基本目標②最高の子育て・教育環境をつくる 基本目標③生きがいと健康を実感できるまちをつくる | R2.3 | R2年度から R6年度 |
| 鹿島市 | 第6次鹿島市総合計画 | 【第5章】計画を推進するためには 1 みんなですすめるまちづくり 【施策の展開方向】 男女共同参画社会の実現を目指し、意識づくりの普及・啓発活動に取り組みます。 | H28.3 | H28年度から R2年度 |
| 小城市 | 第2次小城市総合計画 | 政策5 高齢者・福祉 みんなでささえあう やさしいまち 5-5 男女共同参画の推進 | H28.10 | H29年度から R7年度 |
| 嬉野市 | 第2次嬉野市総合計画 | 第4部基本計画 分野別施策 6 まちづくり体制 2. 男女共同参画 | H30.6 | H30年度から R7年度 |
| 神埼市 | 第2次神埼市総合計画 | 基本理念4 “幸せ”高めるまちの基盤づくり 基本方針11 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進め る 基本施策(4) 男女共同参画の推進 | H30.3 | H30年度から R9年度 |
| 吉野ヶ里町 | 第2次吉野ヶ里町総合 計画 | みんなでつくるまちづくり 1.協働のまちづくりの推進 | H30.3 | H30年度から R9年度 |
| 基山町 | 第5次基山町総合計画 | 5 協働+idea 基山町のために結局できるまち (2)人権・男女共同参画 | H28.2 | H28年度から R7年度 |
| 上峰町 | 上峰まちづくりプラン (第4次総合計画) | 第2編 将来ビジョン 第2章 施策の方針 6 みんなの力でつくるまち (2)男女共同参画 | H24.3 | H24 年度から R3 年度 |
| みやき町 | 第二次みやき町総合計 画 | 基本目標 町民が進んで参加する協働のまちづくり (1)住民が主役のまち(コミュニティ、住民参画) 主要施策③男女共同参画社会形成の推進 | H28 | H29年度から R8年度 |
| 玄海町 | 第五次玄海町総合計画 | 基本目標7 協働分野 住民が参画するまち 施策7-3 人権尊重・男女共同参画の推進 | H28.3 | H28年度から R7年度 |
| 有田町 | 第2次有田町総合計画 | 男女共同参画の推進 | H30.3 | H30年度から R9年度 |
| 大町町 | 大町町第4次総合計画 後期基本計画 | 第5章 絆で未来を築くまちづくり | H28.2 | H28年度から R2年度 |
| 江北町 | 第5次江北町総合計画 後期基本計画 | 共生と協働のまち | H28.2 | H28年度から R2年度 |
| 白石町 | 第2次白石町総合計画 | 第2章 健やかで安心できるやさしいまち 第5節 人権の尊重と男女共同参画の推進 | H27.3 | H27年度から R3年度 |
| 太良町 | 第4次太良町総合計画 | 基本計画 6. みんなが主役・協働のまちづくり (3)男女共同参画・人権の尊重 | R1.12 | R2年度から R9年度 |

4 市町における女性職員の管理職への登用状況

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 管理職員 | | | うち一般行政職 | | |
|-------|-------|---------|-------|---------|---------|-------|
| | 総数(人) | うち女性(人) | 女性比率 | 総数(人) | うち女性(人) | 女性比率 |
| 佐賀市 | 161 | 28 | 17.4% | 129 | 17 | 13.2% |
| 唐津市 | 121 | 16 | 13.2% | 105 | 14 | 13.3% |
| 鳥栖市 | 52 | 7 | 13.5% | 44 | 4 | 9.1% |
| 多久市 | 30 | 3 | 10.0% | 23 | 2 | 8.7% |
| 伊万里市 | 50 | 9 | 18.0% | 50 | 9 | 18.0% |
| 武雄市 | 62 | 14 | 22.6% | 53 | 11 | 20.8% |
| 鹿島市 | 27 | 3 | 11.1% | 23 | 2 | 8.7% |
| 小城市 | 44 | 7 | 15.9% | 36 | 5 | 13.9% |
| 嬉野市 | 29 | 4 | 13.8% | 27 | 4 | 14.8% |
| 神埼市 | 44 | 7 | 15.9% | 39 | 6 | 15.4% |
| 吉野ヶ里町 | 16 | 2 | 12.5% | 12 | 1 | 8.3% |
| 基山町 | 17 | 2 | 11.8% | 17 | 2 | 11.8% |
| 上峰町 | 23 | 7 | 30.4% | 22 | 7 | 31.8% |
| みやき町 | 38 | 1 | 2.6% | 38 | 1 | 2.6% |
| 玄海町 | 10 | 2 | 20.0% | 9 | 2 | 22.2% |
| 有田町 | 24 | 5 | 20.8% | 19 | 3 | 15.8% |
| 大町町 | 11 | 1 | 9.1% | 10 | 1 | 10.0% |
| 江北町 | 12 | 2 | 16.7% | 12 | 2 | 16.7% |
| 白石町 | 20 | 1 | 5.0% | 20 | 1 | 5.0% |
| 太良町 | 13 | 1 | 7.7% | 13 | 1 | 7.7% |
| 計 | 804 | 122 | 15.2% | 701 | 95 | 13.6% |

5 審議会・委員会等における女性の参画状況

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 審議会等委員への女性の登用目標の対象である審議会等 | | | | | | |
|-------|---------------------------|-------|-------|------------|---------|---------|-----------|
| | 目標値 | 目標年度 | 審議会等数 | うち女性委員を含む数 | 総委員数(人) | うち女性(人) | 女性比率(H31) |
| 佐賀市 | 42% | 令和2年度 | 45 | 42 | 1,243 | 549 | 44.2% |
| 唐津市 | 50% | 令和6年度 | 78 | 68 | 1,969 | 700 | 35.6% |
| 鳥栖市 | 40% | 令和4年度 | 56 | 51 | 790 | 316 | 40.0% |
| 多久市 | 40% | 令和2年度 | 52 | 38 | 619 | 240 | 38.8% |
| 伊万里市 | 40% | 令和4年度 | 54 | 51 | 959 | 321 | 33.5% |
| 武雄市 | 40% | 令和4年度 | 43 | 41 | 867 | 298 | 34.4% |
| 鹿島市 | 30% | 令和2年度 | 33 | 29 | 431 | 126 | 29.2% |
| 小城市 | 35% | 令和3年度 | 53 | 45 | 725 | 222 | 30.6% |
| 嬉野市 | 40% | 令和4年度 | 65 | 56 | 904 | 300 | 33.2% |
| 神埼市 | 40% | 令和6年度 | 41 | 32 | 565 | 138 | 24.4% |
| 吉野ヶ里町 | 40% | 令和2年度 | 12 | 9 | 100 | 22 | 22.0% |
| 基山町 | 30% | 令和2年度 | 32 | 22 | 309 | 78 | 25.2% |
| 上峰町 | 30% | 令和3年度 | 14 | 8 | 86 | 21 | 24.4% |
| みやき町 | 30% | 令和3年度 | 25 | 20 | 273 | 56 | 20.5% |
| 玄海町 | 30% | 令和6年度 | 33 | 26 | 307 | 78 | 25.4% |
| 有田町 | 30% | 令和3年度 | 29 | 25 | 314 | 102 | 32.5% |
| 大町町 | 40% | 令和7年度 | 10 | 9 | 80 | 29 | 36.3% |
| 江北町 | 30% | 令和2年度 | 22 | 17 | 175 | 39 | 22.3% |
| 白石町 | 30% | 令和2年度 | 18 | 16 | 220 | 71 | 32.3% |
| 太良町 | 40% | 令和2年度 | 22 | 13 | 234 | 56 | 23.9% |
| 計 | | | 737 | 618 | 11,170 | 3,762 | 33.7% |

市町審議会等における女性委員の割合の平均

30.4%

※令和3年3月26日調査

6 市町議会における女性議員の状況

令和2年4月1日現在

| 市町名 | 議員総数(人) | 女性議員数(人) | 女性議員の割合 |
|-------|---------|----------|---------|
| 佐賀市 | 35 | 3 | 8.6% |
| 唐津市 | 29 | 2 | 6.9% |
| 鳥栖市 | 22 | 2 | 9.1% |
| 多久市 | 15 | 1 | 6.7% |
| 伊万里市 | 21 | 2 | 9.5% |
| 武雄市 | 19 | 1 | 5.3% |
| 鹿島市 | 16 | 1 | 6.3% |
| 小城市 | 20 | 3 | 15.0% |
| 嬉野市 | 16 | 2 | 12.5% |
| 神埼市 | 20 | 3 | 15.0% |
| 吉野ヶ里町 | 12 | 0 | 0.0% |
| 基山町 | 12 | 3 | 25.0% |
| 上峰町 | 10 | 0 | 0.0% |
| みやき町 | 15 | 2 | 13.3% |
| 玄海町 | 9 | 0 | 0.0% |
| 有田町 | 16 | 0 | 0.0% |
| 大町町 | 8 | 3 | 37.5% |
| 江北町 | 10 | 1 | 10.0% |
| 白石町 | 16 | 2 | 12.5% |
| 太良町 | 11 | 1 | 9.1% |
| 計 | 332 | 32 | 9.6% |

V 参考資料

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第26条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響ができる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、会議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄
(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日公布
佐賀県条例第42号

目次

- 前 文
- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第17条）
- 第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条—第23条）
- 第4章 雜則（第24条）
- 附 則

男女は、すべての人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互い人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力ある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわりなく、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

- 3 何人もあらゆる場において男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認められるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験者のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14条）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

佐賀県男女共同参画推進審議会委員名簿(令和3年2月現在)

任期:平成31年3月27日～令和3年3月26日

| | 氏名 | 所属 |
|----|-------------|---------------------------------|
| 1 | イシバシ 石橋 裕子 | 特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会 理事長 |
| 2 | イチマル 市丸 初美 | 佐賀県農業士会 副会長 |
| 3 | イトウ 伊東 克之 | (株)佐賀銀行 人事企画部主任調査役 |
| 4 | キド 城戸 瑞穂 | 佐賀大学 医学部 教授 |
| 5 | クサバ 草場 健次 | 日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副会長 |
| 6 | クメ 久米 幸子 | 佐賀県母子寡婦福祉連合会 |
| 7 | スギハラ 杉原 孝幸 | (株)佐賀新聞社 報道部編集総務担当 |
| 8 | ソエジマ 副島 泉 | 特定社会保険労務士 中小企業診断士 |
| 9 | タカミ 高見 真智子 | (株)サイズラーニング |
| 10 | タサカ 田坂 茜 | 佐賀県弁護士会 |
| 11 | テラノ 寺野 幸子 | NPO法人 poco a bocco |
| 12 | ナガオ 長尾 隆弘 | 佐賀県行政書士会 法務委員会副委員長 |
| 13 | ナカニシ 中西 雪夫 | 佐賀大学 教育学部 教授 |
| 14 | ニシモト 西本 誠逸知 | 公募委員 |
| 15 | ハシグチ 橋口 佳代子 | 佐賀県商工会議所連合会 |
| 16 | フクシマ 福島 裕充 | 西日本総合コンサルタント株式会社 |
| 17 | ミカワ 美川 優子 | 佐賀県医師会 常任理事 |
| 18 | ミヤザキ 宮崎 耕一 | 佐賀県小中学校校長会 副会長 |
| 19 | モウタイ 馬渡 公子 | ひとつひとつネット武雄 |
| 20 | ヨシマル 吉丸 雅子 | 公募委員 |

※50音順 敬称略

第5次佐賀県男女共同参画基本計画体系表

基本方向体系

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標(5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と
多様性を尊重する環境の整備

重点目標(6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

数値目標

| 基本 方向 | 数値目標名 (担当課) | 現状 | 令和7年度 までの 数値目標 |
|----------------|--|----------------|-----------------------|
| | | 令和元年度 | |
| 1-(1) 1-(2) | 性別によって役割を固定する考え方に対する同意する県民の割合 (男女参画・女性の活躍推進課) | 34.3% | 30%未満 |
| 2-(3) | 市町における相談窓口(女性相談窓口)の設置数 (男女参画・女性の活躍推進課) | 13市町 | 20市町 |
| 2-(4) | 女性のがん検診受診率 (健康増進課) | 乳がん 44.7% | ※R4年度 乳がん 50% |
| | | 子宮頸がん 43.3% | ※R4年度 子宮頸がん 50% |
| 2-(5) | 県事業によるひとり親家庭の就職者数 (こども家庭課) | 75人 | ※R4年度 120人 |
| 3-(7) | 民間企業の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (男女参画・女性の活躍推進課) | 10.1% | ※R4年度 15% |
| 3-(8) | 市町の審議会等における女性委員の割合の平均 (男女参画・女性の活躍推進課) | 29.1% | 30%以上 |
| 3-(9) | 保育所等待機児童数 (こども未来課) | 24人 | 0人 |
| 3-(9) | 年次有給休暇の取得率 (産業人材課) | 48.6% | 70% |

男女共同参画の推進のあゆみ(年表)

| | 世界の動き | 日本の動き | 佐賀県の動き |
|----------------|--|---|--|
| 1945年 (S20) | 国際連合誕生 | | |
| 1946年 (S21) | 婦人の地位委員会発足 | 史上初の婦人参政権確立日本国憲法公布 | |
| 1953年 (S28) | | | 婦人問題対策審議会設置 |
| 1967年 (S42) | 婦人に対する差別撤廃宣言採択 | | |
| 1972年 (S47) | 1975年を国際婦人年とすることを宣言 | | |
| 1975年 (S50) | 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立（昭和51年施行） | 唐津市に「働く婦人の家」設置 |
| 1976年 (S51) | 「国際婦人の十年始まる」（1985年まで） | 「民法等の一部を改正する法律」（離婚後復氏制度）の施行 | |
| 1977年 (S52) | | 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）開館 | 長期総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む |
| 1978年 (S53) | | | 婦人の地位を高める県民大会開催 |
| 1979年 (S54) | 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | 有明町に「農村婦人の家」設置 国連婦人の十年推進県民大会開催 |
| 1980年 (S55) | 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | 女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立 | 伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民大会開催 |
| 1981年 (S56) | | 「国内行動計画後期重点目標」発表 | 牛津町に「農村婦人の家」設置 |
| 1982年 (S57) | | | 内職相談センターが婦人就業援助センターとなる80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む |
| 1983年 (S58) | | | 上峰町に「農村婦人の家」設置 |
| 1984年 (S59) | 「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議（ナイロビ）のためのエスキヤップ地域政府間準備会議（東京） | アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立（昭和60年施行） | 婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さがの女性」発刊 |
| 1985年 (S60) | 「国連婦人の十年」最終年 ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けて）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 生活保護基準額の男女差解消女性の年金権の確立（国民年金法改正／昭和61年施行） 「男女雇用機会均等法」公布（昭和61年施行） 「女子差別撤廃条約」批准 | 「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始 |
| 1986年 (S61) | | 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 | 県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置 |
| 1987年 (S62) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | |

| | 世界の動き | 日本の動き | 佐賀県の動き |
|------------------|--|---|--|
| 1988年 (S 6 3) | | | 青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参加の社会づくりを盛り込む |
| 1989年 (H元) | | | 西有田町に「働く婦人の家」設置 女性の生活と意識に関する実態調査を実施 |
| 1990年 (H 2) | 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定 | 「さが女性プラン21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる |
| 1991年 (H 3) | | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 | 男女共同参加の社会をつくるための県民意識調査を実施 |
| 1992年 (H 4) | 環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択 | 「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライン」策定 | 児童青少年課に女性企画室を設置 |
| 1993年 (H 5) | 国連世界人権会議（ウィーン） 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | 第4回世界女性会議日本国内委員会設置 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 | 佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定 |
| 1994年 (H 6) | 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） | 男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 | |
| 1995年 (H 7) | 第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択 | 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） | 佐賀県立女性センター（アバンセ）オープン（3月） 女性問題審議会に「さが女性プラン21」改定について諮問 |
| 1996年 (H 8) | | 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定 | 「さが女性プラン21（改訂版）」策定（2月） 県民生活課に女性企画室を設置 |
| 1997年 (H 9) | | 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催（参議院50周年記念） | 男女共同参画社会づくりのための県民意識調査を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体（女性団体）交流支援事業開始（～平成12年） |
| 1998年 (H 10) | | 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」を答申 | |
| 1999年 (H 11) | エスカッップハイレベル政府間会議（バンコク） | 改正育児・介護休業法施行 改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定） 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 | 女性企画室が男女共同参画室となる 女性問題審議会が男女共同参画推進審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画推進会議となる |
| 2000年 (H 12) | 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） | 「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同参画週間にについて」決定 | 男女共同参画推進審議会に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」について諮問 |

| | 世界の動き | 日本の動き | 佐賀県の動き |
|----------------|--|--|---|
| 2001年 (H13) | | 内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」 「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 第1回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 | 「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画室から男女共同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行 |
| 2002年 (H14) | | アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 | 「佐賀県男女共同参画推進員」を設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置付ける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催 |
| 2003年 (H15) | 国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議 | 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 | |
| 2004年 (H16) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 | 「佐賀県DV総合対策会議」及び 「佐賀県DV総合対策センター」を設置 |
| 2005年 (H17) | 第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催（ニューヨーク） | 「男女共同参画基本計画」改定 | 「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設 |
| 2006年 (H18) | | | 「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定 |
| 2007年 (H19) | | 「男女雇用機会均等法」(H18.6改正)施行 | 「2007男女共同参画フォーラムinさが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定 |
| 2008年 (H20) | 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 | 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正、施行 | |
| 2009年 (H21) | 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表 | 「育児・介護休業法」改正 | 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施 |
| 2010年 (H22) | 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）を開催（ニューヨーク） UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の発足が決定 日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合を開催 | 「育児・介護休業法」(H21.6改正)原則施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定 | 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表 |
| 2011年 (H23) | 「APEC女性と経済サミット」を開催（サンフランシスコ） | 配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」開設 | 「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」を策定 |

| | 世界の動き | 日本の動き | 佐賀県の動き |
|-----------------------|---|---|--|
| 2012年 (H24) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（サンクトペテルブルク） | 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（働く「なでしこ」大作戦）決定 | 性暴力被害者支援モデル事業を開始 |
| 2013年 (H25) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パリ） | 「なでしこ銘柄」の選定 日本再興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 | 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定 |
| 2014年 (H26) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（北京） | “女性の活躍「見える化」サイト”を開設 すべての女性が輝く社会づくり本部を設置 | 「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議in佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施 |
| 2015年 (H27) | 第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」を開催（ニューヨーク） 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（マニラ） | 「第4次男女共同参画基本計画」策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布・施行 | 「女性の大活躍推進佐賀県会議」との共催にて、「女性の大活躍推進フォーラム」を開催 「佐賀県イキメン講座 キックオффォーラム」を開催 |
| 2016年 (H28) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（リマ） | 厚生労働省が「女性の活躍推進企業データベース」を開設 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」改正 | 「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定 |
| 2017年 (H29) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（ベトナム・フエ） | 「働き方改革実行計画」を決定 刑法の一部改正法が施行（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等） 「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」（H28.3改正）施行 | 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、佐賀県庁旧館及び県立男女共同参画センター・県立生涯学習センター（アバンセ）のパープル・ライトアップを実施 |
| 2018年 (H30) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（パプアニューギニア・ポートモレスビー） | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行 「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定 | |
| 2019年 (H31 /R元) | 「APEC女性と経済フォーラム」を開催（チリ・ラ・セレナ） | 「働き方改革関連法」施行 「女性活躍推進法」の改正・施行 | 「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」を策定 佐賀県版父子手帳「SAGA PAPA POCKET BOOK（サガパパポケットブック）」の作成 「イクボス照会冊子」の作成 |
| 2020年 (R2) | 「APEC女性と経済フォーラム」をオンラインにて開催（マレーシア） | DV相談プラスの開始 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号の導入 「第5次男女共同参画基本計画」策定 | 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査結果」を公表 佐賀県知事との「PAPAシンポジウム」をオンラインにて開催 |